

第5期延岡市地域福祉計画及び第6次延岡市地域福祉活動計画  
(素案)



## 目 次

---

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景	2
2 計画の趣旨	2
3 計画の位置づけ	3
4 他の法定個別計画との関係	4
5 計画の期間	5
6 計画の進行管理	5

### 第2章 本市を取り巻く状況

1 統計から見た状況	8
2 アンケートから見る本市の福祉の状況	14
3 これまでの取り組みと課題	22

### 第3章 計画の基本方針

1 基本理念	39
2 基本目標	39
3 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）	41

### 第4章 地域福祉の総合的な展開

1 施策の体系	44
2 施策の方向・具体的な取り組み	45

### 第5章 延岡市再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨	104
2 再犯防止推進計画の位置付け	105
3 施策の方向	105
4 具体的な取り組み	106
5 計画の進捗管理	107

## 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の趣旨及び位置付け	110
2 重層的支援体制整備事業と「なんでも総合相談センター」	112
3 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制	113
4 計画期間と進捗管理・評価	120

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画の背景

少子高齢化や人口減少による一人暮らし世帯や高齢者世帯の増加、生活困窮者の増加、子どもの貧困、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどライフステージ全般にわたり存在する新たな課題も顕在化していく中もありながら、とりわけ近年のデジタル化、パンデミックによる環境変化に伴う孤独・孤立の深刻化などを経験する現代社会では、隣近所に関心を寄せることが地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域で互いに支え合うことが難しくなっているといわれています。

このような社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制の整備などの取り組みを着実に進めながら、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が重要となっています。

### 2 計画の趣旨

今期の策定にあたっては、前期計画に引き続き、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」については、再犯者の中には福祉的な課題を抱え支援を必要とする人もいることから、地域福祉計画に内包する形で策定します。

さらに、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」についても、地域福祉計画と一緒に策定することにより、「地域共生社会」の実現に向けてより一層の地域福祉の充実に取り組んでまいります。

### 3 計画の位置づけ

#### 【地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ】

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に定められた、市町村が策定する計画であり、地域福祉活動計画とは、地域住民や民間団体等が主体となって行う福祉活動及び地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容として、市町村社会福祉協議会が策定する計画です。

本市では、第4期延岡市地域福祉計画及び第5次延岡市地域福祉活動計画の策定にあたって、それぞれの計画の役割を明確にし、協働や実効性を高めるとともに、双方の支援・連携体制を強化することを目的に、これらの計画を一体的に策定しました。

今期の第5期延岡市地域福祉計画及び第6次延岡市地域福祉活動計画においても、引き続き一体的に策定し、双方の支援・連携体制のより一層の強化を図ります。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

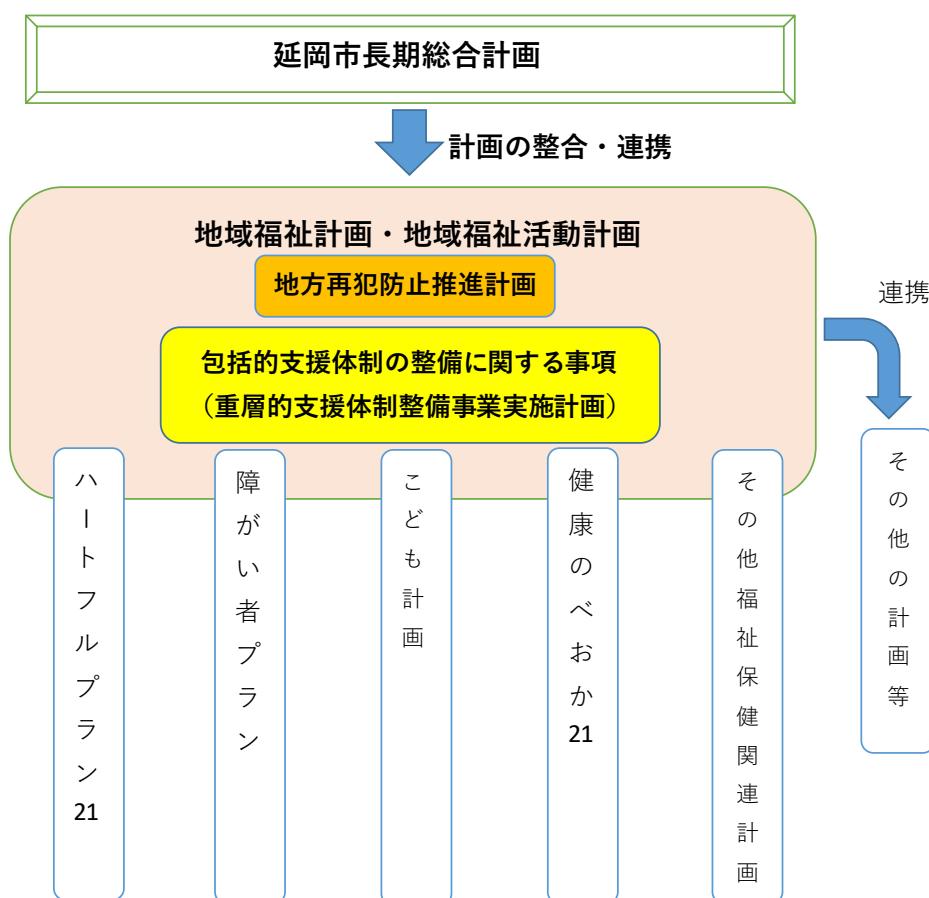
#### 4. 他の法定個別計画との関係

本計画の実施にあたっては、延岡市長期総合計画を最上位計画とし、延岡市が目指す地域福祉の実現に向けて取り組んでいきます。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野に共通する事項や「複合的な課題」、「制度の狭間の課題」への対応策などを記載する、福祉の各計画や関連する計画の基本となる計画と位置づけます。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方再犯防止推進計画」については、地域福祉計画に内包する形で策定し、社会福祉法第106条の5に規定する、重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」については地域福祉計画と一緒に策定します。

◆地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の計画との関連のイメージ図◆



### 5 計画の期間

第5期延岡市地域福祉計画及び第6次延岡市地域福祉活動計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
地域福祉計画										
	第4期延岡市地域福祉計画 及び第5次延岡市地域福祉活動計画					第5期延岡市地域福祉計画 及び第6次延岡市地域福祉活動計画 地方再犯防止推進計画 重層的支援体制整備事業実施計画				
地域福祉活動計画										
地方再犯防止推進計画										
重層的支援体制整備 事業実施計画										

### 6 計画の進行管理

計画（Plan）の達成のために、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

そのため、毎年度、取組指標の進捗状況を把握・点検し、その結果を計画の審議にあたった地域福祉懇話会の委員に報告します。進捗状況報告に対する委員の意見、社会情勢の変化、その他の関連計画等との連携等により、必要に応じて懇話会を開催し、計画の見直しを行います。



---

## 第2章 本市を取り巻く状況

---

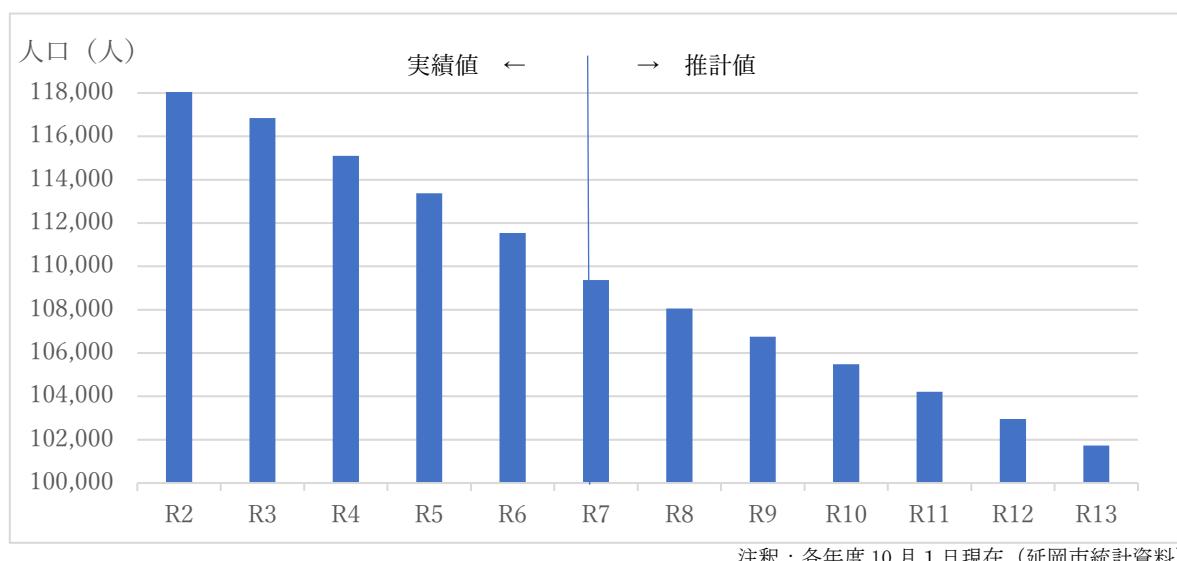
### 1 統計から見た状況

#### (1) 人口と世帯数等の推移

本市の総人口は、昭和55年の154,881人（旧3町含む）をピークに減少傾向にあり、令和7年には109,368人（R7年10月1日時点の延岡市現住人口）となっています。これは前期計画策定時（R3年）において推計した111,312人を上回るペースで減少しています。なお、令和13年の推計値は101,726人となっています。

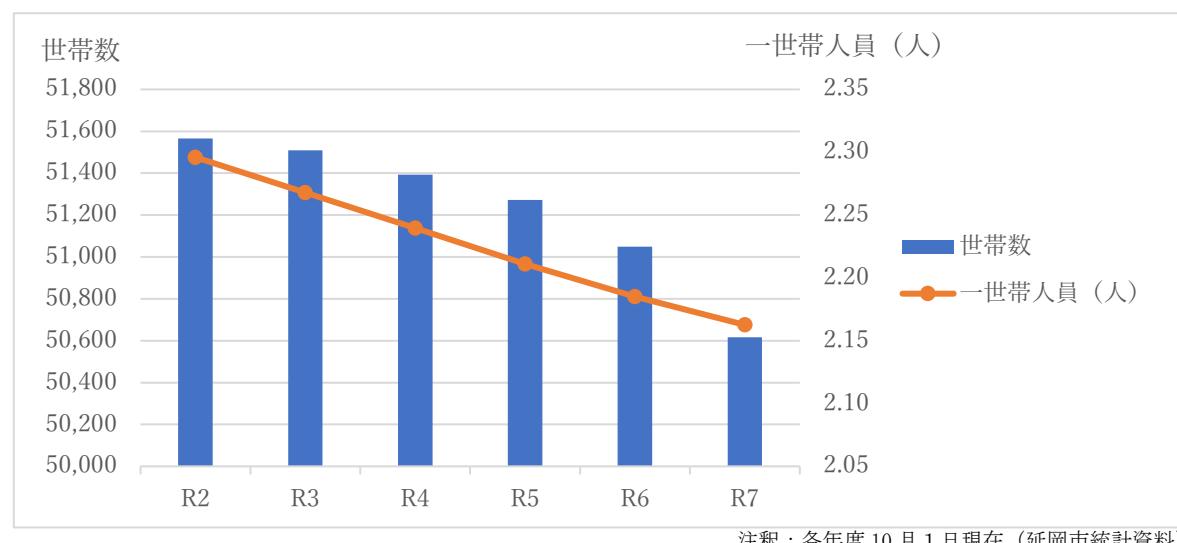
また、令和2年まで増加傾向にあった世帯数は、一世帯あたりの世帯員数とともに減少しています。

図1-1 人口の推移



※令和8年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに推計

図1-2 世帯数と一世帯人員の推移

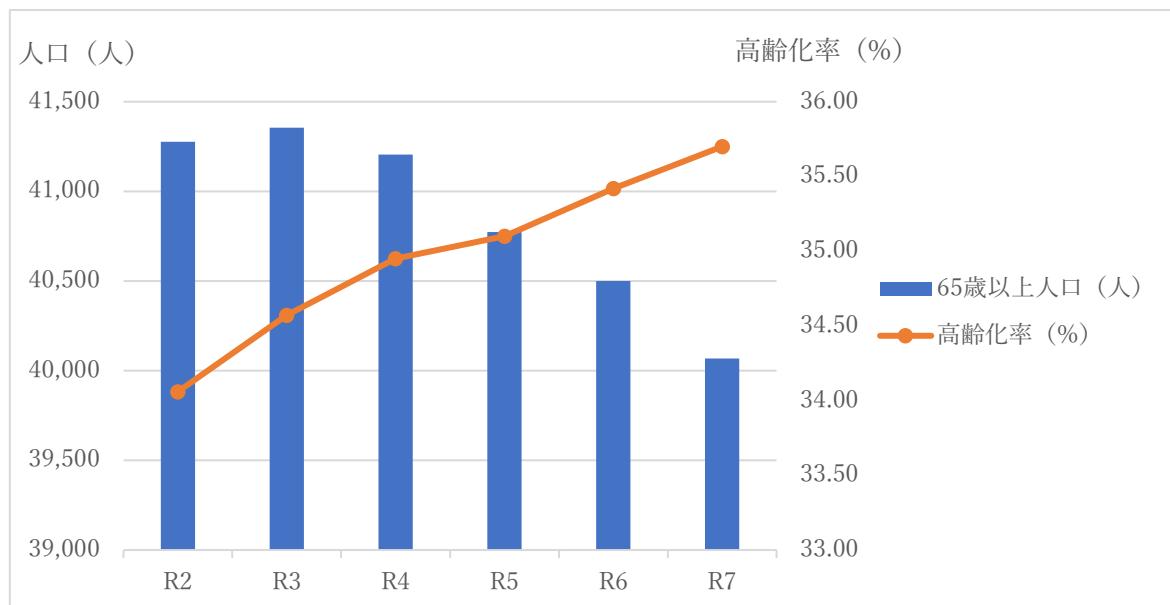


## (2) 高齢者人口と年少人口の推移

65歳以上の高齢者人口（図2-1）は、令和3年をピークに年々減少しており、総人口に占める高齢者の割合は、令和7年10月1日現在で35.70%となっています。

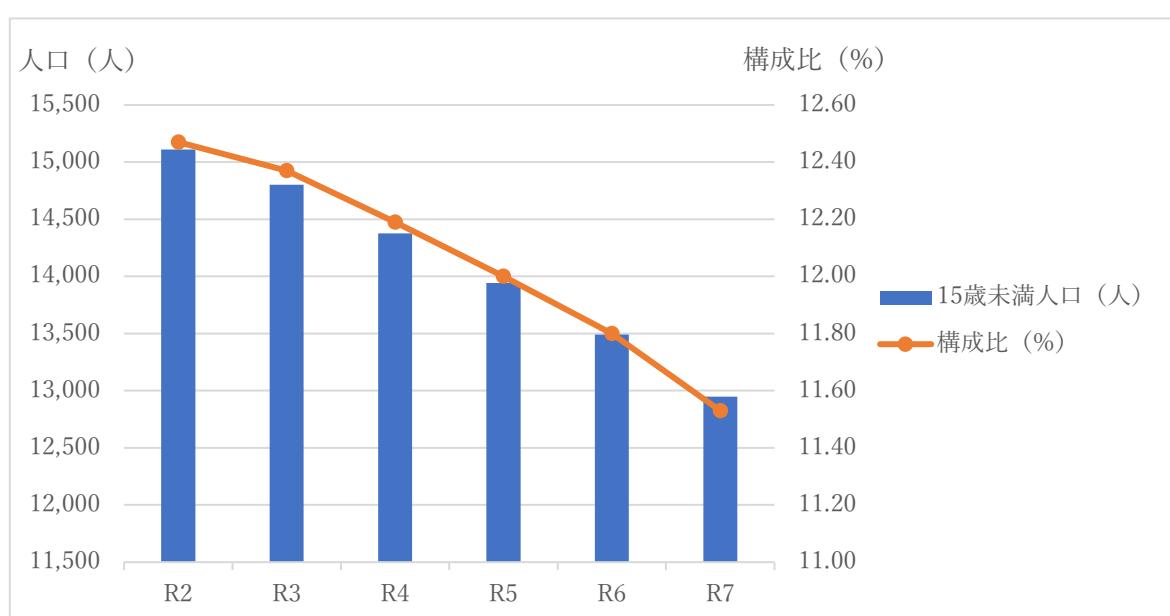
また、15歳未満の年少人口（図2-2）についても年々減少しており、総人口に占める年少人口の割合は11.53%となり、少子高齢化の傾向は前回と変わっていません。

図2-1 高齢者人口の推移



注釈：各年度10月1日現在（延岡市統計資料）

図2-2 年少人口の推移



注釈：各年度10月1日現在（延岡市統計資料）

## 第2章 本市を取り巻く状況

### (3) 一人暮らし世帯等の推移

年々、65歳以上の人口は減少していますが、一人暮らしの高齢者世帯は増加しており、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

(単位：人、世帯)

年 度	65歳以上人口	一人暮らし高齢者世帯	二人以上の高齢者世帯
R2	40,815	13,852	8,753
R3	41,164	14,162	8,770
R4	40,999	14,408	8,776
R5	40,542	14,560	8,770
R6	40,253	14,759	8,750
R7	39,770	14,832	8,667

注釈：各年10月1日現在の数値

資料：「高齢者実態調査（総合福祉課）」

### (4) 就学前児童の保育状況

共働き家庭の増加や幼児教育・保育の無償化の実施などにより、幼稚園や保育所などの教育・保育施設を利用する割合は、年々増加していますが、就学前児童の減少に伴い、施設利用児童は減少しています。

(単位：人、%)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
施設利用児童	3,924 (71.1)	3,849 (72.9)	3,735 (73.2)	3,669 (74.2)	3,617 (76.3)	3,542 (78.6)
在宅児童等	1,597 (28.9)	1,434 (27.1)	1,370 (26.8)	1,271 (25.8)	1,122 (23.7)	966 (21.4)
計	5,521 (100)	5,283 (100)	5,105 (100)	4,940 (100)	4,739 (100)	4,508 (100)

注釈：各年4月1日現在の数値 右欄( )内は、就学前児童数に対する構成比(%)

施設利用児童数は、認可保育所、幼稚園、認定こども園に通園している児童数

資料提供：こども保育課、学校教育課

## 第2章 本市を取り巻く状況

### (5) 児童扶養手当受給世帯数の推移

子育て世帯数の減少に伴い、ひとり親家庭等も減少傾向にあります。

(単位：世帯)

	R2	R3	R4	R5	R6
児童扶養手当受給世帯数	1,570	1,474	1,541	1,381	1,368

注釈：各年度末現在の数値

資料：「延岡市の市勢」

### (6) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者は、減少しています。

(単位：人)

年 度	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合 計
R2	99	1,446	4,963	6,508
R3	100	1,399	4,919	6,418
R4	94	1,323	4,797	6,214
R5	88	1,285	4,620	5,993
R6	89	1,254	4,490	5,833
R7	82	1,200	4,333	5,615

注釈：各年 4 月 1 日現在の数値

資料提供：障がい福祉課

### (7) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者は、年度毎の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人)

年 度	重度（A）	中度（B 1）	軽度（B 2）	合 計
R2	495	410	325	1,230
R3	500	426	318	1,244
R4	540	452	346	1,338
R5	539	454	358	1,351
R6	535	460	372	1,367
R7	529	450	389	1,368

注釈：各年 4 月 1 日現在の数値

資料：「延岡市の市勢」

## 第2章 本市を取り巻く状況

### (8) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2級・3級の方が増加傾向にあります。

(単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	合 計
R2	67	532	261	860
R3	59	526	280	865
R4	69	570	318	957
R5	62	576	312	950
R6	61	584	332	977
R7	53	617	366	1,036

注釈：各年4月1日現在の数値

資料：「延岡市の市勢」

### (9) 被保護世帯、人員の推移

被保護世帯、人員は減少傾向にあります。

(単位：世帯、人、%)

年 度	世 帯 数	人 員	保 護 率		
			延岡市	県平均	全国平均
R2	2,204	2,689	22.78	16.47	16.3
R3	2,189	2,639	22.62	16.21	16.3
R4	2,163	2,594	22.56	16.04	16.2
R5	2,152	2,581	22.83	16.08	16.3
R6	2,112	2,491	22.41	16.05	16.2

注釈：数値はすべて各年度平均値 保護率は人口千人に対する割合（保護停止者含む）

資料：「主要な施策の成果」 ※保護率（県平均・全国平均）は「生活保護速報」等から算出した数値

## 第2章 本市を取り巻く状況

### (10) 自立相談支援事業・住居確保給付金事業の支援状況

自立相談支援事業は、制度の周知とともに相談件数が増加しましたが、近年は堅調に推移する有効求人倍率にも支えられて減少傾向となっています。

住居確保給付金につきましては、令和2年度に支給件数が大きく増加しましたが、これは、コロナ禍により住居を失う恐れのある世帯へ対応するために、支給要件が大幅に緩和されたことによるものです。

年 度	自立相談支援相談件数	住居確保給付金支給件数
R2	185 件	704 件
R3	337 件	383 件
R4	124 件	148 件
R5	182 件	19 件
R6	101 件	20 件

注釈：各年度末現在の数値

資料：「主要な施策の成果」

### (11) 要介護認定者数の推移

介護予防・日常生活支援総合事業の開始や介護予防の取り組み等により、認定者数は減少傾向にあります。

(単位：人、%)

年 度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
R2	600	609	2,071	1,305	1,055	1,089	667	7,396
R3	565	669	1,937	1,301	1,071	1,076	631	7,250
R4	496	675	1,865	1,343	961	1,046	634	7,020
R5	567	694	1,836	1,349	924	1,078	645	7,093
R6	503	769	1,782	1,387	914	1,080	550	6,985
R6 構成比	7.2	11.0	25.5	19.8	13.1	15.5	7.9	100.0

注釈：各年度末現在の数値

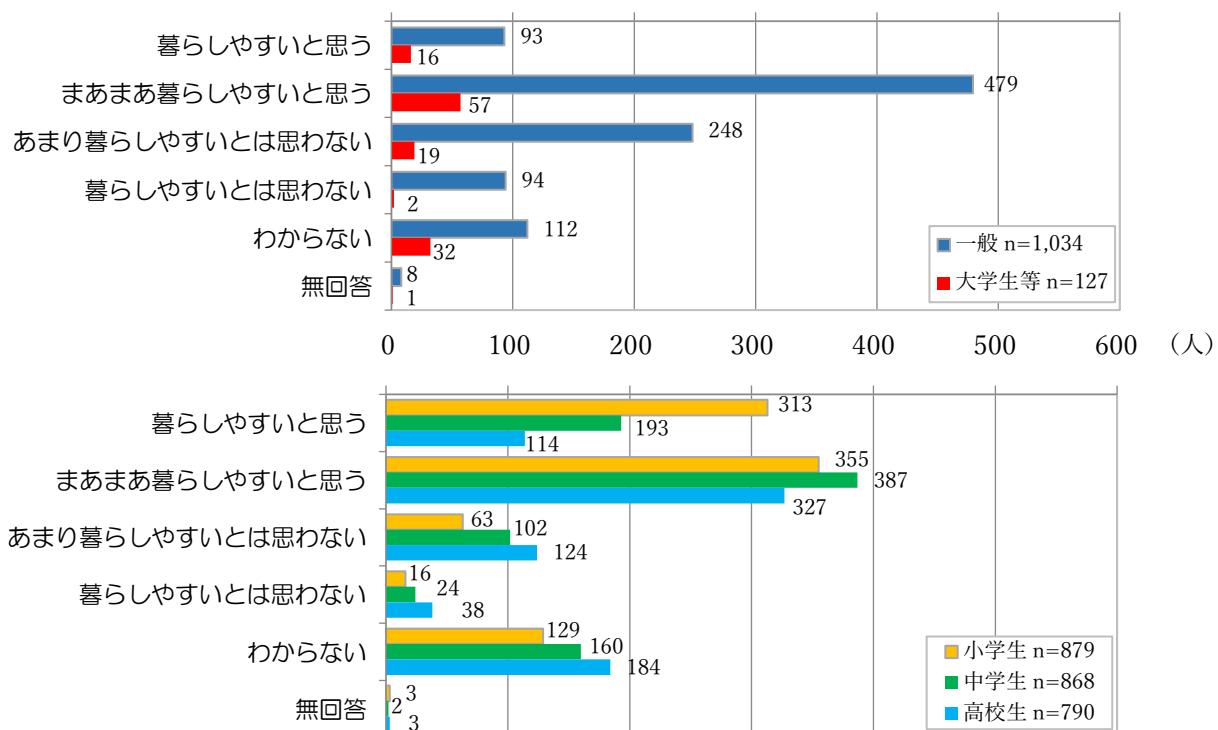
資料：「延岡市の市勢」

### 2 アンケートから見る本市の福祉の状況

アンケート調査は、7~8月にかけて、一般市民、大学生・看護専攻科、高校生、中学生、小学生を対象に行いました。一般市民アンケートは、依頼総数3,000人中1,034人の回収となり、回収率は34.5%でした。小学生879件、中学生868件、高校生790件、大学生・看護専攻科127件の回答がありました。（グラフは上段が一般、大学生等（看護専攻科学生含む）、下段が小・中・高校生の回答を集計したものです。）

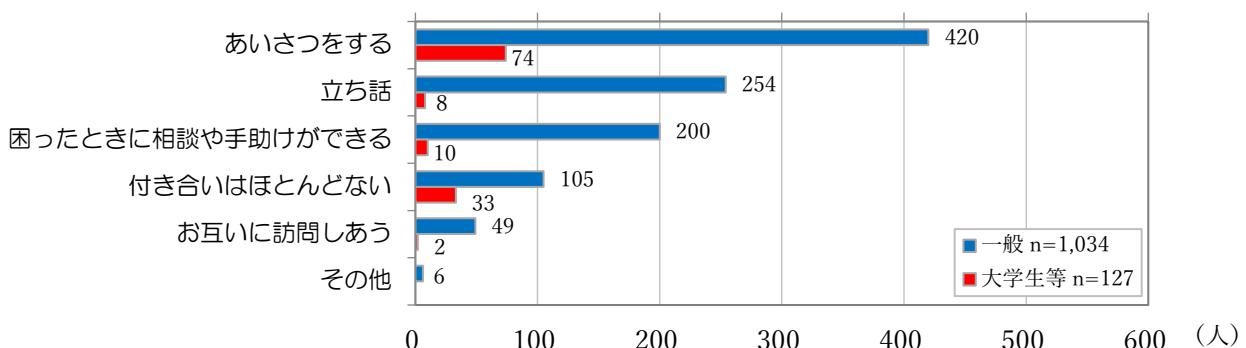
#### 地域についての考え方

子育てしている人・高齢者・障がいがある人にとって暮らしやすいまちだと思うかという問い合わせに対して「暮らしやすいと思う」「まあまあ暮らしやすいと思う」と回答したのは、一般・大学生等では5割、高校生以下の世代では7割弱となっています。

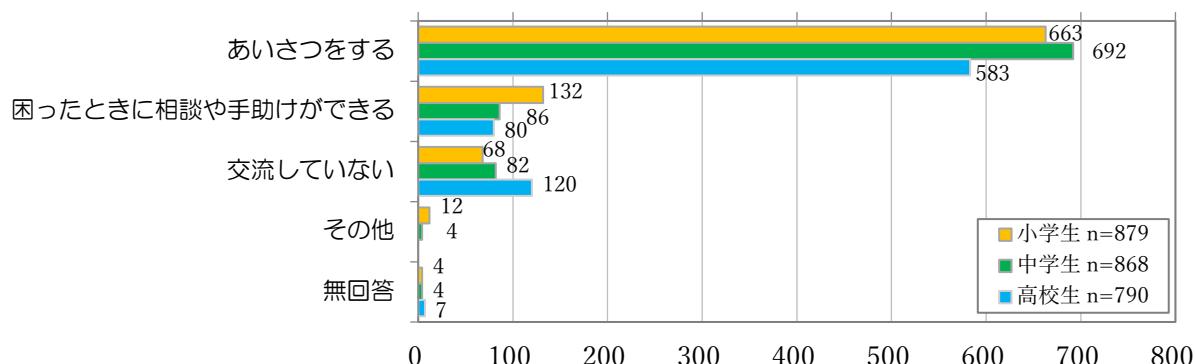


#### 近所付き合いの程度

近所付き合いの程度について、どの世代も「あいさつをする」が最も回答数が多くなっています。一方で、「付き合いはほとんどない」や「交流していない」といった回答が1割見られます。（複数回答）



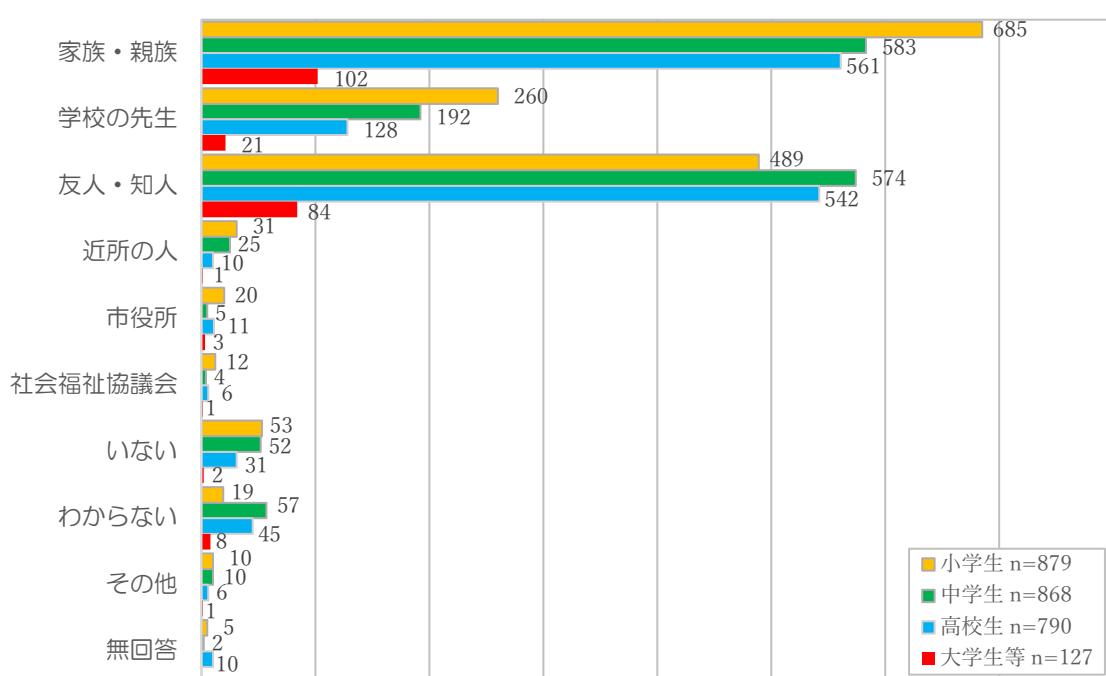
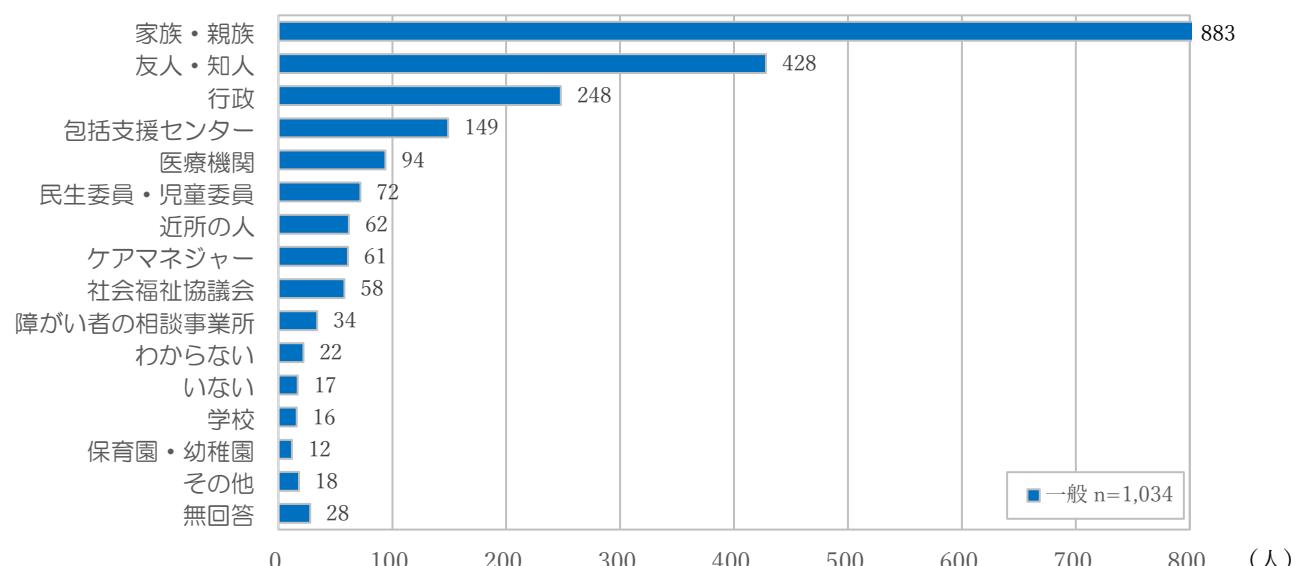
## 第2章 本市を取り巻く状況



### 悩みの相談場所等

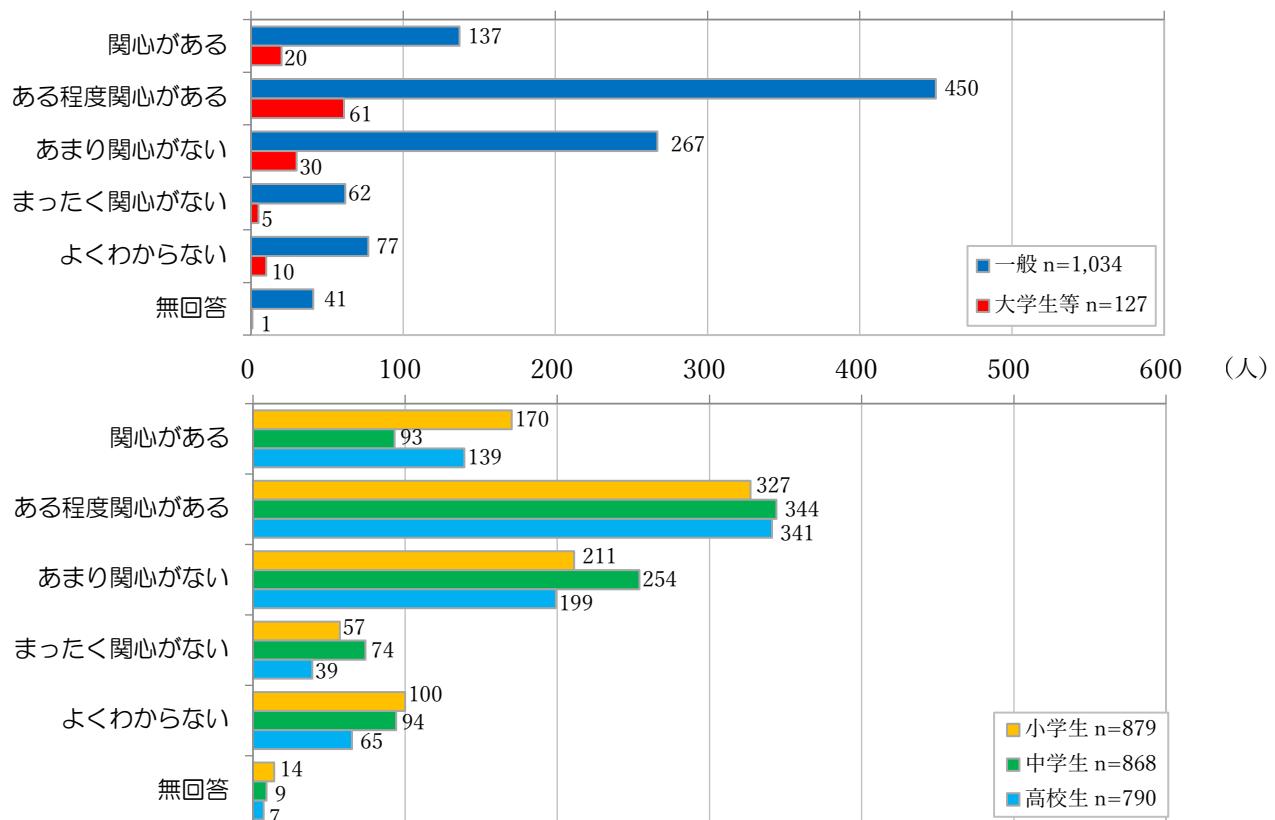
生活上の悩み相談は、どの世代も「家族・親族」の回答数が最も多く、次いで「友人・知人」となっています。

(複数回答)



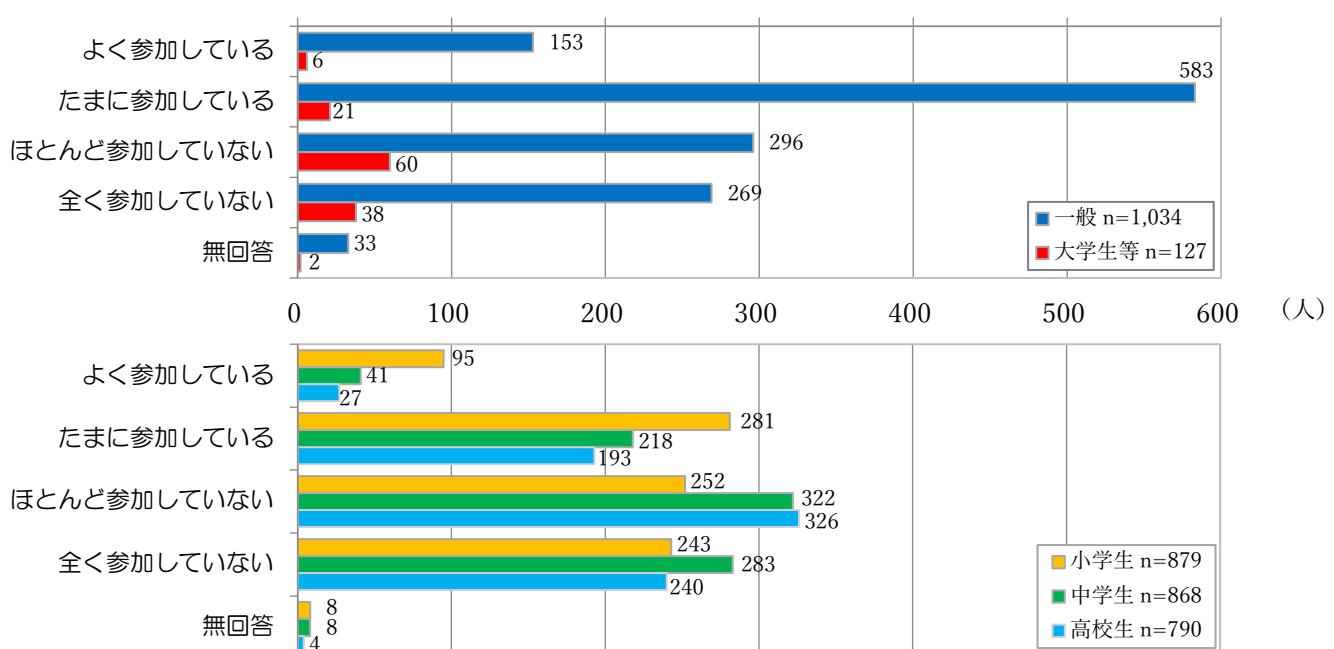
### ボランティア活動について

どの世代も、ボランティア活動に「ある程度関心がある」の回答数が多く、次いで「あまり関心がない」となっています。



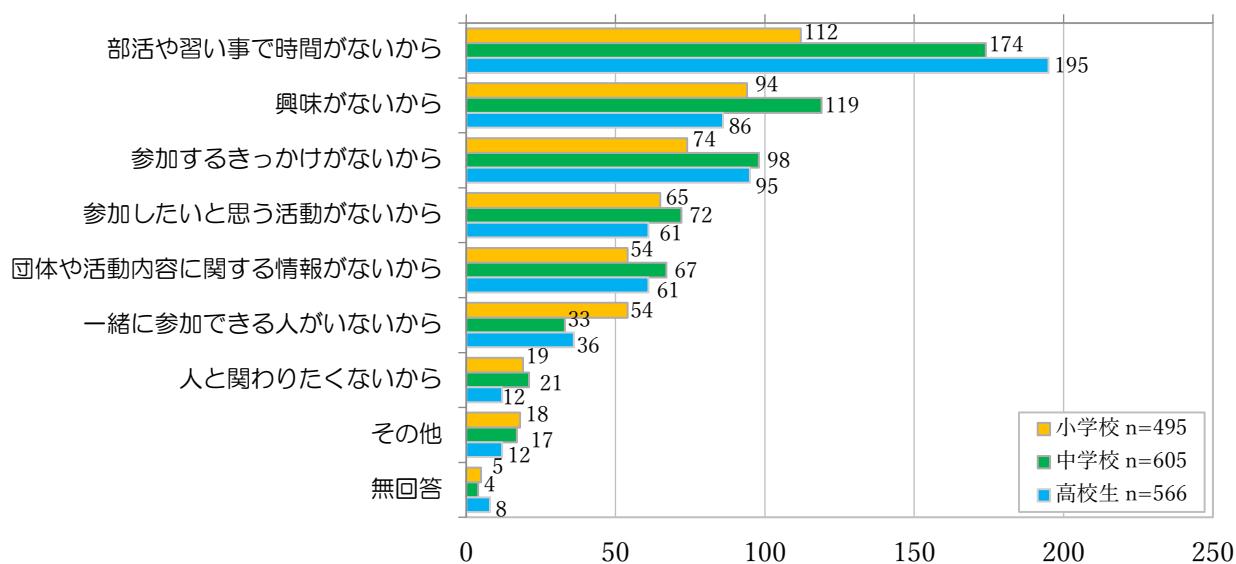
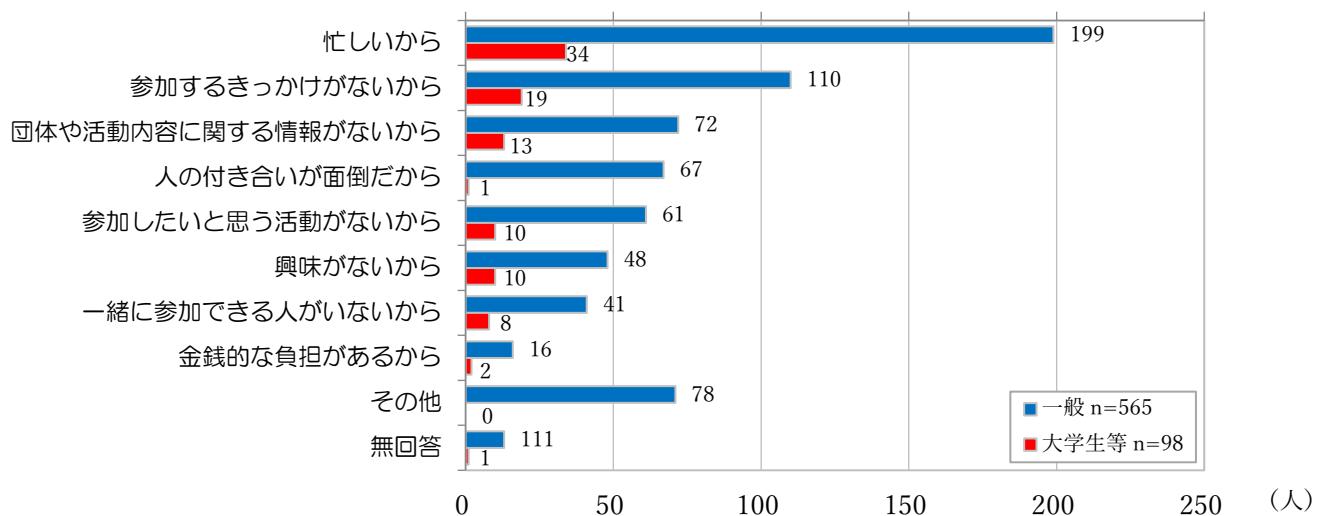
### 地域活動への参加

「よく参加している」「たまに参加している」と回答した割合は、一般では7割、大学生等は2割、中学生～高校生は3割弱、小学生は4割となっています。



**地域活動へ参加しない理由**

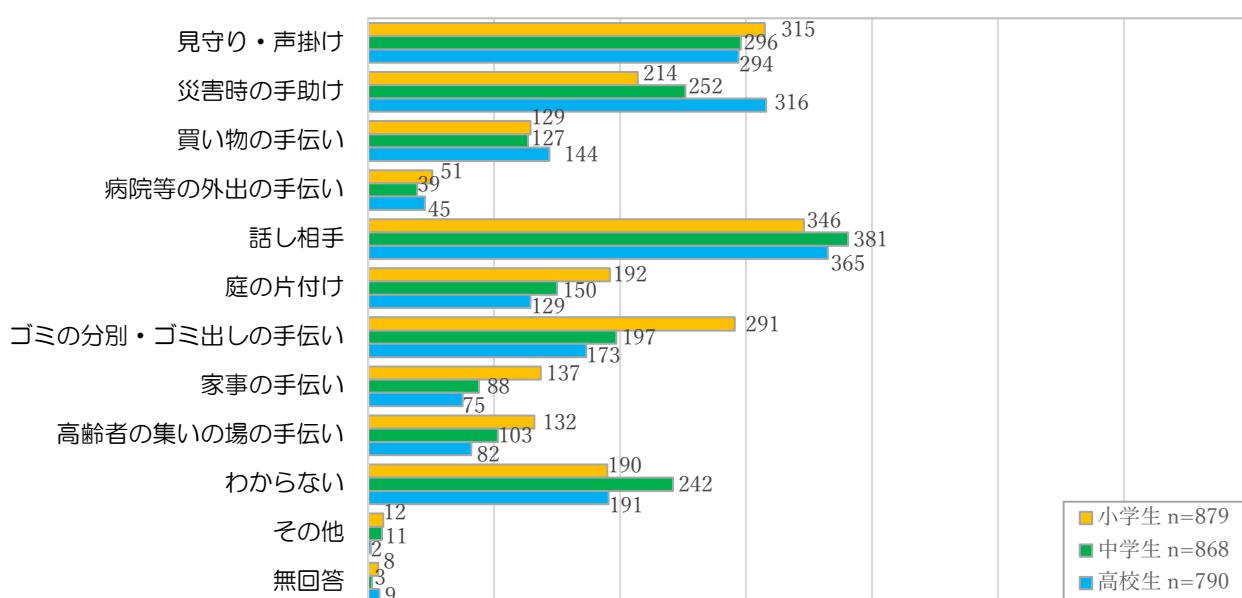
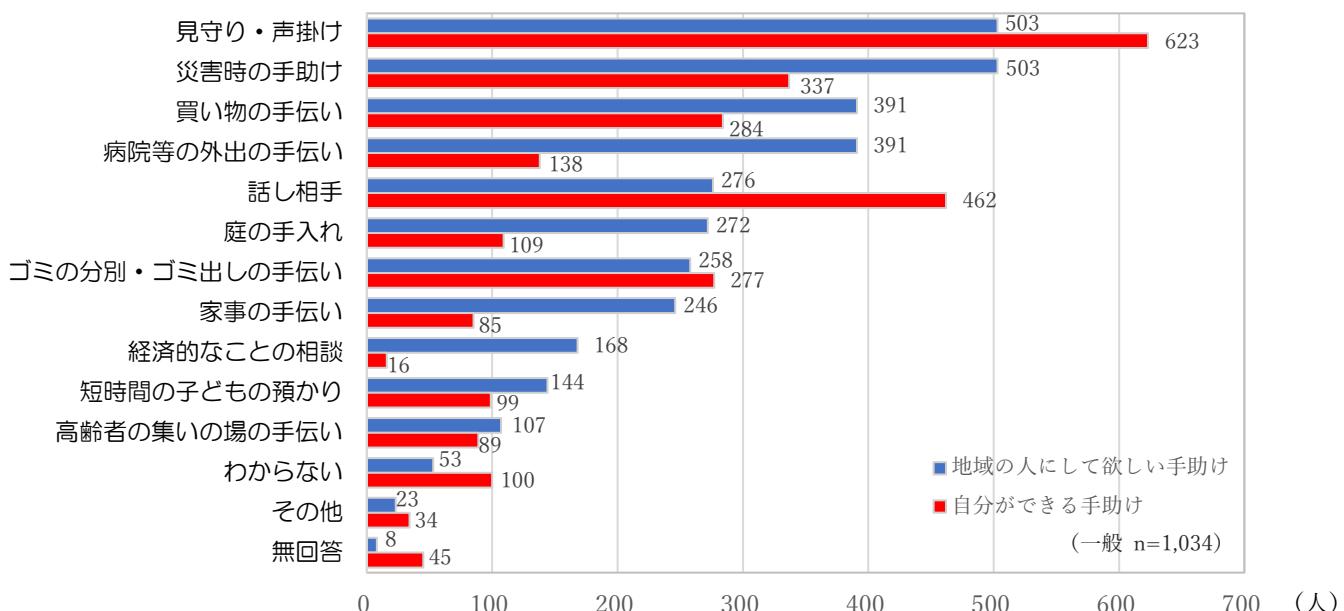
不参加の理由として、一般や大学生等では「忙しいから」の割合が最も高く、次いで「参加するきっかけがない」となっています。小・中・高校生は「部活や習い事で時間がないから」の割合が高く、次いで「興味がないから」となっています。（複数回答）



地域の人にしたい欲しい手助け、自分ができる手助け

一般では、「地域の人にしたい欲しい手助け」(青・上段)について「見守り・声掛け」「災害時の手助け」の割合が高く、「自分ができる手助け」(赤・下段)については「見守り・声掛け」「話し相手」の割合が高く、次いで「災害時の手助け」となっています。

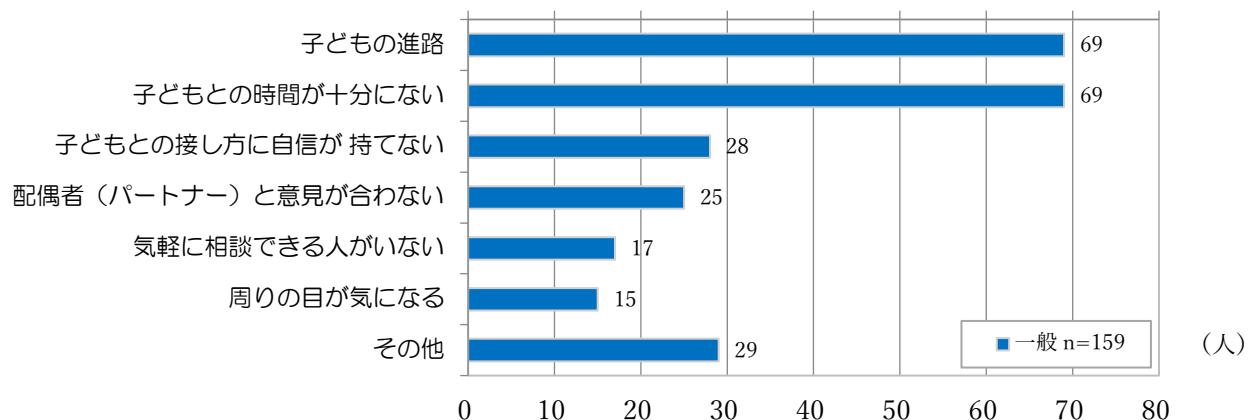
小・中・高校生では「自分ができる手助け」について「話し相手」の割合が高く、次いで「見守り・声かけ」や「災害時の手助け」の割合が高くなっています。※小・中・高校生は、「自分ができる手助け」のみ掲載。(複数回答)



### 子育ての悩み

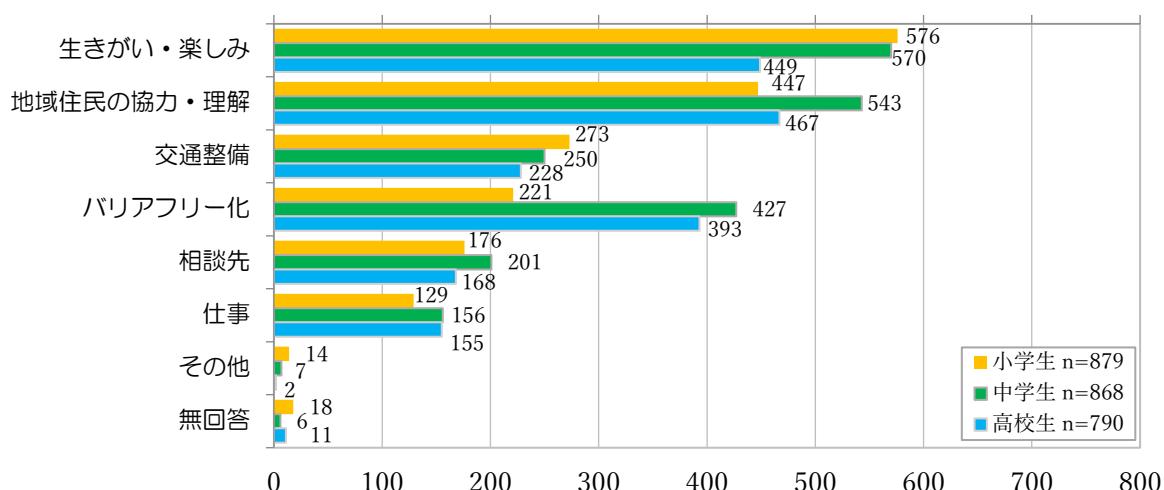
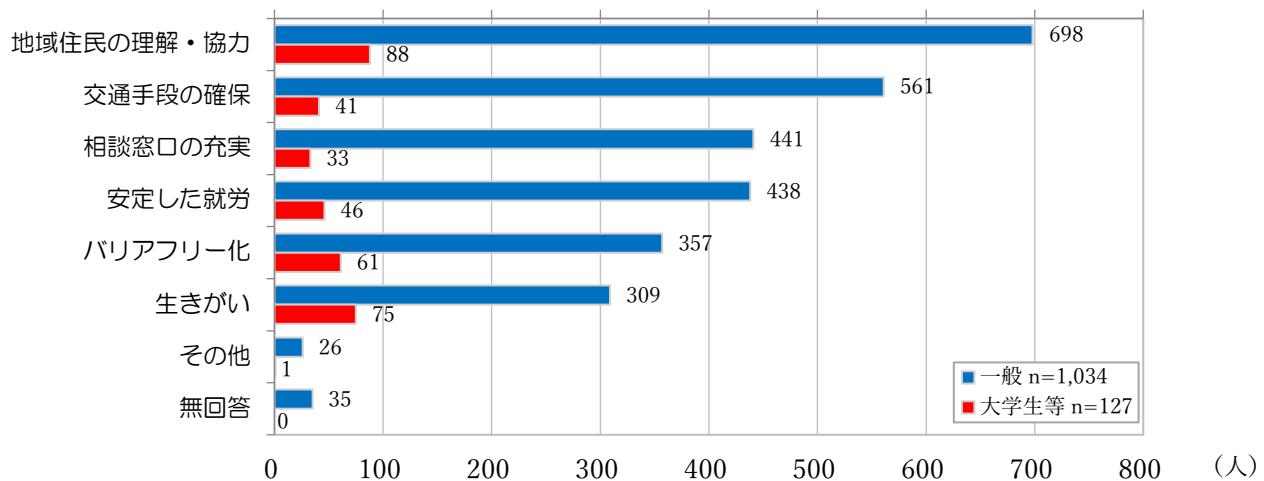
【現在子育て中（高校生まで）の保護者の方にお聞きしています。】

「子どもの進路」「子どもとの時間が十分ない」の回答数がもっとも多くなっています。（複数回答）



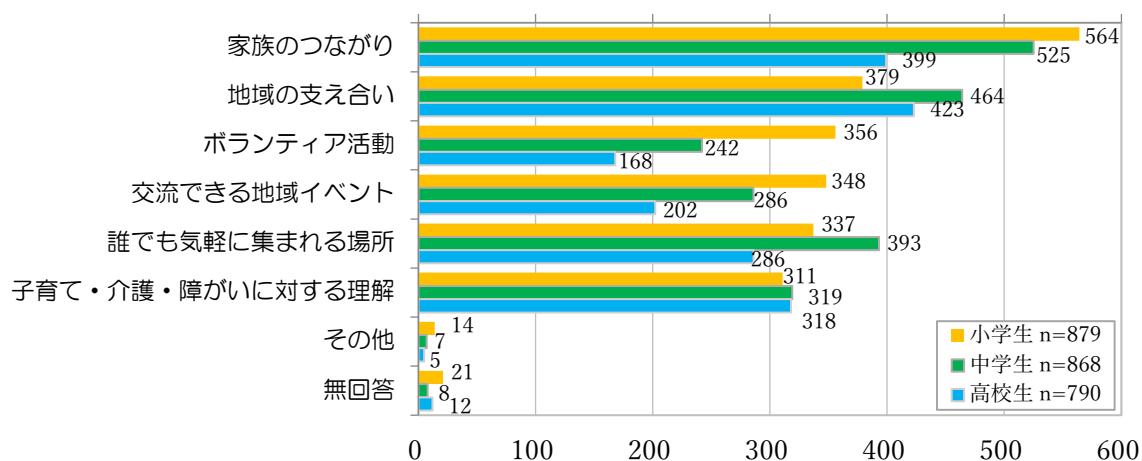
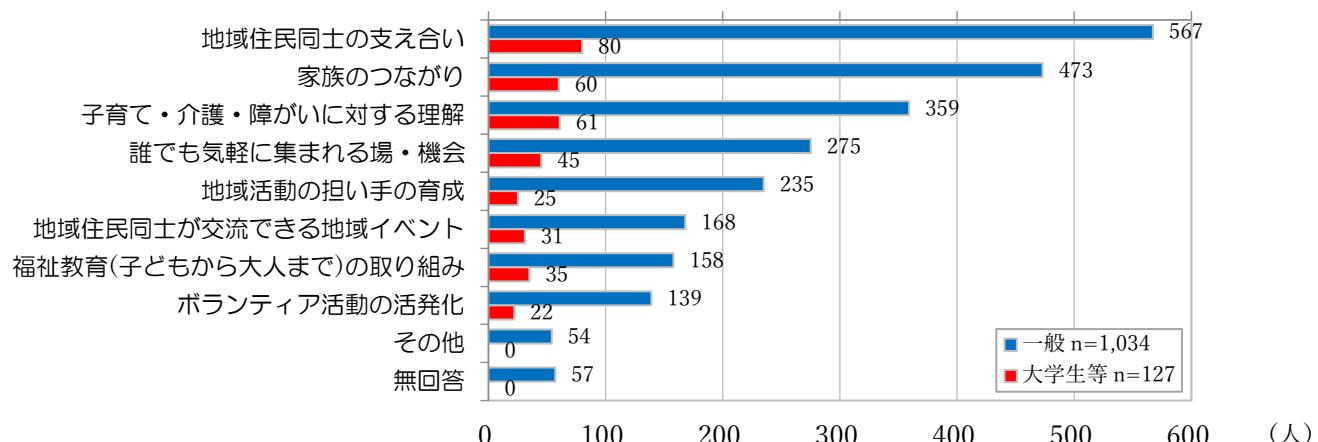
### 地域で共に生きる

障がいのある方が地域で生活するうえで大切なことについて、一般では「地域住民の理解・協力」の回答が最も多い、次いで「交通手段の確保」となっています。小・中・高校生では「生きがい・楽しみ」の回答が最も多い、次いで「地域住民の理解・協力」となっています。（複数回答）



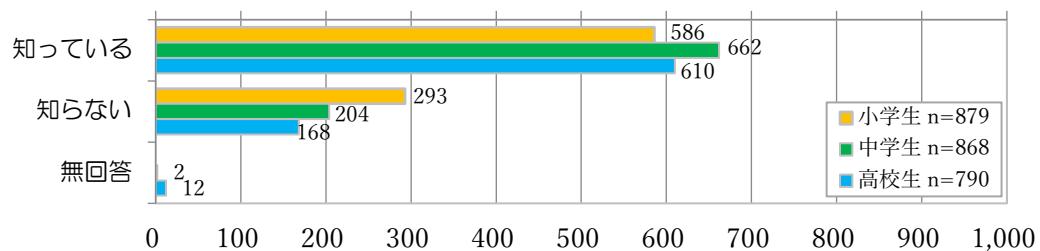
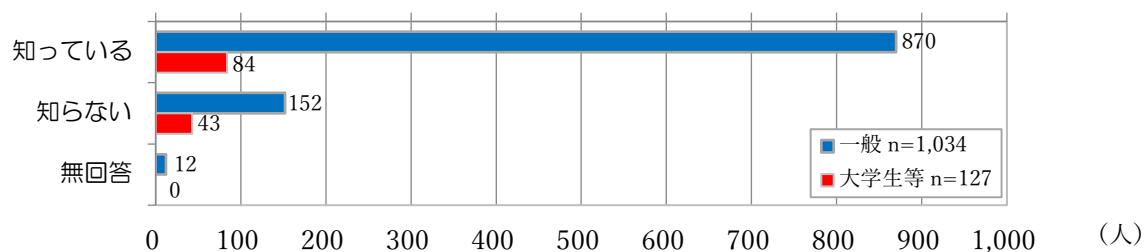
### 地域で必要な取り組み

一般・大学生等では、「地域住民同士の支え合い」の回答数が最も多く、次いで「家族のつながり」となっています。小学生～高校生では「家族のつながり」の回答数が最も多く、次いで「地域住民同士の支え合い」となっています。(複数回答)

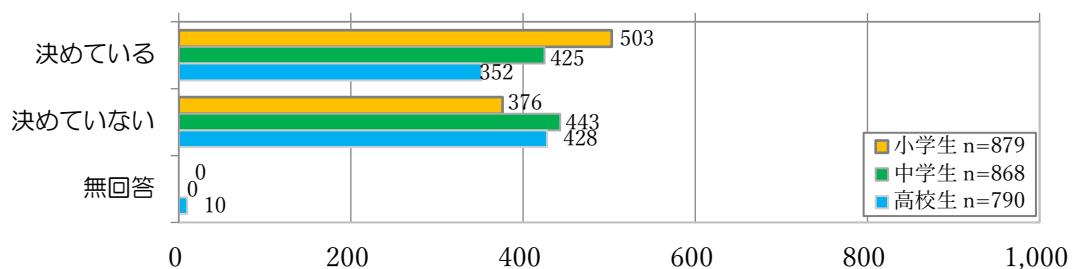
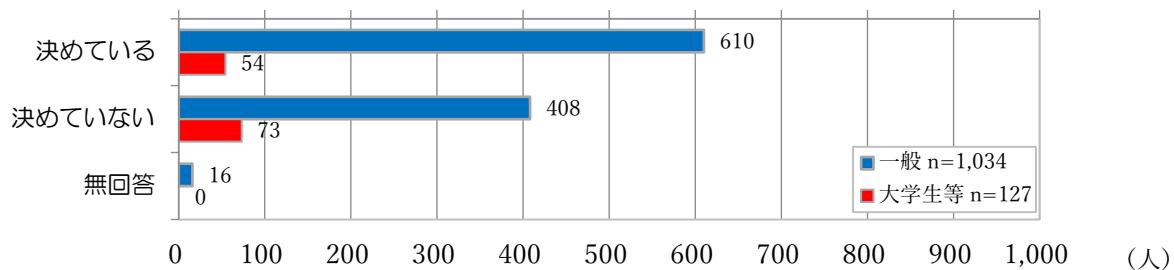


### 災害時の対応

災害時の避難場所や地域の危険箇所について「知っている」と回答したのは、一般が8割強、大学生等が7割弱、中学生～高校生が8割弱、小学生が7割弱となっています。



また、災害時に自分がとるべき行動を「決めている」と回答したのは、一般が6割弱、大学生等が4割、高校生が4割強、中学生が5割弱、小学生が6割弱程度となっています。



### 3 これまでの取り組みと課題

#### ❖第4期地域福祉計画と第5次地域福祉活動計画の評価

◇基本目標1 地域住民による支え合いの地域づくり

##### 《施策の方向》 (1) 地域福祉コミュニティづくりの推進

###### 施策の取組 1-(1)-① 地域コミュニティ組織への支援

###### 市

地域では、自治会等の組織を中心とした地域活動により、生活環境整備や防災・防犯、相互扶助など住民が快適に暮らすため、互いに協力し合いながら地域の課題解決に取り組んでいます。

しかし、近年は、自治会加入世帯の高齢化、人口減少、核家族化や個人の価値観が多様化する中で、ライフスタイルの変化や地域への愛着、帰属意識、連帯意識が希薄化してきており、地域コミュニティ組織における加入者の減少や役員のなり手不足、スムーズな世代交代等への対応が課題となっています。

###### 市社協

地区社協を中心とし、地域で支え合う意識の普及・啓発を図り、地域住民がそれぞれ役割を持ち交流できるような場を作っています。各地区社協の活動を活かし、社会資源の発掘や創出を支援し、各団体等が連携し活動ができるよう支援しています。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
自治会加入率	71.9% (37,403／52,057世帯)	69.9% (35,632／50,981世帯)	77.0%

###### 施策の取組 1-(1)-② 地域福祉を推進する活動への支援

###### 市

日常生活圏域（11圏域）ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者が抱える生活課題の把握に努めています。あわせて、高齢者クラブやいきいきサロン等の高齢者の社会参加を推進し、地域住民主体の地域の支え合い活動を支援しています。また、地域福祉活動を展開している地域福祉推進チーム、民生委員・児童委員、地区社協等の団体間の連携が図られるよう支援しています。

さらに、延岡市社会福祉大会を開催し、福祉をテーマとした講演や社会福祉の増進に功績のあった方を表彰する等、地域福祉推進意識の向上を図っています。生涯学習の拠点施設として自治公民館の活性化を図り、「地域寺子屋」「高齢者教室」「女性学級」などの活動を支援しています。

## 第2章 本市を取り巻く状況

一方で、地域福祉推進チーム等は団体数が減少傾向にあり、後継者不足等の課題があります。市社協と連携して新規チームの設立や活動の継続を支援し、自治会単位での地域福祉活動の推進を図っています。

### 市社協

行政や民生委員・児童委員、地区社協等と連携を図りながら地域福祉を推進しています。また、地域の福祉課題の早期発見・早期解決につながる地域福祉推進チームの設立と運営の支援を行うほか、ふれあい・いきいきサロンを設立することによって閉じこもり予防や高齢者の生きがいづくりに繋げていますが、いずれも後継者不足等の課題があり、今後も活動継続への支援が必要な状況です。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
ふれあい・いきいきサロン数	134 箇所	134 箇所	163 箇所
地域福祉推進チーム数	219 チーム	197 チーム	234 チーム

### 施策の取組 1-(1)-③ 地区社会福祉協議会の充実

#### 市

延岡市社協の支援のもと、すべての地区社協での「地域福祉活動計画」の策定を目指しており、令和3年度に、市内全22地区で策定されました。計画を策定することにより地域での課題を地域住民が把握し、問題点の共有化を図り、その解決に向けた活動に取り組んでいます。

#### 市社協

令和3年度に市内全22地区社協の活動計画の策定が完了しました。今後は地区のニーズに合わせ、計画の見直しについて支援を継続していきます。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
地区別地域福祉活動計画策定	策定完了 19 地区	策定完了 22 地区	策定完了 22 地区
地区別地域福祉活動計画策定の見直し	2地区	2地区	7地区

### 《施策の方向》 (2) 地域福祉への関心・担い手の育成

### 施策の取組 1-(2)-① ボランティア等への支援

#### 市

延岡市社協が設置する延岡市ボランティアセンターを通じて行政と各種ボランティア団体と

## 第2章 本市を取り巻く状況

の連携強化を図るとともに、ボランティアの体験活動や養成講座を実施しています。

また、障がい者の社会参加や理解の促進、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を図るための手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成・派遣事業を支援しています。

### 市社協

ボランティアとして登録している個人・団体の台帳を整理し、活動状況を把握しています。また、ボランティアを希望される方とのマッチング機能の強化や、市内のボランティア団体との情報共有を行いネットワークの構築を図っています。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
ボランティア登録者数	団体登録 92 団体 個人登録 157 名	団体登録 108 団体 個人登録 488 名	団体登録 110 団体 個人登録 200 名

### 施策の取組 1-(2)-② 民生委員・児童委員活動の充実

#### 市

民生委員・児童委員向けに、ヤングケアラーについてなど、昨今の社会問題をテーマにした研修会を開催しており、また、関連した研修会、講演会等があるときには、民生委員・児童委員にも案内し、活動の充実を図っています。また、民生委員・児童委員活動強化週間に合わせ啓発活動を行っています。依然としてなり手不足、後継者不足の問題があり、県社協主催で候補者育成事業が行われております。

#### 市社協

毎月開催される民児協正副会長会、地区会長会及び各地区民児協定例会に出席するとともに、各種研修会にも積極的に参加し、連携の強化を図っています。また、民生委員・児童委員の協力のもと安心カードを配布し、見守り体制を強化しています。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
民生委員・児童委員数	302 人	294 人	307 人

### 施策の取組 1-(2)-③ 共同募金等への意識の醸成

#### 市

共同募金の募金箱を窓口に設置したり、募金の時期には庁舎内で周知を図ったりするなど、市社協と協力し共同募金等への意識の醸成を行っています。

### 市社協

市内各自治区へチラシ等を配布し共同募金の周知を図っています。併せて各地区民生委員・児童委員協議会の定例会へ出席し協力依頼を行っています。今後も市民へ共同募金の理解を深めてもらうよう啓発に取り組んでいきます。

#### 《施策の方向》 (3) 豊かな心を育む福祉教育の推進

##### 施策の取組 1-(3)-① 学校・地域における福祉教育の推進

### 市

小・中・義務教育学校においてアイマスク・車いす体験、高齢者疑似体験（ハンディキャップ体験学習）及び各種ボランティア活動が行われています。

今後も関係団体等と連携し、福祉教育の充実に努めるとともに、児童生徒の主体的な活動を促進していく必要があります。

### 市社協

ハンディキャップ体験学習については、毎年、年度当初に開催案内を配布し、小中高校及び地区社協、企業から依頼を受けて実施しています。また、小中学生を対象に福祉啓発作文の募集を行い、延岡市社会福祉大会で表彰を行うほか、令和2年度より、小学生以上を対象としたボランティア体験を実施しています。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合（小6・中3）	47.3%	82.2%	60.0%

※全国学力・学習状況調査質問紙調査による。

※令和5年度から質問内容が「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」と変更されたため、現況値はこの質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合となっています。

##### 施策の取組 1-(3)-② 地域や福祉に関心をもつ機会づくり

### 市

令和5年度より、市内小・中・義務教育学校全校でコミュニティ・スクールを導入しています。各学校では年に数回の学校運営協議会を開催しており、学校と地域が連携・協働したさまざまな活動を計画・実施しています。今後も、コミュニティ・スクールの機能を生かして、子どもたちが地域の多様な立場にある方々と関わる機会を設け、地域への関心を高めていく必要があります。

## 第2章 本市を取り巻く状況

### 市社協

各地区社協が実施する研修会等でハンディキャップ体験学習や福祉講話を実施し、福祉に触れる機会を設け、普及、啓発に取り組んでいます。

### ■基本目標 2. 安心して健やかに暮らせる体制づくり

#### 《施策の方向》 (1) 自分らしく生きるための支援

施策の取組 2-(1)-① こどもやその家族に優しいまちづくり

### 市

子育て家庭の家計の負担軽減のため、児童手当の支給や医療費助成に取り組んでいます。また、えんキッズや児童クラブ、病児・病後児保育等の保育環境を整備するとともに、家庭を取り巻く多様な問題について、関係機関の連携や地域での見守り支援機能の充実、青少年の非行防止や健全育成に取り組んでいます。

### 市社協

主任児童委員が中心となり、乳幼児から未就学児及びその保護者を対象に、地域の身近な場所で行われる子育てサロンとして毎月1回サロン活動を実施しています。気軽に出来られ、利用しやすい交流の場として今後も支援を継続していきます。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
放課後児童クラブの設置箇所数	18 箇所	21 箇所	20 箇所
保育所・認定こども園・幼稚園の定員数	4,490 人	4,275 人	4,500 人
病児・病後児保育の利用者数	累計 490 人	2,305 人	累計 2,200 人
子育て支援総合拠点施設の利用者数	—	30,361 人	累計 30,000 人

施策の取組 2-(1)-② 障がい者（児）やその家族に優しいまちづくり

### 市

障がいのある方が地域において安心して生活するための専門性の機能として、令和3年3月に市内3か所に設置した基幹相談支援センターの支援を強化するとともに、相談支援事業所を17箇所から21箇所に増やし、障害のある方へのさらなる支援に取り組んでいます。

また、障がいのある方と地域住民が地域でともに安心して暮らせる社会を目指し、障がいに関する理解の促進に向けて、講演会やイベントを行い差別の解消を図っています。また、権利擁護の推進及び虐待の防止、雇用・就労、経済的自立の支援やスポーツ等の普及を図り公的施設等のバリアフリー化を推進し社会参加の促進に取り組んでいます。

## 第2章 本市を取り巻く状況

### 市社協

日常生活におけるさまざまな困りごとの相談を受けた際、内容に応じて関係機関を紹介し、その機関と連携して支援にあたってきました。

また、当事者団体やボランティア団体に対し、安全に活動できるよう活動中の保険の説明や加入手続きを行うと共に、地区社協等の研修会を通して福祉講話やハンディキャップ体験学習等を実施し障がいに対する理解の促進に取り組んでいます。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
相談支援事業所数	17箇所	21箇所	20箇所

### 施策の取組 2-(1)-③ 高齢者やその家族に優しいまちづくり

#### 市

認知症の方を含む高齢者やその家族に優しいまちづくりの推進のため、認知症サポーターの養成や認知症カフェの立上げ・運営支援、QRコード付き見守りシールの配付や認知症保険等の見守り支援事業を実施し、地域や関係機関が連携する見守り体制の構築を図っています。

また、専門職による運動・口腔・栄養・認知症予防といった生活機能の維持・向上プログラムを習得できるケアプリのべおか事業を実施し、高齢者が自立した在宅生活を送ることを推進しています。利用者は増加傾向にあるものの、全11圏域の実施に至っていないため、引き続き全圏域での実施を図るための取組を進める必要があります。

100歳体操会場数は前期計画策定時から3箇所増加していますが、参加者減少により継続が厳しくなり、廃止した会場もあります。空調設備の整った会場の確保が難しいことなどや100歳体操を中心となって実施するリーダー不足も会場数が大きく増加していない要因だと考えられ、100歳体操を安心して続けられる環境づくりやリーダーの養成が課題となっています。

第9期介護保険事業計画に基づき、医療ニーズに対応しつつ、日常的な介護ニーズにも柔軟に対応できる「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所」の整備に努めています。

また、令和4年度より延岡市介護人材確保支援強化事業を開始し、その後も事業の拡大により、介護従事者及び介護事業者に対する人材確保対策に努めています。

交通政策面では、令和4年度に北浦町において、利用登録した住民を対象とした予約型乗合タクシーを導入し、利便性の向上を図りました。しかし、市中心部においても交通空白地域が存在し、地域のニーズに合わせた対応策を検討する必要があります。また、地域住民の買い物、通院等の移動支援に取り組む地域団体を支援しており、今後も持続可能な運営ができるよう監督・助言を行う必要があります。

## 第2章 本市を取り巻く状況

### 市社協

民生委員・児童委員の協力により安心カードを配布し、定期的にカードの更新を行うことで情報更新を図り、見守り体制の強化に取り組んでいます。地区社協では地域特性に応じた福祉活動を展開し、住民同士の支え合いを促進しています。また、生きがいづくりや介護予防を目的とした出前講座や100歳体操の立ち上げ、継続支援を行い、健康づくりと地域交流の推進に努めています。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備	3事業所	3事業所	4事業所
地域の支え合い活動を行っている団体数	7団体	8団体	13団体
100歳体操会場数	202箇所	205箇所	250箇所

### 施策の取組 2-(2)-① 虐待や権利擁護に対する対応と支援

#### 市

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や子育てへの不安感や負担感の増大に起因しているとも言われています。家族形態の変化や近隣住民との関係の希薄化等の影響もあると考えられるため、子育て家庭を孤立させないよう、地域で支え合い、子育てに対する負担感の軽減を図ることが必要です。延岡市こども家庭サポートセンターに母子保健コーディネーター（助産師等）を配置し、妊娠婦、乳幼児とその保護者を対象に妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を提供することで育児不安や虐待予防を図っています。

また、介護保険課では、養介護施設従事者等による高齢者虐待について、関係法令に基づき、迅速な虐待対応を行いました。所管する介護保険事業所・施設に対して、運営指導や集団指導の場を活用し、虐待防止に関する取り組みの徹底について、指導を行っています。しかし、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案は、依然として絶えない状況であるため、介護保険事業所・施設に対する継続的な指導を行う必要があります。

障がい者への虐待の通報があった際は、速やかに関係者から事実確認を行い、必要な支援につなげています。また、関係機関と連携を図って定期的に情報共有や意見交換を行い早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待や権利擁護に関する相談窓口となる関係機関の職員の知識やスキルの向上を図るため、研修会などを実施し活動しやすい環境の整備を推進しています。

虐待に係る研修会に虐待担当職員を講師として派遣し、関係機関職員の知識・スキルの向上を図りました。また、地域包括支援センター等の関係機関職員が、不安なく権利擁護活動に取り組めるように相談支援体制を整えています。

## 第2章 本市を取り巻く状況

さらに、「広報のべおか」への記事掲載や「FM のべおか」での虐待担当職員の出演を通して周知啓発を実施し、地域住民の虐待防止の意識醸成を図っています。

### 市社協

虐待防止および権利擁護の推進にむけ、職員の研修参加を通じたスキル向上を図るとともに、職場内研修の実施により意識啓発を進めています。相談窓口の周知や広報活動は継続して実施していますが、啓発活動については十分に展開ができていない状況があります。また、サロン等の集いの場を活用し、地域住民の孤立防止と虐待の早期発見につなげる取組を継続しています。

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
虐待対応研修会	1回／年	3回…健康長寿 3回…障がい福祉	4回／年

## 施策の取組 2-(2)-② 成年後見制度の周知・利用促進

### 市

延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関や関係機関等と連携し、普及啓発や地域連携ネットワークの構築、市民後見人の育成など様々な取組を行っています。

地域住民や一次相談窓口に対しての研修に加え、地域連携ネットワーク会議では、権利擁護支援に関わる職種と事例検討等を通して成年後見制度への意識の醸成や連携の強化を図っています。

また、広報誌への法定後見制度・任意後見制度の記事掲載、公共施設やショッピングセンターでの普及啓発を通じて幅広い層への啓発活動を行っています。

令和4年度からは、延岡市と西臼杵地域単独で市民後見人養成研修を実施しており、これまで23名が市民後見人養成研修を修了し、4名の市民後見人が実際に活動をしています。

障がいのある方が金銭管理やサービスの契約等の判断が困難になっても安心して地域で暮らしていくことができるための成年後見制度について、地域住民向けに講演会を開催し普及啓発を行っています。また、中核機関と連携し、福祉・医療機関向けの研修会を21回開催し、成年後見制度のさらなる活用を図っています。

### 市社協

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施し、地域において自立した生活が送れるよう支援を行っています。また、中核機関と情報共有や連携を図り、成年後見制度の利用促進を図っています。

## 第2章 本市を取り巻く状況

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
地域住民向け講演会の開催数	2回	10回	各地域包括支援センター圏域 各1回(11圏域)
福祉・医療機関向け研修会の 開催数	8回	21回	10回

### 《施策の方向》 (3) 安心と安全を守る仕組みの充実

#### 施策の取組 2-③-① 災害時支援体制の整備

##### 市

地域における防災力の向上と住民相互の支え合い体制の強化を図るため、自主防災組織の育成、避難訓練の推進、ボランティアリーダーの養成及び災害ボランティアネットワークの拡充等に取り組んでいます。避難訓練の実施回数については、目標100回に対し152回と大きく上回り、地域における訓練実践が広がりました。

一方で、課題として、避難訓練については、実施回数は増加したものの、訓練内容が形式的にとどまる事例も見受けられ、災害時に即応できる実効性を高める工夫が求められます。

これらを踏まえ、今後は量的な拡大と併せて、活動の実効性と持続性を確保し、地域福祉の基盤強化につなげていくことが重要です。

##### 市社協

平成19年度から災害ボランティアリーダー養成講座を開催し、令和6年末現在の登録者数は627名(受講者数852名)となっています。平成30年度からは1年ごとに修了者を対象としたスキルアップ研修を実施しています。また、毎年、地区社協や九州医療科学大学生向けに災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施しています。

今後も、災害ボランティアセンター運営において、中心的な役割を担う災害ボランティアリーダーの育成を継続していく必要があります。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
自主防災組織数	277組織	281組織	295組織
避難訓練の実施回数	24回	152回	100回
災害ボランティアリーダー数	796名	852名	846名
災害ボランティアネットワーク加入数	2,086名	2,191名	2,140名
災害ボランティアセンター運営訓練開催地区数	6地区	- (※)	16地区

※…以前は地区単位で実施していたが、現在は実施していない。

## 第2章 本市を取り巻く状況

### 施策の取組 2-(3)-② 避難行動要支援者への支援

市

令和3年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、自治会や民生委員、自主防災組織、福祉専門職等と連携を図りながら、個別避難計画の効果的な作成を進めています。避難行動要支援者について、実効性のある避難の支援体制を構築する必要があります。

市社協

市と連携し、制度の周知を図ると共に、必要に応じ計画作成に協力しています。

### 施策の取組 2-(3)-③ 感染症対策の推進

市

市内の感染症の発生状況やその動向についての情報収集を行い、感染予防や治療等に関する情報を市のホームページや SNS 等で定期的に配信するとともに、地域での健康学習会等の機会を通じての啓発活動も実施しています。

また、小児や高齢者等に対する予防接種の情報提供や受けやすい体制の確保について、関係機関と連携し推進しています。

今後も、更に予防接種の接種率向上に向けた取り組みを進めるとともに、新興感染症の発生に備えた体制を強化する必要があります。

市社協

地区社協が行う研修会や集いの場での出前講座など様々な機会を利用して感染症予防等の啓発を行いました。

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
MR ワクチン接種率	97.0%	91.1%	98.0%

### 《施策の方向》(4) 多様な生活課題への取り組み

#### 施策の取組 2-(4)-① 生活困窮等への支援

市

複雑化・複合化する生活困窮者からの相談に対応するため、延岡市社協へ相談窓口業務を委託し、生活にかかわる様々な相談に応じるとともに、必要に応じて社会保障制度活用の助言や関係機関との連携を図ることにより、相談者の課題解決や経済的自立に取り組んでいます。

また、日々の食事に困っている中学生以下の子どもを育てる世帯に対し、順正学園ボランティアセンターが実施しているフードバンク事業を利用し、食料品等の配送支援を行っており、延岡市は、窓口等で相談および申請を受け付けています。貧困の状態にある子育て世代の家庭では、

## 第2章 本市を取り巻く状況

教育や医療にかかる費用などの金銭的な負担感や不安を感じる世帯が多くみられます。このため、各種手当の支給の他、必要な資金の貸付け等を含む経済支援を行うとともに、医療費の助成や教育費、生活費等の減免等により、経済的な支援を行っています。

### 市社協

延岡市より委託を受け「のべおか自立相談支援センター」を設置し、複雑かつ多様化した問題を抱える生活困窮者に対する総合相談支援を行い、他機関と連携を図りながら問題解決に向けた支援を行っています。各々の相談者が抱える問題に応じ、相談者自身が家計を管理できるよう支援を行う「家計改善支援」や、一般就労に向けたサポートを行う「就労準備支援」にも取り組んでいます。また逼迫した生活困窮状況にある場合には、一時的な緊急支援として「みやざき安心セーフティネット事業」の活用やフードバンクによる食料支援等も行っています。

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
自立相談支援事業における 1か月あたりの新規相談受付件数	15.4 件	8.4 件	19.2 件

### 施策の取組 2-(4)-② 居住確保等への支援

#### 市

市営住宅の建替事業により高齢者住宅の整備を行ったほか、既設市営住宅改善事業にて段差解消工事を実施し、高齢者に配慮した市営住宅の整備を行いました。

また、介護を必要とする方が安心、安全に在宅生活を送り、介護者の介護負担の軽減のため、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を実施したほか、シルバーハウジング事業を実施し、必要とする方に生活援助員を派遣することで、高齢者世帯の自立した生活の維持や緊急時の対応等への配慮を図っています。

障がいのある方が安心して地域で住み続けることができるよう、段差解消や手すりの設置等、戸建ての住宅改修費用の支援を行っています。

生活困窮者自立支援事業の一環として「住居確保給付金事業」を実施しており、離職や休業等に伴う収入の減少で住居を失う恐れが生じている方（＝支給要件を満たす方）に対し、家賃相当額（月額上限あり）を原則3か月間（最長9か月間）支給しているほか、一定の要件を満たす場合は転居費用を支給する事業も開始するなど、居住の確保について支援しています。

#### 市社協

離職等により住むところがなくなった方や住む場所を失うおそれが高い方に対し、一定の要件を満たした場合、家賃相当分の費用を補助する「住居確保給付金事業」の利用支援を行っています。また、令和7年4月の制度改正により、世帯収入が著しく減少した世帯に対し、住居確保給付金に係る転居費用補助が新たに始まりましたが、利用支援の相談はあるものの、申請

## 第2章 本市を取り巻く状況

までにはいたっておりません。

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
高齢者向け市営住宅戸数	194 戸	202 戸	202 戸

### 施策の取組 2-(4)-③ 就労支援の充実

#### 市

「シルバー人材センター」の情報を発信することによって、長年の経験や知識、能力を活かして地域へ貢献したい方や働きたいと考えている方に対して、高齢者の雇用情報や就労の機会の提供に努めています。

障がいのある方の適性に応じた、多様な就業の機会を確保し、雇用の促進、就労の定着を推進するため、障がい者を雇用した中小企業・小規模企業者や就労継続支援 A 型事業所及び B 型事業所に対し、奨励金を支給しています。

また、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携して、就職や職場定着を支援する取り組みを行っています。

#### 市社協

生活困窮者の状況や経験等にあった仕事に就くことができるよう、相談支援の他、関係機関への同行訪問を行うなど相談者に寄り添った就労支援を行っています。

### 施策の取組 2-(4)-④ 自殺対策の推進

#### 市

延岡市自殺対策行動計画に基づき、延岡市自殺対策協議会等を通して、関係機関や団体等と連携を図りながら、相談窓口の周知や自殺対策を支える人材育成、相談支援など様々な取組を行っています。

本市の自殺者数は平成 18 年をピークに減少傾向であるものの、毎年 20 人前後で推移しており、一定数の自殺者がいる状況が続いていることから、今後も府内各部署や関係機関と連携しながらネットワークを強化し対策に取り組んでいく必要があります。また、本市の過去 5 年間の自殺者数のうち 20 歳未満は 1.1% ではあるものの、全国的には子どもの自殺が増加傾向にあることから、学校と連携し、相談窓口の周知や「SOS の出し方に関する教育」等についての推進を図っていく必要があります。

#### 市社協

センターを活用し、対象者を限定しないコミュニティカフェを開催しています。コミュニティを広げ、悩み等を相談しやすい環境を作ることが出来るよう、講師は、ボランティア団体や地域で活躍されている方から発掘しています。また、地域に潜在している孤立や閉じこもりの

## 第2章 本市を取り巻く状況

方の居場所の拡大を図るため、社協ホームページ掲載や事務局窓口へのチラシ設置、生活支援コーディネーターと連携した各地域への周知等を行っています。

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
ゲートキーパー養成講座開催回数	1回	4回	4回

### 施策の取組 2-(4)-⑤ 再犯防止対策の推進

#### 市

「社会を明るくする運動」の延岡市推進委員会を開催し、関係団体との連携を図っています。また、犯罪・非行の防止と立ち直りの支援についての理解を深めるため、7月の社会を明るくする運動の強化月間に合わせ、広報等で普及啓発を行っています。

#### 市社協

複雑かつ多様化した問題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮状態から早期に脱却できるよう包括的な相談支援や多機関との連携など、問題解決に向けた取組みを通して再犯防止への対策を図っています。

### ■基本目標 3. 地域の福祉を推進するための基盤づくり

《施策の方向》 (1) 包括的な相談・支援体制の整備

### 施策の取組 3-(1)-① 総合的な相談支援体制

#### 市

地域包括ケアシステム構築の中核を担う機関である地域包括支援センターを全11の日常生活圏域に配置し、ひとりでも多くの高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援しています。

一方で地域包括支援センターに寄せられる相談は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化・複合化し業務負担が増大しています。これまでも業務内容や事務負担の見直しを行っていますが、引き続き業務負担軽減のための方策を検討し、センターがその機能を十分に発揮できる体制を構築する必要があります。

障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう、様々な相談に専門職員が対応する基幹相談支援センターを令和3年度に市内に3か所設置し運営の支援を行っています。また、関係機関の相談員等と連携体制を強化し重層的支援体制により複雑化・複合したニーズに対応していきます。

消費生活相談に対応するため、延岡市消費生活センターの機能充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら、消費者トラブルが解決されるよう支援しています。

## 第2章 本市を取り巻く状況

令和元年10月より、市役所2階に「なんでも総合相談センター」を設置し、専門的な資格を持った相談員が「医療・介護・福祉」と「子育て・教育」の2つの分野を中心とした各種相談にワンストップで対応し、相談内容に応じて適切な関係部署・関係機関へつなぐなど、相談者に寄り添った切れ目のない支援を行っております。令和6年度からは「重層的支援体制整備事業」を本格実施し、なんでも総合相談センターを重層的支援体制整備事業の中核である「多機関協働事業」として位置づけ、支援者支援にも取り組むとともに、複雑化・複合化した課題に対しても各支援機関と連携のうえ、解決に向けて支援を行っております。

### 市社協

複合的な課題を抱える相談に対しては、行政をはじめとする他機関と連携して支援にあたるとともに、日頃から各ネットワークの会合等を通じて関係構築に努めました。また、日常生活上の心配事等に対して「ふれあい相談室」の設置を継続しており、気軽に相談できる窓口として関係機関と連携し相談対応を実施しています。

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
なんでも総合相談センター 相談件数	2,000 件 <small>※コロナ関連の簡易な件数を除く</small>	2,395 件	2,400 件

## 施策の取組 3-(1)-② 各種相談機関の強化

### 市

地域包括支援センターを全11の日常生活圏域に設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援しています。相談は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化・複合化し業務負担が増大しているため、引き続き業務負担軽減のための方策を検討し、センターがその機能を十分に発揮できる体制を構築する必要があります。

障がい者やその家族等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを給付するための地域相談及び計画相談を行う機関を支援しています。

複雑化・複合化する相談に対応するため、一般的な相談の受付とは別に就労準備や家計改善など相談種別に応じた担当者を配置し、更に、国や県が実施する支援種別ごとの専門研修を受講するなど、相談体制の充実や専門知識の習得を図っています。

消費者からの苦情や相談に対し、関係機関と連携を図りながら適切な助言・指導等を行い、問題の早期解決の支援を行っています。

デジタル化や国際化の進展、高齢化や成年年齢の引き下げにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、スマートフォンやインターネット環境の普及により、それに関連した消費者トラブルが増加している外、多重債務や悪質な訪問販売、特殊詐欺等の消費者トラブルも依然として存在しており、課題となっています。

## 第2章 本市を取り巻く状況

### 市社協

各種相談機関の機能強化を図るため、職員の研修参加を通じて相談技術の向上に努めています。福祉サービスの紹介に加え、複雑化・多様化する課題は、関係機関や専門職との連携を強化し、包括的な支援体制の充実を進めるとともに、地域の実態把握を通じて、生活課題の早期発見と関係機関連携による支援につなげる取組を推進しています。さらに重層的支援体整備事業における多機関協働事業と連携し、複雑化・複合化した課題に対し多くの各支援機関と連携し課題解決に向けて取り組んでいます。

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
行政等における地域包括支援センター向け研修	60 件 (自立支援型地域ケア会議でのケース検討件数)	39 件	156 件 (自立支援型地域ケア会議でのケース検討件数)
行政等における相談支援事業所向け研修	1 回	○	1 回

### 《施策の方向》 (2) 多分野の連携によるネットワークの形成

#### 施策の取組 3-(2)-① 保健・医療・介護・福祉の連携強化

### 市

医療職・介護職の相談受付窓口として在宅医療介護連携支援センターを設置し、在宅医療介護連携のための各種調整等を行っています。

健康長寿課となんでも総合相談センター相談員が連携し相談を受け付けていますが、医療職・介護職への周知が行き渡っていないため、相談件数は減少しています。在宅医療介護連携推進のため相談窓口の周知方法について検討が必要です。

また、医療的ケアが必要な障がい者・児やその家族が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう支援に向けて医療的ケア連絡会にて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関と協議を行い、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図っています。

### 市社協

地域包括ケアシステムの充実に向け、保健・医療・介護・福祉の多機関が連携した支援体制の強化を図るため、生活支援コーディネーターや基幹相談支援センターとの連携を深め、地域の特性や実情を把握するとともに、地域課題の共有と解決に努めています。また、地域ニーズの把握を通じて、新たな社会資源の創出を図るとともに、介護予防や生活支援の充実を通して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

## 第2章 本市を取り巻く状況

取組指標	策定時 (令和2年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
相談受付窓口での 医療職・介護職の相談受付件数	14 件	12 件…健康長寿 68 件…基幹相談 支援センター	40 件

### 施策の取組 3-(2)-② ICT の活用及び情報提供・発信の充実

#### 市

子育て世帯のニーズに対応した情報提供や申請などについて、保育システムをはじめとするICT化を進めることにより、安心して子育てできる環境づくりを推進しています。

また、スマートフォンのアプリを活用した小児医療情報提供サービス「すぐすぐワクチン」では、予防接種日のメール通知や「子ども救急医療ガイド」など登録者に必要な情報提供を行っています。登録者総数は毎年増えてきており、引き続き利用促進を図るとともに、保護者や小児医療機関の負担軽減のためサービス活用の促進や内容を充実する必要があります。

高齢者やその家族が安心して相談できるように市内 11 圏域の地域包括支援センターの連絡先・各圏域の地区一覧を市ホームページや「のべっこ！～延岡市地域資源情報サイト～」に掲載しています。のべっこのレビュー数は増加傾向にありますが、各センターの概要や実際の活動内容等、掲載内容を充実させる必要があります。

ホームページや SNS 等を活用し、健（検）診の周知啓発を行っています。さらに、WEBによる健（検）診予約を実施することで受診しやすい環境づくりに努めていますが、受診率は低い現状です。今後も ICT 等を活用して、受診行動につながるよう努めていく必要があります。

市民の健康維持・増進を目的に導入したスマートフォンを活用した「のべおか健康マイレージアプリ」は登録者総数が 24,000 件を超え広く市民に浸透しています。同アプリによる積極的な情報発信や「のべおか COIN」へ交換可能なポイント付与（インセンティブ）などの ICT 技術を活用し、市民の健康的な生活習慣の維持向上を図ると共に、健（検）診受診率向上を図る必要があります。

近年、急速に進展するデジタル社会において、市民が利便性を享受できるよう令和3年7月からスマートフォン教室を開催しており、これまで（令和7年9月まで）に延べ 1,443 人が参加しました。教室ではスマートフォンの使い方や LINE、本市が提供するアプリの紹介を行ってきました。

今後は、交流などを楽しみながら学べる「サロン」の開催等についても検討していきます。

#### 市社協

ホームページや広報紙を活用しながら、福祉情報の提供を行うとともに、多くの方に地域福祉に関心を持ってもらえるよう情報発信に取り組んでいます。

## 第2章 本市を取り巻く状況

### 《施策の方向》 (3) 社会福祉事業の健全な推進

#### 施策の取組 3-(3)-① 社会福祉法人による公益的な取り組みの推進

##### 市

法人の取り組みの状況を把握し、必要に応じて取組内容に関する助言や好事例の周知等を行っています。

##### 市社協

複雑かつ多様化した問題を抱える生活困窮者に対し、法人や関係機関等と連携・協働しながら相談支援を行うとともに、逼迫した生活困窮状況にある場合には経済的援助を行う「みやざき安心セーフティネット事業」の活用と、その周知を図っています。

また、市内担当者連絡会を年1回開催し、担当者間で顔をあわせた情報共有と連携の充実を図っています。

#### 施策の取組 3-(3)-② 社会福祉従事者等に関する専門性の向上

##### 市

運営指導及び市職員によるケアプラン検証会議において、計画的に点検を行っています。会議では、多職種が多角的な視点からケアプランを検証し、介護支援専門員等に助言することで、利用者の自立支援に向けたケアプラン作成に繋がりました。なお、第三者評価の推進に関する取り組みは行っていません。

毎月2回、自立支援型地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーが多職種の専門職から助言を受けることで、より効果的な課題解決の方策を検討するとともにケアマネジメントの質の向上を図っています。今後も、より質の高いケアマネジメントが実施されるよう、引き続き様々な機会・方策を通じた取組を進める必要があります。

市と3か所の基幹相談支援センターにおいて、年に6回の情報交換会の実施や困難ケースへ連動して対応するなど支援の向上に取り組んでいます。

##### 市社協

職員個々の能力開発のため、研修への積極的な参加を促すとともに、地域包括支援センターがケアマネジメント従事者を対象とした研修会を開催し、資質の向上に努めました。

また、介護サービス情報公表制度に基づき、利用者がサービス選択時の参考となるよう情報の公表を進めました。

取組指標	策定時 (令和3年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
ケアプランの点検件数	68 件	39…健康長寿 85…介護保険	160 件

---

### 第3章 計画の基本方針

---

1 基本理念

## ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる、まちづくり

地域で暮らすなかで、誰もが様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、誰もが安心して、安全で自立した生活が送れるような地域づくりを目指します。

また、地域で暮らす人が、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、全ての市民が主役となり、地域の生活課題の解決に向けて参画する福祉のまちづくりを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現を図るため、3つの基本目標にそって施策を展開します。

### (1) 地域福祉とともに支え合う人材の育成と環境づくり

急速に変化する地域社会で人ととのつながりが希薄化していく中で、地域福祉を推進するためには、地域で生活する住民一人ひとりが福祉の心を育み、互いに新たな福祉の担い手として助け合い、支え合っていくことが大切です。

「福祉の心を育み、ともに支え合う」を共通の課題として捉え、地域福祉活動を支える担い手づくりと地域で活動することができる環境づくりを進めます。

### (2) 世代や個性を尊重し安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活するためには、様々な生活課題に対応した社会資源や福祉サービス等の充実とともに、近年、激甚化の傾向にある自然災害に対し、自助・共助・公助による災害に強い人・まちづくりを推進する必要があります。

地域社会においてその人らしい生活が送れ、安心して生活できるよう福祉サービス等の充実や災害に強いまちづくりを進めます。

### (3) 包括的な支援体制づくり

地域社会の変化などに伴い、複雑化・複合化する生活課題に対応するため、総合的・重層的な相談窓口の設置や多様化・複雑化した福祉サービスを行う支援機関、地域の関係機関の連携の強化を行い、支援ニーズに沿った対応が必要です。

重層的支援体制整備事業を活用し、相談窓口や各種相談機関により地域住民が抱える生活課題の把握を行い、関係する相談機関や支援機関、地域の関係機関と

の情報共有による連携から適切な支援を行うための体制づくりを進めます。

### 3 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）

#### （1）SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（サステナブル ディベロップメント ゴールズ）」の略語であり、日本語訳として「持続可能な開発目標」とされています。

このSDGsは、2015年の国連サミットで採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広域な分野にわたって2030年までの国際社会の共通目標が設定されており、17の大きな目標と、それを達成するための具体的な169のターゲットと232の指標から構成されています。

SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指し、開発途上国のみならず先進国も含めてすべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組み、全体のウェルビーイングを目指すこととして、国としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、少子高齢化の進展による人口減少や経済規模の縮小など、様々な課題が懸念されています。こうした中、将来にわたり成長力を確保するために、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりを推進し、くらしの基盤の維持や再生を図ることが、SDGsの理念と重なり合うことから、福祉的側面から推進していきます。



## (2) 本計画との関連目標

### 1 貧困をなくそう



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

### 3 すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

### 4 質の高い教育をみんなに



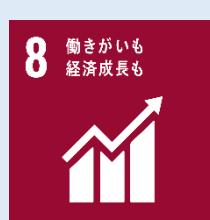
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

### 5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

### 8 働きがいも経済成長も



すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進する

### 10 人や国の不平等をなくそう



国内および国家間の格差を是正する

### 11 住み続けられるまちづくりを



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

### 16 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を促進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

---

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

---

## 1 施策の体系

## 基本理念

～ ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる、まちづくり ～

基本目標	施策の方向	施策の取組
1. 地域福祉をともに支え合う人材の育成と環境づくり	(1)地域福祉コミュニティづくりの推進	①地域コミュニティ組織への支援 【継続】 P45
		②地域福祉を推進する活動への支援 【継続】 P47
		③地区社会福祉協議会の充実 【継続】 P50
	(2)地域福祉への関心・担い手の育成	①ボランティア等への支援 【継続】 P52
		②民生委員・児童委員活動の充実 【継続】 P54
		③共同募金等への意識の醸成 【継続】 P56
	(3)豊かな心を育む福祉教育の推進	①学校・地域における福祉教育の推進 【継続】 P58
		②地域や福祉に関心をもつ機会づくり 【継続】 P60
2. 世代や個性を尊重し安心して暮らせるまちづくり	(1)自分らしく生きるための支援	①こどもやその家族に優しいまちづくり 【充実】 P62
		②障がい者(児)やその家族に優しいまちづくり 【充実】 P65
		③高齢者やその家族に優しいまちづくり 【充実】 P68
	(2)権利を守る取り組みの推進	①虐待や権利擁護に対する対応と支援 【充実】 P71
		②成年後見制度の周知・利用促進 【継続】 P73
	(3)安心と安全を守る仕組みの充実	①災害時支援体制の整備 【充実】 P75
		②避難行動要支援者への支援 【継続】 P78
		③感染症対策の推進 【継続】 P79
	(4)多様な生活課題への取り組み	①生活困窮等への支援 【継続】 P81
		②居住確保等への支援 【継続】 P83
		③就労支援の充実 【充実】 P85
		④自殺対策の推進 【充実】 P87
3. 包括的な支援体制づくり	(1)包括的な相談・支援体制の整備	①総合的な相談支援体制の充実 【継続】 P89
		②各種相談機関の強化 【継続】 P92
	(2)多分野の連携によるネットワークの形成	①保健・医療・介護・福祉の連携強化 【継続】 P94
		②ICTの活用及び情報提供・発信の充実 【継続】 P96
	(3)社会福祉事業の健全な推進	①社会福祉法人による公益的な取り組みの推進 【継続】 P99 ②社会福祉従事者等に関する専門性の向上 【継続】 P100

## 2 施策の方向・具体的な取り組み

### ■基本目標 1. 地域福祉をともに支え合う人材の育成と環境づくり

《施策の方向》 (1) 地域福祉コミュニティづくりの推進

#### 施策の取組 1-(1)-① 地域コミュニティ組織への支援



##### □現状と今後の取り組み□

地域では、自治会等の地域コミュニティ組織を中心とした地域活動により、生活環境整備や防災・防犯、相互扶助など住民が快適に暮らすため、互いに協力し合いながら地域の課題解決に取り組んでいます。

しかし、近年は、自治会加入世帯の高齢化、人口減少、核家族化や個人の価値観が多様化する中で、ライフスタイルの変化や地域への愛着、帰属意識、連帯意識が希薄化してきており、自治会加入者の減少や役員のなり手不足、スムーズな世代交代等への対応が課題となっています。

そのため、住民一人ひとりが、より自らの地域のことを知り、その一員としての自覚と愛着、誇りを持ち、自分たちの地域は自分たちで守り、つくるというコミュニティ機能の再生やソーシャルキャピタルの形成、強化に努めながら、コミュニティ意識の啓発や、地域を担う人材の育成、地域の個性ある主体的な活動に取り組んでいきます。

##### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇地域のことを知り、地域活動に積極的に参加します。
- ◇地域コミュニティ組織への加入促進活動を積極的に行います。
- ◇地域活動の促進に取り組み、リーダーの養成に努めます。
- ◇地域住民の交流・連携を推進し、防災訓練などをはじめとした自らの活動の活性化や情報発信に努めます。

##### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇支え合う意識の普及・啓発を図り、地域住民等がそれぞれの地域で役割をもち、様々な人と出会い、交流できるようなきっかけづくりを進めます。
- ◇各地区社協の活動や課題について共有し、団体との連携を深め、必要に応じて関係機関に繋ぎ、活動の支援を行います。
- ◇各地区社協の活動を活かし、新たな社会資源の発見や創出を支援します。
- ◇ボランティア団体、当事者組織などが活動する際に課題解決ができるよう、各団体の相談を受けつけ、必要な情報等の提供、連携を行い、活動が継続・発展できるように努めます。

❖市が取り組むこと❖

- ◇地域コミュニティ活動に関する情報提供や市民が活動に参加する機会の提供を図ります。
- ◇地域コミュニティ組織への加入促進活動を支援します。
- ◇地域コミュニティ活動の中心となるリーダーの育成支援について検討します。
- ◇地域の個性ある主体的な活動を育成・支援するとともに、地域や団体間の交流を促進します。また、地域担当職員制度を活用して、地域課題の解決に努めます。
- ◇年度当初に集中する区長さんの事務手続きの負担軽減を図るため、「区長寄り添いコーナー」を引き続き設置するとともに、区長連絡協議会が作成する「区長さんの活動の手引き」の作成に協力し、各自治会での区への未加入対策や役員のなり手不足対策に関する好事例を掲載して活用するなど、自治会への加入促進、役員のなり手不足対策に区長連絡協議会と連携して取り組みます。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
コミュニティ活動の活性化	コミュニティに関する意識啓発や、地域コミュニティ組織への加入促進、地域リーダーの育成に努め、地域活動の促進を図るとともに、コミュニティ活動の場の整備・充実を検討します。	経営政策課 社会教育課
地区社協の活性化	各地区社協が福祉の啓発、ボランティア育成、世代間交流、地域の課題解決に向けた活動を支援します。	社会福祉協議会

□取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
自治会加入率	68.7% (34,787 / 50,658 世帯)	70.0%

❖地域での見守り活動❖



安全パトロール隊員による  
子どもたちの見守り活動

### 施策の取組 1-(1)-② 地域福祉を推進する活動への支援



#### □現状と今後の取り組み□

個人情報保護の意識や核家族化の浸透等により、地域の関係性の希薄化がすすみ、地域内で高齢者や子どもを支える方が少なくなっています。また、これまで地域活動を支えてきた方の後継者不足という課題もある中、近年の大規模災害等により地域コミュニティの重要性や近所付き合いの必要性が見直されており、身近な地域で地域住民による支え合いの活動や交流の場が必要になっています。

そのため、新しい方が気軽に地域活動に参加できる機会を提供することも必要です。また、健康寿命の延びにより増加してくる、シニア世代の活躍も期待されています。

主に高齢者支援のため日常生活圏域ごとに配置されている生活支援コーディネーターや、様々な福祉サービスや福祉活動の調整を行う地域福祉コーディネーターは、個人や地域の生活課題の把握に努めるとともに、地域住民や関係団体と連携し地域住民主体による地域の支え合い活動の支援を行っています。

今後は、より一層、地域住民による支え合い活動への支援や後継者育成等、また生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターの活動の充実に努めていきます。

また、地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会の機能強化についても努めています。

#### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇趣味や特技、経験等を活かし、無理のない範囲で地域活動に参加します。
- ◇近くの公民館やコミュニティセンター等を活用し、住民が集まる場を作ります。
- ◇困っている方がいたら、声掛けし、手助けします。

#### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇生活支援コーディネーターの活動を充実させ、地域福祉コーディネーターとの連携強化に努めます。
- ◇様々な団体や地域住民等と協力し、社会資源の創設や新たな活動づくりを支援します。
- ◇延岡市ボランティアセンター運営において、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアが活動しやすい環境の整備と機会の充実を図ります。
- ◇地域の高齢者等を見守る地域福祉推進チームの新規設立や既存団体に対する活動継続、強化に努めます。
- ◇高齢者等を対象に支え合いの活動や交流の場の創設を目指すとともに、仲間づくりや生きがいづくり等の活動を支援します。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### ❖市が取り組むこと❖

- ◇延岡市社会福祉協議会の機能強化を図ります。
- ◇拠点の整備や既存施設等を活用した研修・講座を支援します。
- ◇関係団体と連携し地域住民やボランティアが活動しやすい環境の整備と機会の充実を図ります。
- ◇地域活動の後継者育成や確保等への活動を支援します。

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	延岡子育て支援センターおやこの森に「のべおかファミリーサポートセンター」を設置し援助会員と依頼会員を募集し会員同士を紹介することで相互援助活動を行います。	こども保育課
地域福祉推進チーム事業	近隣住民で協力し合い、寝たきりや一人暮らし高齢者世帯などへの声掛け、見守り活動を支援します。	健康長寿課 社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン	1自治区1サロンを原則とし、とじこもりがちな高齢者等を対象に、誰もが隔てなく参加できるグループ活動を支援します。	社会福祉協議会
子育てサポート事業	地域に子育てを共感できる場を設け、子育てを地域で支援する関係づくりを支援します。	社会福祉協議会
生活支援体制整備事業	地域住民や関係団体と連携して、地域の高齢者が抱える生活課題の把握に努めるとともに、高齢者の社会参加を推進するなど、地域住民主体の地域の支え合い活動を支援します。	健康長寿課
地域寺子屋事業	地区の公民館等で、地域住民がボランティアとして、趣味や特技等、経験を活かし地域の子ども達の学習支援や体験交流活動を行い、地域のつながりをつくる活動を支援します。	社会教育課
高齢者教室	地区公民館等で地域の高齢者が明るく活力のある生活を送るために、学習や交流を深める活動を支援します。	社会教育課
女性学級	地区の公民館等で、地域の女性が豊かな人間性を培い、地域や生活上の課題を解決するために行う学習や交流を深める活動を支援します。	社会教育課
人財バンク・生涯学習 オールガイド	地区公民館等で実施する学習や体験活動等の講師や指導者の紹介を行い、地域での学習や交流を深める活動を支援します。	社会教育課

□連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課

❖地域福祉推進チーム❖

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などを中心とした「声掛け」「見守り」活動を行う地域住民によるボランティアグループです。地域福祉推進チーム員の自宅訪問や遠くからの見守り、日常生活の中での声掛けを行っています。

また、定期的に定例会を開催し、見守り状況や情報交換を行っています。

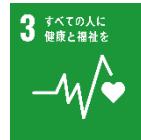


❖ふれあい・いきいきサロン❖

地域のボランティアが中心となり、毎月1回以上公民館等に集まり、お茶会やレクリエーション等を通じてとじこもりを防止する活動を行っています。



施策の取組 1-(1)-③ 地区社会福祉協議会の充実



□現状と今後の取り組み□

地域住民主体による地域福祉の推進のため、全市域22地区の地区社協にて、福祉理念の啓発、ボランティアの育成、世代間交流、地域の課題解決に向けた様々な取り組みを行っています。

各地区社協では、活動をさらに充実させるために「地域福祉活動計画」を策定しており、地区的ニーズに合わせ、計画の見直しについて支援を継続していきます。

また、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応するため、住民主体で取り組む組織づくりを目指していきます。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇地域でどのような地域活動等が行われているのか、把握に努めます。
- ◇できる範囲で自分にあった活動に参加します。
- ◇活動内容や活動の楽しさ、やりがいなどを周囲の方に伝える努力をします。
- ◇周囲の方を誘って様々な集まりや地域の行事に参加します。
- ◇幅広い人脈やネットワークづくりに努めます。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇地域住民が主体的に活動し、地域の実情に則して運営できるように支援します。
- ◇地域における支え合いの意識の醸成、及び地域福祉活動の充実や新たな活動づくりに努めます。
- ◇地区社協活動計画の見直し、目標達成に向けて活動の支援します。

❖市が取り組むこと❖

- ◇地区社協の安定的な運営について支援します。
- ◇地区社協の「地域福祉活動計画」見直しを支援します。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
地区別地域福祉活動 計画策定の見直し	現在実施している活動を評価し、新たな課題への取組を検討します。	社会福祉協議会

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
地区別地域福祉活動 計画策定の見直し	2地区社協	5地区社協

※地区別地域福祉活動計画は全22地区で策定済み。

### ❖地区社協の活動❖

世代間交流、福祉講話、地域福祉推進チームやふれあい・いきいきサロン代表者会、在宅介護者への訪問など様々な活動を行っています。

また、地域の課題解決に向け、検討会議等も実施しています。

スローガン  
～あいさつがつなぐ人の和・地域の輪～



### 《施策の方向》 (2) 地域福祉への関心・担い手の育成

#### 施策の取組 1-(2)-① ボランティア等への支援

3 すべての人に  
健康と福祉を



##### □現状と今後の取り組み□

延岡市では、個人ボランティアやNPO法人などが様々なボランティア活動を行っています。延岡市社協では、地域のニーズとボランティアをつなぐ機能をはじめ、体験学習、各種養成講座、ボランティア活動への支援を行うため「延岡市ボランティアセンター」を設置しています。ボランティアに関する相談窓口、ボランティア活動保険加入窓口を担っており、登録ボランティア団体・個人の活動内容把握等に努めています。

今後もボランティア体験や各種養成講座及びスキルアップ研修を継続的に実施するとともに、地域を中心に活動する団体や、会社を軸に活動している企業ボランティアを発掘していきます。また、九州医療科学大学ボランティアセンターとも連携を図り、学生へのボランティア活動の参加促進に努めています。

##### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇どのようなボランティア活動が行われているのか把握に努めます。
- ◇ボランティア活動へ積極的に参加します。
- ◇各種養成講座や研修会に積極的に参加します。
- ◇活動内容の楽しさ、やりがいなどを周囲の方に伝える努力をします。

##### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇ボランティア団体・個人の情報等について把握し、地域のニーズとつなげるよう努めます。
- ◇市内ボランティア団体と協働し、ボランティアの意義や楽しさ・喜びの機会が得られる体験活動を実施します。
- ◇地域における人材育成のために養成講座やスキルアップ研修会を実施します。
- ◇市内ボランティア団体等との連携に努めます。
- ◇助成金や他、必要な情報等を、ホームページを活用して広く発信します。

##### ❖市が取り組むこと❖

- ◇ボランティア団体や関係機関等と連携して、ボランティアなどの活動を周知し、つながりの構築に努めます。
- ◇障がい者の社会参加や理解の促進、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を図るための手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成・派遣事業を支援します。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
ボランティア登録 (団体・個人)	ボランティア団体の発掘及び、ボランティアセンターへの登録を呼び掛けます。また、ボランティア活動保険への加入の促進を行います。	社会福祉協議会
ボランティア体験の実施	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、市民を対象にボランティア体験を実施します。	社会福祉協議会

□取組指標□

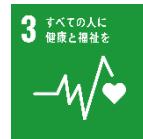
取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
ボランティア登録者数	団体登録 108 団体 個人登録 488 名	団体登録 130 団体 個人登録 900 名

❖ボランティア体験❖

ボランティア団体の協力を得て、市民に対してボランティア活動のきっかけづくりとしてボランティア体験を実施しています。



施策の取組 1-(2)-② 民生委員・児童委員活動の充実



□現状と今後の取り組み□

少子化や核家族化などで地域のつながりが薄れる中、8050問題、引きこもり、ヤングケアラー、認知症などの社会を取り巻く問題は複雑化・多様化しています。その中で、高齢者や児童、子育て家庭、障がい者、生活困窮者などが周囲に相談できず孤立してしまうなど、地域生活課題が深刻化しており、民生委員・児童委員への期待と役割はますます大きくなっています。

その一方で、民生委員・児童委員のなり手不足が重要な課題となっているため、地域資源の掘り起しによる担い手育成を行い、民生委員・児童委員活動の充実を図る必要があります。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇民生委員・児童委員活動について理解します。
- ◇地域における民生委員・児童委員の必要性を理解します。
- ◇地域福祉への関心を深め、民生委員・児童委員の担い手を育みます。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇毎月開催される各地区民児協の定例会に参加し、連携を深めるとともに、地域福祉の推進に取り組みます
- ◇住民参加型の福祉活動の推進や、地域に混在する課題の早期発見、予防活動を推進するため、さらに民生委員・児童委員との連携を深めます。
- ◇民生委員・児童委員の活動を広く知ってもらうため、共に住民に対し啓発活動を行います。

❖市が取り組むこと❖

- ◇延岡市民生委員児童委員協議会へ活動交付金や協議会交付金を交付することにより、民生委員・児童委員活動の支援を行います。
- ◇各地区民生委員児童委員協議会定例会に出席し、地域福祉推進のリーダーである民生委員・児童委員との顔の見える関係づくりをさらに深めます。
- ◇民生委員・児童委員向けの研修会、関連する講演会等を案内し、民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- ◇住民に対して、民生委員・児童委員活動について広く啓発、広報活動を行います。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
<b>各地区民生委員児童委員 協議会 (各地区民児協)</b>	民生委員・児童委員の全員が、各地区に設置された「地区民児協」に参加します。(延岡市は17地区に分かれています。) 各地区民児協では、月1回定例会議を開催し、地域福祉問題の分析や担当する世帯への援助方法の検討を行ったり、地域福祉活動を展開したりして、日頃の活動を推進しています。 各地区民児協全体で組織する延岡市民生委員児童委員協議会において、合同研修会等を開催し資質の向上を図ります。	総合福祉課 社会福祉協議会

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
民生委員・児童委員数	274人	300人

※現況値…R7.12.1 時点

### ❖民生委員・児童委員の活動❖

地域住民の立場に立ってそれぞれが担当する区域において住民の生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じ、行政や関係機関等への「つなぎ役」としての役割りを果たすとともに、地域の高齢者や障がい者世帯、子育て世帯への「訪問や見守り」などの活動を行っています。

### スローガン

～支えあう 住みよい社会 地域から～



### 施策の取組 1-(2)-③ 共同募金等への意識の醸成



#### □現状と今後の取り組み□

共同募金は、社会福祉協議会や地域のボランティア団体・NPO等の活動を幅広く応援する募金として、これまで自治会・町内会等地縁組織の協力による戸別募金を中心とした活動を展開してきました。地域社会の基盤づくりにつながる運動として今後も継続していくことが望まれていますが、年々募金額が減ってきています。

募金の使途を広く周知することで、共同募金等活動の参加につながるよう取り組みます。

#### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇共同募金が、地域の福祉課題の解決のため、不可欠で貴重な財源であることを理解します。
- ◇様々な募金活動（戸別募金・街頭募金・職域募金・学校募金・イベント募金）に参加・協力します。

#### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇地域住民、区長連絡協議会や民生委員児童委員協議会等と連携し共同募金運動の強化に努めます。
- ◇共同募金の使途を広く周知し、募金活動への参加につながるよう努めます。
- ◇地域の課題解決に向け、個人や企業に対して地域の課題を伝え寄付のお願いをしていきます。

#### ❖市が取り組むこと❖

- ◇共同募金等の活動に対し、募金箱の窓口設置や周知等の協力をしています。
- ◇共同募金等の普及啓発に向けた取り組みを支援します。

#### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
赤い羽根共同募金	全国一斉に10月1日から翌年3月31日までが募金期間となっています。10月から3月までが一般募金、12月中は歳末たすけあい募金も併せて実施し、様々な福祉の団体の活動を支援しています。さらに災害が発生した際は、被災者支援のために義援金の募金を呼びかけます。	社会福祉協議会

❖地域住民の参加によって展開される募金運動❖

○街頭募金：店舗や商店街などで寄付を呼びかける募金で、毎年ボランティア団体や高校生、大学生が参加しています。



○学校募金：小中高等学校などで、児童が参加して行われる募金です。地域福祉の理解につながる福祉の教育の一環として募金運動に参加しています。



### 『施策の方向』 (3) 豊かな心を育む福祉教育の推進

#### 施策の取組 1-(3)-① 学校・地域における福祉教育の推進



##### □現状と今後の取り組み□

市内の中学校においてアイマスクや車いす体験、高齢者疑似体験（ハンディキャップ体験学習）、手話、点字体験学習や各種ボランティア活動のほか、「認知症サポーター養成講座」などの出前講座が行われています。

また、地区社協と学校が連携した、グラウンドゴルフや様々な行事による世代間交流、市内の小中学校と特別支援学校との交流を図ることで、豊かな心を育む取り組みを行っています。

今後、更に関係団体等との連携を強化し、地域と共に福祉教育を進めていくことで、子どもたちに福祉の心を育み、児童生徒の主体的な活動を促進していきます。

そして、地域においても、様々な年代・立場の住民が地域福祉に関心をもち、気軽に参加できるような取り組みを推進していきます。

##### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇学校や地域が行う行事に積極的に参加します。
- ◇学校が実施する福祉教育の活動へ協力します。

##### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇各関係団体と連携し、学校や地域に向けて福祉講話や体験学習を行い、福祉に対する理解が深められるよう福祉教育を推進します。
- ◇ハンディキャップ体験学習へボランティアとして活動している指導員の派遣を行います。
- ◇世代間交流の推進を図り、地区社協と学校との連携について支援します。

##### ❖市が取り組むこと❖

- ◇社会福祉協議会等との連携の強化に努めます。
- ◇地域について自分の足で調べ、友達やゲストティーチャーと考え、具体的に計画し、行動を起こす総合的な学習の時間を、小中学校が延岡市社協等と連携して実施します。
- ◇市が行う出前講座や学習会などの情報を学校に周知し、積極的な実施を促します。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
福祉教育の推進	小中学校における福祉に対する意識の醸成や社会貢献で きる人材育成を推進します。	学校教育課
ハンディキャップ 体験学習	小中高等学校の児童、生徒を対象に障がい者体験や福祉体 験学習を実施し、障がい者や高齢者等に対する理解や福祉、 ボランティア活動への関心を高めることを目的に実施しま す。	社会福祉協議会

□取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
ハンディキャップ 体験学習の実施数	17回／年	22回／年

❖ハンディキャップ体験学習❖

障がいのある方など、様々な立場の方の思いを知るために、  
アイマスクでの歩行体験・車いすの操作体験、高齢者疑似体験  
を実施しています。



❖手話体験学習❖

聴覚障がい者の言語である、手話の体験学習を行っています。  
自分の名前や挨拶を学ぶことで、手話にふれる良い機会になって  
います。



**施策の取組 1-(3)-② 地域や福祉に関心をもつ機会づくり**

□現状と今後の取り組み□

地域では、支え合う意識やつながりの希薄化、地域活動等の担い手不足の課題があります。そのため、市民が、地域活動や福祉に関心が持てるよう、必要な情報を正確にわかりやすく伝える仕組みづくりや、福祉教育や情報の提供を充実させ、地域福祉に触れる機会を増やす取組を推進します。

また、協働のまちづくりを推進するため、市民の主体的な参加が根付く環境づくりを進めます。



❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇福祉や地域に関する講演会や勉強会に参加します。
- ◇参加して学んだことを他の方にも伝えます。
- ◇地域の施設などに見学や体験に行って、現場を体感します。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇地区社協を中心とした地域活動の拠点作りや整備を推進します。
- ◇地域福祉に関する講演会や体験学習の開催について支援を行います。

❖市が取り組むこと❖

- ◇地域の拠点の整備を推進します。
- ◇講演会や勉強会への主体的参加の促進のため、周知・啓発を行います。
- ◇学校において SDGs の17の目標を周知し、福祉教育の充実を図ります。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
市民の主体的な参加が 根付く環境づくり	地域や福祉に関する講演会や勉強会を開催し、地域福祉に 関心を持てる環境づくりを構築します。	総合福祉課 社会福祉協議会
コミュニティスクール の充実	学校運営協議会及び地域活動を通して地域に関心を持つ 子どもを育成します。	学校教育課

❖延岡市社会福祉大会❖

延岡市社会福祉大会では、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を顕彰するとともに、これからの方々の「地域福祉」を考えることを目的に開催しています。



❖延岡市地域福祉推進大会❖

延岡市地区社会福祉協議会連絡協議会が延岡市地域福祉推進大会を開催し、地域福祉活動の活動紹介や講演会を行っています。



## ■基本目標 2. 世代や個性を尊重し安心して暮らせるまちづくり

«施策の方向» (1) 自分らしく生きるための支援

施策の取組 2-(1)-① こどもやその家族に優しいまちづくり

□現状と今後の取り組み□



家庭形態の変化に加え、近隣住民との関係の希薄化により、身近に相談相手がないことや、家庭における養育機能の低下により、子育ての不安や悩みを抱える保護者が増加傾向にあります。

このため、安心して子育てできる環境を整備することが必要であり、子育て家庭の家計の負担軽減や保育環境の整備、見守り支援機能の充実等、個々の状況に応じたきめ細やかな支援整備を図り、地域ぐるみによる見守りと支援の仕組みづくりを推進していきます。

### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇地域ぐるみで子育て家庭の見守りに努めます。
- ◇企業や住民は、仕事と育児の両立を支援し、安心して育児のできる就業環境づくりに努めます。

### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇乳幼児・保護者同士の交流や季節行事で様々な経験ができる憩いの場として子育てサロン活動を支援します。
- ◇親子でのふれあいや、子育てを楽しく充実したものにするための研修を行います。

### ❖市が取り組むこと❖

- ◇児童手当や医療費助成等で、家計の負担軽減を図ります。
- ◇幼児教育・保育施設と連携し、幼児期の多様な教育や保育サービスの充実を図ります。
- ◇働く保護者のニーズに応えるため、病児、病後児保育の増設並びに放課後児童クラブの定員増を図ります。
- ◇育児相談や子育て家庭の支援、発達や障がいに関する相談、体験・学びの機能、屋内外の遊び場や当事者の会も含めた保護者同士の交流機能等、子育て支援機能の充実を図ります。
- ◇妊婦支援給付金の支給による経済的支援と、妊娠期から寄り添い、安心して出産・子育てできるよう面談や情報提供、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を一体的に行います。
- ◇悩みを抱える児童生徒及び保護者に寄り添うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣します。
- ◇ヤングケアラーの問題について、その実態を市民に周知し、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉、介護、医療、教育等の連携により、早期把握、きめ細やかな支援に努めます。
- ◇各種サービスや子育て支援に関して、リアルタイムできめ細やかな情報発信の体制づくりを検討していきます。

## □実施項目□

実施項目	概要	担当課
ファミリー・サポート ・センター事業 (再掲)	延岡子育て支援センターおやこの森に「のべおかファミリーサポートセンター」を設置し援助会員と依頼会員を募集し会員同士を紹介することで相互援助活動を行います。	こども保育課
子育てサポート 家庭訪問事業	子育てサポーターを派遣し、育児に悩みのある親の話の傾聴や家事援助などを行うことにより、育児期における孤立感の軽減、育児不安の解消や育児意欲の高揚を図ります。	こども家庭サポートセンター
延岡市子育て支援 総合拠点施設	子育て家庭が気軽に来館し、遊びや学びの機会を通して、交流を深められるような施設運営を行います。また、施設のスタッフは、子育て中の保護者が抱える様々な課題や悩みの相談にも対応します。	こども保育課
支援対象児童等見守り 強化事業	民間団体等の地域ネットワークを活用し、支援ニーズの高い子ども等を把握し、家庭を訪問することにより、必要な支援につなげるとともに、児童虐待の防止を図ります。	おやこ保健福祉課
地域こどもの生活支援 強化事業	こどもたちが、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所や居場所を設け、支援が必要な子どもを見つけた場合には、適切な支援機関と連携します。	おやこ保健福祉課
子育てサロンの充実	子育てをしている保護者のためにつながりを持てる場、子ども達同士が交流する場をつくり、子育てに対する不安等の解消と親子の安定的な関係を作ることを目的に実施します。	社会福祉協議会
こども家庭サポート センター事業	延岡市こども家庭サポートセンターに母子保健コーディネーター（助産師等）を配置し、妊娠婦、乳幼児とその保護者を対象に妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を提供することで育児不安や虐待予防を図ります。	おやこ保健福祉課 こども家庭サポートセンター
産後包括支援事業	産婦健康診査の実施や宿泊型・訪問型のケアサービスを提供し、心身のケアや育児をサポートします。また、育児負担の多い多胎妊娠婦に対する包括的な支援を行い、産後うつの予防や虐待予防を図ります	おやこ保健福祉課
青少年健全育成事業	青少年の非行防止と健全育成を目的に、延岡市青少年育成センターを設置し、関係団体の連携を図るとともに、青少年相談事業や青少年指導員活動事業などを行います。	社会教育課
放課後子ども教室	放課後に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全、安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施します。	社会教育課

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

<b>南部地域子育て支援施設 建設事業</b>	児童館や子育て支援施設等が十分に整備されていない南部地域に、一ヶ岡地区の市営住宅の集約化に伴う跡地の利活用や脱炭素先行地域としての取組などを踏まえながら、子育て支援施設を建設します。	こども保育課
<b>乳児等通園支援事業</b>	保護者の就労状況に関係なく、保育所や幼稚園などに6か月から満3歳未満の子どもを一時的に預けられ、月一定時間の利用上限の中で、すべての子育て家庭に対して、多様なライフスタイルにかかわらない形での支援を行います。	こども保育課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
放課後児童クラブの設置箇所数	21 箇所	22 箇所
保育所・認定こども園 ・幼稚園の定員数	4,255 人	4,235 人
病児・病後児保育の利用者数	累計 2,305 人	累計 2,876 人
子育て支援総合拠点施設 の利用者数	累計 30,361 人	累計 33,000 人

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
延岡市こども計画	こども保育課

### ❖子育てサロン研修会❖

研修会を通して、子育てに関するヒントや新しい情報等を提供しています。



施策の取組 2-(1)-② 障がい者（児）やその家族に優しいまちづくり

□現状と今後の取り組み□



障がいのある方が地域において安心して生活するために、地域生活支援拠点の一つとして3箇所に設置している、基幹相談支援センター・障がい福祉サービス事業所とともに、障がいのある方の支援に取り組んでいます。

また、障がいのある方と地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、今後も継続して障がいに関する啓発や広報活動を行い、自立に向けた就労支援や社会参加の促進を通して共に暮らせるまちづくりに取り組みます。

さらに、障がいのある方が家族からの支援を受けられない状況に陥った時に、住み慣れたまちで生活するための必要な支援について、引き続き基幹相談支援センター・障がい福祉サービス事業所等と連携しながら、充実・強化を図っていきます。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇障がいのある方とのふれあいを積極的に行います。
- ◇障がいへの理解を深めるための活動に積極的に参加します。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇当事者団体やボランティア団体への支援を行います。
- ◇各団体や事業所、イベント等の情報提供を行い、広報活動を実施します。
- ◇地域住民等に専門機関や窓口を紹介するとともに、共生社会にむけた理解促進を図ります。

❖市が取り組むこと❖

- ◇特別障がい者手当等や医療費助成等で、日常生活に必要な経済的支援を行います。
- ◇補装具や日常生活用具の給付、その他費用の助成等により、障がいにより生じる日常生活上の負担を軽減し、社会参加の推進を図ります。
- ◇障がいへの理解のための啓発・広報活動を継続的に行い、理解促進に努めます。
- ◇障がい者が自立した生活を送るための就労支援や社会参加の促進をに努めます。
- ◇障がいのある方とその家族のニーズを捉え必要な障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ◇障がい児支援の中核的役割を果たす児童発達支援センターと連携し、発達障がい児等への支援の充実や地域におけるインクルージョンの推進を図ります。
- ◇医療的ケア児・者等及びその家族のニーズにの把握に努め、地域で安心して生活できるようレスパイト事業等の推進を図ります。
- ◇基幹相談支援センターと連携し、重層的支援体制により複雑化、複合化したニーズへの対応に努めます。
- ◇障がいのある方が地域で安心した生活が送れるよう「親なき後の暮らし支援策」の充実に向けて、関係団体等と連携しながら、引き続き各種施策を検討していきます。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
<b>障がい者週間 記念行事事業</b>	講演会等を通して障がい者週間（12/3～9）の趣旨を広く市民へ周知し、障がいや障がいのある方に対する理解を深めます。その他、障がい者週間以外でもアート作品や手話等を通して、障がい者の理解促進を図ります。	障がい福祉課
<b>手話奉仕員派遣事業 要約筆記奉仕員派遣事業</b>	聴覚、音声・言語機能の障がいのある人の日常生活上のコミュニケーション支援を行うために、手話奉仕員等を派遣し自立と社会参加を図る。	障がい福祉課
<b>障がい者雇用推進事業</b>	障がいのある方の就労機会の確保や就労収入向上の推進を図るために中小企業や就労支援事業所に向けた様々な施策を関係機関と連携し取り組みます。	障がい福祉課
<b>地域障がい児支援体制 強化事業</b>	児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的役割を果たすための機能強化を行い、地域全体で障がい児に提供する支援の質を高めると同時に、巡回支援専門員の保育・教育施設等への巡回支援により、支援を担当する職員等に対し、障がいの早期発見・対応の助言を行います。	障がい福祉課
<b>医療的ケア児等 総合支援事業</b>	医療的ケア児等コーディネーターの配置、医療的ケア児等の協議の場の設置、医療的ケア児等の相談体制の整備、医療的ケア児とその家族の支援の充実に取り組みます。	障がい福祉課
<b>基幹相談支援センター</b>	障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう様々な相談に専門職員が対応します。また、各関係機関の相談員と連携し支援の輪を広げ、地域のネットワークづくりを推進します。	障がい福祉課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
医療的ケア児等 コーディネーターの配置人数	4人	7人
基幹相談支援センター 延相談件数	7, 375 件	8, 000 件

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課

### ❖障がい者週間記念行事事業❖

障がい者週間に障がいのある方や家族等の周りで支援する方等を講師に招き、講演会を行うことで理解の促進を図っています。



### ❖宮崎県障がい者スポーツ大会❖

障がい者スポーツ大会を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進を図っています。



### ❖自立支援協議会の運営❖

福祉、医療、教育、労働、障がい福祉等の関係者が中心となって、相談、暮らし、こども、就労、地域移行、重心・医ケアに関する課題や支援体制と地域生活支援拠点の整備を目的とした、検討を行う協議会を開催しています。



### ❖パラ・アート展❖

障がい者の芸術文化活動における作品の発表の場を通して、障がい者の社会参加の促進や地域社会等と交流する機会の提供を行っています。



### 施策の取組 2-(1)-③ 高齢者やその家族に優しいまちづくり



#### □現状と今後の取り組み□

市内には地域住民が交流する場が数多くあり、住民同士の安否確認や身体機能の維持・向上などの効果が現れています。そのため、今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を営むために、住民同士がお互いに支え合い、助け合える地域づくりを推進していきます。

また、認知症高齢者やその家族に優しい地域づくりの推進のため、認知症への理解を深めるための啓発を推進するとともに、認知症センターの養成や認知症カフェの支援、認知症の方やその家族に寄り添った認知症保険等の見守り支援事業を実施するなど、地域や関係機関が連携した見守り体制の構築を図っていきます。

さらに、高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭において生活を送るために、介護サービス提供体制を確保する必要があることから、介護サービスの担い手となる介護人材確保対策を推進していきます。

#### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇住民同士がお互いに支え合える地域づくりを進めます。
- ◇地域の活動や交流に積極的に参加し、地域との繋がりを深めます。
- ◇介護保険制度への理解を深め、サービスの適正な利用に努めます。

#### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇民生委員・児童委員の協力の協力のもと、地域の一人暮らしの高齢者や、高齢者世帯等の対象者へ安心カードの配布を行い、配布後は定期的に見直しや更新を呼び掛け、見守り体制の強化を図ります。
- ◇各地区社協活動の充実・強化を行い、地域に密着した地域福祉活動に努めます。
- ◇地域団体や関係機関と連携し、参加型の介護予防講座や交流活動を通じて介護予防の推進に努めます。

#### ❖市が取り組むこと❖

- ◇高齢者のみならず、地域住民がお互いに支え合える地域づくりを推進するために、地域住民、民間団体、行政が一体となって地域づくりを行っていきます。
- ◇介護サービスの提供体制を確保するため、介護サービスの担い手確保対策に努めます。

## □実施項目□

実施項目	概要	担当課
総合的な介護人材確保対策	外国人材を含む多様な介護人材の確保・定着に資する対策に取り組むとともに、事業所の負担軽減及び生産性向上に係る取組を推進し、介護サービス提供体制の確保に努めます。	介護保険課
「支ええる地域づくり」 のための情報共有への 取り組み	「支ええる地域づくり」の意義や目的を広く市民に普及・啓発するために、広報紙等の媒体を活用して周知を行います。	健康長寿課
地域の課題解決に向けた 取り組み	地域住民へ地域づくりに関する意識啓発や情報交換等を目的とした会議を、日常の支え合いがある自治区等の小さな範囲を単位として開催していきます。また、会議の中で得られた地域の支え合い活動やその担い手の情報について、介護支援専門員などの支援者や地域に対し発信することにより、地域課題の解決に努めます。	健康長寿課
認知症サポーター等 養成事業	地域や職域において認知症サポーター等を養成し、市民協働で認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。	健康長寿課
認知症高齢者等 見守り支援事業	認知症の方やその家族が地域で安心して生活することができる環境を整備するため、QRコード付き見守りシールの配布や、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するなどの取り組みを引き続き推進していきます。	健康長寿課
認知症カフェ支援事業	認知症の人やその家族を支援し、地域住民の理解の促進や交流等を図るため、認知症の人やその家族が集うことのできる認知症カフェを開催している団体の活動を支援し、認知症の方やその家族の地域での居場所づくりに努めます。	健康長寿課
ケアアプリのべおか (地域公共交通を活用 した介護予防事業)	専門職による運動・栄養・口腔・認知症予防といった生活機能の維持・向上等のプログラムを実施することにより、高齢者が自立した在宅生活を送ることを推進していきます。また、地域公共交通を活用することで、待ち時間等を活用して買い物や通院等を行うなど、生活機能全般の維持向上と介護予防・重度化防止による健康寿命の延伸も図っていきます。	健康長寿課
安心カード配布	65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がいをお持ちの方を対象に、災害や体調急変による救急車要請時等の一助とするため、緊急連絡先やかかりつけ医、持病、服薬中の薬の情報を記載するカードを配布します。	社会福祉協議会

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

<b>生きがいと健康づくり 推進事業</b>	高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう多彩な講座を開講し、高齢者の生きがいと健康づくりや介護予防の推進を図ります。	総合福祉課
<b>地域交通ネットワークの充実等による移動支援</b>	高齢者の運転免許返納の増加によって公共交通が担う役割が益々大きくなるなか、路線バスやコミュニティバス等の交通ネットワークの充実化を図ります。また、地域住民の買い物、通院等の移動支援に取り組む地域団体の活動を促進します。	地域・離島・交通政策課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
いきいき百歳体操会場数	205箇所	205箇所

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
延岡市地域公共交通網形成計画	地域・離島・交通政策課

### ❖安心カードの配布❖

マグネット付き専用クリアケースに入れ冷蔵庫等の目立つ場所に貼り付けて緊急時等に活用しています。



### ❖地域住民が主体となった取組への支援❖

地域住民が運転士役を務め、市がその経費を支援する「地域住民連携型有償運送構築事業」により、地域住民が主体となった新たな公共交通空白地対策に取り組んでいます。



### «施策の方向» (2) 権利を守る取り組みの推進

#### 施策の取組 2-(2)-① 虐待や権利擁護に対する対応と支援

##### □現状と今後の取り組み□



児童虐待は、子育て家庭の孤立化や子育てへの不安感や負担感の増大に起因しているとも言われています。家族形態の変化や近隣住民との関係の希薄化等の影響もあると考えられ、子育て家庭を孤立させないよう、地域で支え合い、子育てに対する負担感の軽減を図ることが必要です。

また、高齢者虐待や障がい者虐待、配偶者・パートナーからの暴力（DV）は、外から発見しにくく、被害者がその被害を公的機関に相談したり、届け出たりすることに抵抗感を持つことが多く、潜在化する傾向にあります。

このため、地域における身近な見守りや支援体制の確立が必要であり、支援を必要としている方に対し、きめ細かな相談体制の整備とサービスの充実を図ることにより、児童や高齢者、障がい者等に対する虐待の早期発見・早期対応、支援の取り組みを進め、安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

##### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇虐待の兆候を早期発見し支援に結びつけられるように見守り活動を行います。
- ◇虐待の疑いがある世帯を発見した場合は身近な相談窓口に相談します。
- ◇虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりを目指します。

##### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇虐待防止と権利擁護に関する地域啓発を行い、住民と連携した支援体制の強化を図ります。
- ◇ふれあい・いきいきサロン等の交流の場を推進し、見守り体制を強化して孤立防止と早期支援につなげられるよう努めます。

##### ❖市が取り組むこと❖

- ◇各種研修などの実施や相談支援体制を整えることで、関係機関職員の知識・スキルの向上を図るとともに、活動における不安を解消し、活動しやすい環境の整備を推進します。
- ◇サロンなどの充実等を支援するとともに、様々な方が参画できるよう周知・啓発を行います。
- ◇虐待被害者に対する支援として、関係機関との連携により早期発見・早期対応に努めます。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
虐待対応業務	各法令に基づいた、マニュアルの整備や関係機関を対象とした研修を実施し、迅速な虐待対応、各相談対応・支援を行います。	健康長寿課 介護保険課 こども家庭サポートセンター 障がい福祉課
「地域包括支援センター」を中心とした、高齢者の見守りネットワークづくり	地域住民向けの研修を地域包括支援センターや中核機関と連携して実施します。	健康長寿課
警察や児童相談所、保健所など関係機関との連携	迅速な虐待対応が図れるよう平常時から事例検討会や研修会等で顔見知りの関係を構築します。	健康長寿課 こども家庭サポートセンター 障がい福祉課
家庭児童相談事業	家庭における児童の健全育成を図るため、家庭相談員が家庭児童福祉に関する各種相談に応じるほか、児童虐待事案が発生したときは、関係機関と連携して対応します。	こども家庭サポートセンター
支援対象児童等見守り強化事業 (再掲)	民間団体等の地域ネットワークを活用し、支援ニーズの高い子ども等を把握し、家庭を訪問することにより、必要な支援につなげるとともに、児童虐待の防止を図ります。	おやこ保健福祉課
地域こどもの生活支援強化事業 (再掲)	こどもたちが、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所や居場所を設け、支援が必要な子どもを見つけた場合には、適切な支援機関と連携します。	おやこ保健福祉課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
虐待対応研修会	3回／年	3回／年

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
成年後見制度利用促進基本計画 (※令和4年3月策定済)	健康長寿課
延岡市こども計画	こども保育課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課

### 施策の取組 2-(2)-② 成年後見制度の周知・利用促進



#### □現状と今後の取り組み□

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に加え、精神障がいのある方、知的障がいのある方の中でこれまで親族によってなされてきた身の回りの世話が、親族の高齢化などで難しくなることも予想されます。そのため、自分の意思で判断することが困難な方たちに対して、金銭や財産の管理、サービスの利用に伴う契約の締結

など安心して生活ができるように支援することが重要となっています。

現在、一定程度の判断能力がある方たちに対しては、日常生活自立支援事業を延岡市社協において実施しています。また、認知症や知的障がい、精神障がい等で物事を判断することが十分でない方については、成年後見制度の活用が必要となります。しかし、成年後見制度についての周知が十分でないため、必要な方に支援が届いていない現状があります。そのため、成年後見制度について延岡・西臼杵権利擁護センター（中核機関）と連携し、さまざまな機会を通して普及啓発に努めます。

未成年後見制度については、相談があった際に、担当関係機関に情報提供します。

#### ❖地域や住民が取り組むこと❖

◇成年後見制度の講演会等に参加します。

#### ❖市社協が取り組むこと❖

◇認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が、地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用の手続きや日常的金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を実施します。

◇中核機関や関係機関等と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。

#### ❖市が取り組むこと❖

◇中核機関と連携し成年後見制度の普及啓発に努めます。

◇中核機関と連携し市民後見人の育成や活用についての支援を行います。

◇成年後見制度の概要や活用した事例などについて、中核機関と連携し、地域包括支援センターや基幹相談支援センター（一次相談窓口）職員を対象に研修会を開催します。

◇延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用者が制度のメリットを感じられるような体制づくりに努めます。

◇未成年後見制度については、相談があった際に、担当関係機関に情報提供します。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
地域住民向け成年後見制度についての講演会開催	地域の住民に向けて、成年後見制度の概要や成年後見制度のメリットなどをわかりやすく周知します。	健康長寿課 (中核機関)
福祉・医療機関向け成年後見制度利用についての研修会開催	地域包括支援センターや基幹相談支援センター、その他権利擁護に係る職種に対して、成年後見制度利用に関わる各種研修を行います。	健康長寿課 (中核機関)
日常生活自立支援事業	認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会
成年後見利用支援事業	成年後見制度の利用促進を広く図るため、制度の利用支援や普及啓発を行います。また、利用支援として、市長による審判請求や経済的困窮がある成年被後見人等に対する成年後見人等への報酬助成を行います。	健康長寿課 障がい福祉課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
地域住民向け講演会の開催数	7回	各地域包括支援センター圏域 各1回（11圏域）
福祉・医療機関向け研修会の開催数	1回	3回

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
成年後見制度利用促進基本計画 (※令和4年3月策定済)	健康長寿課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課

### 《施策の方向》 (3) 安心と安全を守る仕組みの充実

#### 施策の取組 2-(3)-① 災害時支援体制の整備



##### □現状と今後の取り組み□

今後30年以内に高い確率で発生するといわれる「南海トラフ地震」や、近年全国各地で河川の氾濫や土砂崩れなどを引き起こす大規模な自然災害の頻発を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、災害に強い人・まちづくりを推進する必要があります。

そのため、自主防災組織の組織力強化や「わが家の防災ハンドブック」を活用した避難訓練及び迅速かつ正確に避難情報を市民に伝達するための情報伝達体制の整備などに取り組み、みんなで決めてみんなで逃げることができる地域づくりを進めています。

##### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇自治会や自主防災組織への加入、防災講話や防災訓練への積極的な参加を通して、自助・共助力を高めます。
- ◇「わが家の防災ハンドブック」や各種ハザードマップを活用し、非常持出品の準備や避難場所・避難経路を確認するなど、日頃から災害に備えます。
- ◇災害情報メールや防災ラジオ、防災アプリなどを活用して、災害時に発信される情報の収集や早めの避難に努めます。

##### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇災害時に備え、地域の活動を支える災害ボランティアリーダーを養成します。
- ◇災害ボランティアネットワークの拡大を図り、災害ボランティアセンターの円滑な運営に備えます。
- ◇関係機関と協働し、地域での災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行います。

##### ❖市が取り組むこと❖

- ◇指定緊急避難場所や指定避難所の確保や指定を推進します。
- ◇特定津波避難困難地域に避難タワー等を整備するとともに、適切な維持管理を行います。
- ◇各地域で拠点となる避難所等の環境改善を推進します。
- ◇市民の防災力向上のため、「わが家の防災ハンドブック」や各種ハザードマップなどを活用し、防災講話や防災訓練を推進します。
- ◇自主防災組織の結成促進や組織力強化のため、引き続き育成事業に取り組みます。
- ◇延岡市災害ボランティア連携方針に基づくボランティア支援体制の取組を進めます。
- ◇屋外放送施設の高性能化に取り組むとともに、適切な維持管理を行います。
- ◇災害情報メールや防災アプリなど既存の情報伝達手段の登録促進に加え、コミュニティFM等のメディア媒体と防災ラジオとの連携を図ります。また、災害時でも利用できる環境の整備に努めます。
- ◇地区防災計画の策定を促進し、地域における防災力強化の取組を支援します。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
自主防災組織の育成	自主防災組織の結成促進や組織力強化のため、自主防災組織育成事業に取り組みます。	消防本部 警防課
防災講話・防災訓練の実施	市民の防災力向上のため、「わが家の防災ハンドブック」や各種ハザードマップなどを活用し、防災講話や防災訓練を推進します。	危機管理企画課 災害支援課
地域主体の災害対応力の強化支援	地域に必要な備蓄倉庫や避難路の整備、避難に必要な資機材の購入を補助することで、地域における避難計画等の作成を促進し、地域住民が主体となった災害時の対応力強化を図ります。	危機管理企画課 災害支援課
災害ボランティアリーダーの養成講座・スキルアップ研修の実施	災害時に地域の様々なパイプ役を担う人材を育成します。	社会福祉協議会
災害ボランティアネットワークの拡大	SNS やホームページ等を活用し、災害ボランティアネットワークを拡大します。	社会福祉協議会
災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	災害発生時に災害復旧活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。	社会福祉協議会

□取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
自主防災組織数	284 組織	299 組織
避難訓練の実施回数	152 回	200 回
地区防災計画の策定数	24 地区	54 地区
災害ボランティアリーダー数	880 名	950 名
災害ボランティアネットワーク加入団体数	119 団体	135 団体
災害ボランティアセンター運営訓練実施数	1 回／年	1 回／年

□連携する他課の計画□

計画名	担当課
延岡市地域防災計画	危機管理企画課、防災施設整備室、災害支援課

### ❖地域主体の防災訓練❖

自助・共助の取り組みを強化し、地域住民の防災意識の高揚のため、各地域では住民主体の防災訓練が行われています。



塩浜町笹目区の防災訓練の様子

### ❖災害ボランティアリーダー養成講座❖

災害時に地域の様々なパイプ役を担う人材を育成するために開催しています。



### ❖災害ボランティアセンターの設置・運営訓練❖

災害復旧活動が円滑に行われるよう災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施しています。



## 施策の取組 2-(3)-② 避難行動要支援者への支援



## □現状と今後の取り組み□

近年、東日本大震災や能登半島地震など、大規模災害が頻発しており、そのたびに高齢者や障がい者等が犠牲となっています。中でも、災害時に周囲の手助けを必要とする避難行動要支援者が犠牲となることが多く、各自治体において、災害時における避難行動要支援者等の避難体制の整備が課題として挙げられています。

避難行動要支援者の避難を円滑に行うためには、それぞれの特性に応じた避難支援が必要となることから、避難行動要支援者名簿を基に平常時から地域や関係機関と連携し、個別避難計画の作成を進めていきます。

## ❖地域や住民が取り組むこと❖

◇避難行動要支援者の災害時における個別避難計画を行政や関係機関と連携して作成します。

## ❖市社協が取り組むこと❖

◇市との連携を強化し、避難行動要支援者制度の周知を行います。

◇市が行う個別避難計画作成に協力・支援を行います。

## ❖市が取り組むこと❖

◇民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織、福祉専門職等の避難支援等関係者と連携を図りながら、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めます。

## □実施項目□

実施項目	概要	担当課
避難行動要支援者制度の周知	延岡市社協と連携し、自治会や関係機関等を通じて制度の周知を図ります。	総合福祉課 災害支援課
個別避難計画の作成	民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織、福祉専門職等の避難支援等関係者と連携を図りながら、避難行動要支援者名簿を基に避難支援を必要とする方々一人一人の実情に合った個別避難計画を作成します。	災害支援課 総合福祉課

## □連携する他課の計画□

計画名	担当課
延岡市地域防災計画	危機管理企画課、防災施設整備室、災害支援課

施策の取組 2-(3)-③ 感染症対策の推進



□現状と今後の取り組み□

私たちの身の周りには様々な感染症があり、乳児から高齢者まで多くの場面に感染症のリスクが存在します。特に小児や高齢者、基礎疾患のある方は、感染症にかかると重症化しやすく、回復に時間がかかることや死に至る可能性もあります。

そのため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集・分析を行い、収集した情報や分析の結果、感染症の予防方法と治療に必要な情報などの市民への積極的な公表、予防接種の勧奨を行う必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症などに対しても、常に防疫措置を講じながら、感染拡大を最少にするための対策等を強化していきます。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇日頃から免疫力をアップさせる生活を心がけ、手洗い等の感染防止対策に努めます。
- ◇予防接種を計画的に受け、将来にわたって予防接種で防げる病気を予防します。
- ◇感染症にかかった方を誹謗中傷せず、思いやりの心で接します。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇施設内における掲示や広報を行うとともに、地区社協が行う研修会や集いの場など、様々な機会を通じて、感染症予防の啓発に努めます。

❖市が取り組むこと❖

- ◇感染症予防のために日常一人ひとりができるとの啓発に努めます。
- ◇定期予防接種、任意予防接種を受けやすい体制の確保や情報提供に努めます。
- ◇感染症予防、免疫力アップなどの啓発・広報活動を継続的に行います。
- ◇国や県の基本方針を踏まえ、関係各課と連携し感染症対策を推進します。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
定期予防接種事業 任意予防接種事業	予防接種法に基づき感染症の発生及び蔓延を予防するため、医療機関等に委託して予防接種を行います。	地域医療政策課
小児医療情報の提供	保護者が専用アプリに子どもの誕生日を登録することで複雑な予防接種のスケジュール管理が手軽にできるほか健診や感染情報、救急医療ダイヤル等の必要な情報が見られるなど予防接種率の向上や保護者の負担軽減を図ります。	地域医療政策課
感染防止対策の周知	地域住民に向けて、公民館などの身近な場所での健康学習会の機会や市のホームページ、公式 SNS 等での定期配信により、感染防止対策の周知を行います。	地域医療政策課 健康長寿課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
MRワクチン接種率	91.1%	96.0%

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
健康のべおか21	健康長寿課

### 《施策の方向》 (4) 多様な生活課題への取り組み

#### 施策の取組 2-(4)-① 生活困窮等への支援



##### □現状と今後の取り組み□

生活が困窮していく原因や契機はさまざまであり、仕事や家庭、健康問題など誰の身にも起これる問題から端を発し、問題が複雑化・深刻化することで困窮状態となってしまうことも珍しくありません。

これらの兆候を、地域活動などを通じた互助の関係づくりのなかで早期に発見し、問題が複雑化・深刻化する前に相談窓口につなぐ仕組みをつくり、生活困窮の最小化や解決に努めます。

また、貧困の状態にある子育て世代の家庭では、教育や医療にかかる費用などの金銭的な負担感や不安を感じる世帯が多くみられます。このため、各種手当の支給の他、必要な資金の貸付け、医療費の助成や教育費、生活費等の減免等により、経済的な支援を行います。

##### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇様々な集まりや行事、活動に積極的に参加します。
- ◇地域活動を通して、地域の互助の関係づくりを行います。
- ◇暮らしの中で「発見した」生活に困窮する方を、相談窓口につなぎます。

##### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇「のべおか自立相談支援センター」にて、複合的な課題を抱え生活に困窮している方の自立に向けた包括的な相談に応じ、他の専門機関と連携し解決に向けて支援を行います。
- ◇相談者が自ら家計を管理できるように、家計状況の「見える化」と課題の把握を行い、状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生の支援を行います。
- ◇直ちに一般就労が難しい方に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成に向けて、計画的に支援を行います。
- ◇複合的な課題を抱え生活に困窮している方に対し、市内の社会福祉法人と連携・協働しながら自立に向けた支援を行う「みやざき安心セーフティネット事業」の活用や食料の提供など様々な支援を行います。

##### ❖市が取り組むこと❖

- ◇「のべおか自立相談支援センター」を設置し、相談者の話を真摯に受け止め、他の専門機関とも連携しながら、経済的自立に向けた課題の解決について伴走型で支援します。
- ◇相談窓口となる「のべおか自立相談支援センター」の広報周知を図るとともに、生活に困窮している方の把握に努め適切な支援を行います。
- ◇相談窓口と連携しながら、相談者の抱えている課題を分析・評価し、そのニーズと状況に応じた自立支援を行います。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
<b>自立相談支援事業</b>	延岡市社協内に経済的な問題を抱え生活に困窮している方の相談窓口を開設し、課題の把握や訪問支援など包括的かつ継続的な相談支援を提供し、その自立を図ります。 また、「広報のべおか」や市のホームページで相談窓口の周知強化を図り、相談しやすい環境整備に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会
<b>家計改善支援事業</b>	家計に問題を抱え生活に困窮している方に対し、情報提供や専門的な助言指導を行うことにより家計管理力を高める支援を行います。	生活福祉課 社会福祉協議会
<b>就労準備支援事業</b>	一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成支援を計画的かつ一貫して行います。	生活福祉課 社会福祉協議会
<b>フードバンク事業</b>	食料品の寄贈を募り、支援が必要な状態にある生活困窮者に食糧支援を行っています。 学校法人順正学園と連携し、中学生以下の子どもを養育する世帯で、生活が困窮している家庭に対し、その自立を支援するために食料品の提供を、定期的（月1回）に行います。	社会福祉協議会 おやこ保健福祉課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
「のべおか自立相談支援センター」に関する「広報のべおか」掲載回数	1回／年	3回／年 (4月、8月、12月)

※人口10万人あたりの国の目安値 16件

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
第2期のべおか子どもの豊かな未来応援プラン (第2期延岡市子どもの貧困対策推進計画)	おやこ保健福祉課

施策の取組 2-(4)-② 居住確保等への支援



□現状と今後の取り組み□

高齢化が進む中で、障がい者や子育て世帯等の住宅の確保に配慮の必要な方が増加しています。

また、住宅確保要配慮者の方が安心して地域生活を続けるためには、バリアフリー化や誰もが使いやすいユニバーサルデザインの賃貸住宅の供給とともに、既存住宅の改修支援が必要となります。介護保険により、介護の必要な方が安心、安全に在宅生活を送り、また介護者の介護負担軽減のため、手すりの設置や段差解消等の住宅改修費の支給を行います。

市営住宅の建替にあたっては、入居者が安心して生活できるよう、広さや間取りの異なる住戸の建設や、既存の市営住宅改善事業によって、住宅確保要配慮者に適した住宅の整備を進めています。

さらに、障がい者や高齢者等、また離職などにより住居を失った方や失う可能性の高い方に対し、住宅の確保等についての支援を行います。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇地域内の住宅確保要配慮者の把握に努めます。
- ◇離職者など生活困窮が見込まれる世帯を関係機関に連絡します。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇離職等や収入の著しい減少に伴う経済的困窮により、住居を喪失又は喪失するおそれのある方に対し、住居確保給付金事業の利用支援を行います。

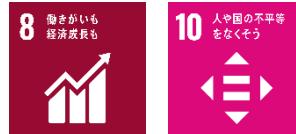
❖市が取り組むこと❖

- ◇市営住宅の建替等に際して、住宅確保要配慮者に配慮した住宅の整備を進めます。
- ◇家庭の事情や経済的状況により、居住確保が難しい方の支援に努めます。
- ◇住宅確保要配慮者が入居できる賃貸住宅の把握に努めます。
- ◇介護が必要な方や、介護者の介護負担軽減のため住宅改修費の支給を行います。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
<b>住居確保給付金事業</b>	住居を失ったもしくは失う恐れのある離職者に対し、原則3ヶ月間、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、または経済的自立に資する転居費用を支給することにより住宅の確保に向けた支援を行います。	生活福祉課 社会福祉協議会
<b>住宅改修事業</b>	高齢者や障がい者及びその介護者の負担軽減を図るため、住宅内のバリアフリー化や手すりの設置などを実施します。	介護保険課 障がい福祉課
<b>シルバーハウジング事業</b>	高齢者世帯の自立した生活維持や緊急時の対応等に配慮したシルバーハウジングに生活援助員を派遣する事業を行います。	健康長寿課

### 施策の取組 2-(4)-③ 就労支援の充実



#### □現状と今後の取り組み□

高齢者が就労することは、長年培った知識や能力を地域社会に還元する貴重な機会になるだけでなく、生きがいづくりや介護予防、ひいては医療費の抑制にも貢献するものと考えられます。高齢者の就労の場のひとつである「シルバー人材センター」の情報を発信することによって、高齢者の雇用情報や就労の機会の提供に努めるとともに、生活に困窮されている方についても、その能力や状況に応じて関係機関や民間団体等と連携を行いながら就労の支援を行います。直接的な就労支援にとどまらず、ボランティア活動への参加等社会的なつながりの回復・維持にも努めます。

また、障がいのある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労は重要であり、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労移行支援事業や就労継続事業のサービスの提供に努めます。

さらに、障がい者の就労機会の確保や就労収入向上の推進を図るため中小企業や就労継続支援事業所に向けた様々な施策を関係機関と連携して取り組んでいきます。

#### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇自分の経験や知識、能力を地域のなかで活用します。
- ◇自分がいきいきとなれる集まりを見つけ、参加します。

#### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇職業訓練や各種セミナー等の情報を掲示又はスタンドに設置し広報に努めます。
- ◇生活に困窮している方に対して、就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、状況に合わせて同行訪問や面談等の支援を行います。

#### ❖市が取り組むこと❖

- ◇シルバー人材センターの機能強化、事業拡大を図ります。
- ◇高齢者の能力に応じて、多様・多彩な就労の機会を民間事業者と連携し確保します。
- ◇ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、関係機関と連携し生活支援や就労支援を行います。
- ◇障がいのある方の適性に応じた、多様な就業の機会を確保に努めます。
- ◇生活に困窮している方に対し、一般就労への支援や就労に向けた準備を伴走型で支援し、収入の増加と経済的な自立を図ります。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
<b>高齢者の就労の機会や雇用情報の提供</b>	高齢者の長年の経験や知識、能力を活かして地域へ貢献したい方や働きたいと考えている方に対して、情報提供の機会を支援します。また、多様化する就労ニーズに応え、より多くの高齢者に居場所と役割を持ってもらうため、シルバー人材センターの機能強化等を関係機関と連携し支援します。	総合福祉課 商業・駅まち振興課
<b>自立相談支援事業（再掲）</b>	延岡市社協内に経済的な問題を抱え生活に困窮している方の相談窓口を開設し、課題の把握や訪問支援など包括的かつ継続的な相談支援を提供し、その自立を図ります。 また、「広報のべおか」や市のホームページで相談窓口の周知強化を図り、相談しやすい環境整備に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会
<b>就労準備支援事業</b>	一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成支援を計画的かつ一貫して行います。	生活福祉課 社会福祉協議会
<b>自立支援教育訓練給付金事業</b>	ひとり親家庭等の保護者に、職業能力開発のための教育訓練等を受ける際の費用の一部を助成します。	おやこ保健福祉課
<b>公共職業安定所や障害者職業センターとの連携</b>	各機関との連携を図るとともに、トライアル雇用やジョブコーチ支援事業等の制度周知を行い、障がいのある方の就業の機会の確保に努めます。	障がい福祉課
<b>農福連携事業</b>	関係課と連携し、農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足の解消と障がいのある方の就労の機会確保を結び付け、農繁期等の労働力確保の仕組みづくりを進めます。	障がい福祉課
<b>テレワークによる障がい者等の就労機会の創出</b>	市内外の企業等と連携し、テレワークの機会を創出することにより、障がいのある方等の就労の機会を拡大します。	障がい福祉課

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
<b>第2期のべおか子どもの豊かな未来応援プラン (第2期延岡市子どもの貧困対策推進計画)</b>	おやこ保健福祉課
<b>延岡市障がい者プラン</b>	障がい福祉課

### 施策の取組 2-(4)-④ 自殺対策の推進

#### □現状と今後の取り組み□



平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、全国的に自殺者数は減少傾向にありました。しかし、新型コロナウイルスの影響等により、自殺の要因となり得る雇用や暮らし、人間関係等の悪化などから、令和2年には11年ぶりに前年を上回り、それ以降は横ばい傾向が続いています。近年は、子どもの自殺者数の増加傾向が続いており、令和6年の児童生徒の自殺者数は過去最高となりました。

本市でも、自殺者数はここ数年20人前後で推移しており、自殺対策は市を挙げて取り組むべき課題と言えます。

「延岡市自殺対策行動計画（第3期）」により全庁的な対策を行うとともに、延岡市自殺対策協議会により行政、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関と情報共有し連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

#### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇自殺の現状や自殺対策の重要性に理解と関心を深めます。
- ◇自分の心の不調に気づいて対処します。
- ◇周りの方の心の不調に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていきます。

#### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇対象者を限定しないコミュニティカフェを継続するとともに、地域における誰もが気軽に参加できる交流の場づくりの支援を行い、地域に潜在している孤独及び孤立の状態にある方の居場所が拡大できるように努めます。
- ◇民生委員・児童委員や地域福祉推進チーム等、地域住民が中心となり、地域福祉活動のネットワークを活用し自殺対策を推進します。

#### ❖市が取り組むこと❖

- ◇市民の身近な存在として、相談窓口の周知啓発や、自殺対策を支える人材育成、相談支援などを行います。
- ◇子どもが悩みを打ち明けられるような相談窓口の周知や、SOSの出し方に関する教室などを行います。
- ◇宮崎県自殺対策推進センターをはじめ、関係機関や団体との連携・協働に努めながら、地域の実情と近年のコロナ禍に応じた自殺対策を推進します。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話しを聞き、必要な相談支援につなぎ、見守る役割を担う人材であるゲートキーパーの養成講座を実施します。	健康長寿課
SOS の出し方に関する教育	こどもが命の大切さを実感でき、様々な困難やストレスへの対処法を身につけ、信頼できる大人に助けを求めてよいということを学ぶ教室を行います。	健康長寿課 学校教育課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
ゲートキーパー養成講座開催回数	4回 ※R7.3.31 時点	8回
児童生徒の SOS の出し方に関する教育を実施する公立小中学校の割合	26.2% (11校) ※R6.3.31 時点	100% (42校)

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
延岡市自殺対策行動計画（第3期）	健康長寿課

### ❖ゲートキーパー養成講座❖

講師が公民館等に出向き、市民や民生委員・児童委員を対象に、自殺で亡くなる方の現状やゲートキーパーの役割、自殺の危険のサインや声のかけ方、寄り添い方などを伝えるゲートキーパー養成講座を行っています。



## ■基本目標 3. 包括的な支援体制づくり

«施策の方向» (1) 包括的な相談・支援体制の整備

### 施策の取組 3-(1)-① 総合的な相談支援体制の充実



#### □現状と今後の取り組み□

少子高齢化や核家族化・晩婚化が進み、育児と介護が同時に直面するダブルケアや高齢の親と無職や障がいのある子などが同居する8050問題、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化しており、従来の担当セクションごとのいわゆる「タテ割り」の支援だけでは対応が困難となり、総合的・重層的な相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築が必要となっています。

本市では、「なんでも総合相談センター」を設置し、専門的な資格を持ったスタッフが相談に応じることで、医療・介護・福祉と子育て・教育の2つの分野を中心に各種相談にワンストップで対応し、相談内容に応じて適切な関係部署・関係機関へつなぐなど、相談者に寄り添った切れ目のない支援を行っています。

また、令和6年度からは本市の包括的支援体制の整備を推進するため、「重層的支援体制整備事業」を本格的に実施し、高齢、障がい、子ども、生活困窮などにおける複雑・複合化した支援ニーズに、異なる専門分野が層を成して連携・協力しながら支援を行っており、具体的な取り組み内容は「重層的支援体制整備実施計画」に記載します。

今後も重層的支援体制整備事業の推進に取り組み、多職種による連携や多機関の協働を図り、地域住民の重層的な課題や支援ニーズへの対応ができる体制整備に努めます。

#### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇身近な相談場所を知り、相談事や困った事があるときは、一人で抱え込まず相談します。
- ◇地域で課題を抱えている方がいれば、身近な相談窓口につなげます。

#### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇複合的な課題を抱える人に対し、関係機関や支援団体と協働し、途切れのない支援を推進します。
- ◇地域住民の困りごとや心配事に対して「ふれあい福祉相談」を継続設置し、日常生活をより良く送ってもらうための支援を行います。

❖市が取り組むこと❖

- ◇市民からの様々な相談に対し、医療、介護、福祉、子育て、教育に関する専門の資格を持った相談員を総合相談窓口に配置し、市民の悩みや困りごとに寄り添い早期解決を支援します。
- ◇相談窓口が市民に身近なものになるように、出張相談会等を実施します。
- ◇属性・世代を問わない相談・地域づくりのため「重層的相談体制整備事業」に取り組みます。
- ◇ひきこもりを始めとした孤独・孤立などの問題等へもこちらから出向くアウトリーチ型対応をさらに強化するとともに、同じような経験のある相談員が相談に応じるピアカウンセリングも引き続き継続していきます。
- ◇介護や子育て、障がいの分野等の活動を行っている民間団体に場所を提供し、官民連携による重層的な市民ケア体制を構築します。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
地域包括支援センター (再掲)	高齢者の総合相談窓口として、専門的な支援を行うとともに、介護・福祉・保健・医療の関係者や住民とともに地域のネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。	健康長寿課
基幹相談支援センター (再掲)	障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう様々な相談に専門職員が対応します。また、各関係機関の相談員と連携し支援の輪を広げ、地域のネットワークづくりを推進します。	障がい福祉課
延岡市子育て支援 総合拠点施設 (再掲)	子育て家庭が気軽に来館し、遊びや学びの機会を通して、交流を深められるような施設運営を行います。また、施設のスタッフは、子育て中の保護者が抱える様々な課題や悩みの相談にも対応します。	こども保育課
延岡市消費生活センター	多重債務をはじめ、悪質な訪問販売や特殊詐欺等の消費者トラブルについて気軽に相談できる窓口として対応し、関係機関と連携しながら問題解決につなげていきます。	男女共同 参画推進室
ふれあい福祉相談	市民の日常生活の中で発生する生活や福祉等のあらゆる問題等が気軽に相談できる窓口として対応し、問題解決につなげていきます。	社会福祉協議会
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、それぞれの担当地区で、地域住民の心配ごとや困りごとの相談に応じています。子どもに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しており、それぞれの相談内容に応じて、課題が解決できるような支援への「つなぎ役」としての役割も担いながら、地域の見守りを行います。	総合福祉課 社会福祉協議会

□取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
なんでも総合相談センター 相談件数	2,395件 (令和6年度相談件数)	2,400件

□連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課
延岡市こども計画	こども保育課

❖なんでも総合相談センター❖

令和元年10月より市役所2階に設置しています。

医療、介護、福祉、子育て、教育に関する専門の資格を持った相談員を配置し、市民の悩みや困りごとに寄り添い切れ目のない支援をしています。



施策の取組 3-(1)-② 各種相談機関の強化



□現状と今後の取り組み□

福祉制度は、高齢者・障がい者・子どもといつてもいわゆる縦割りで整備されており、各分野での相談支援は充実していますが、課題が複合化している場合には、一つの分野の福祉サービスだけでは課題解決に結びつかない場合があります。

また、地域住民が抱える生活課題や、どこにも相談できずに困っている内容について、相談の窓口もわからず、長期間解決できずにいる場合もあります。

複雑化・多様化する地域生活課題に対し、様々な専門相談機関が積極的に連携する体制や相談技術の向上に向けた取り組み等を行い相談機関の強化を図ります。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇身近なところで困っている方や世帯がいることを把握します。
- ◇様々な地域生活課題に対応できる相談窓口や専門機関を知り、理解を深めます。
- ◇自分たちで解決できない地域生活課題を見つけたら、相談窓口や専門機関につなげます。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇様々な分野の相談窓口における職員の資質と相談技術の向上を図ります。
- ◇福祉サービスの紹介や地域福祉・ボランティア活動を推進し、地域の生活課題を把握して関係機関と連携します。

❖市が取り組むこと❖

- ◇高齢者や障がい者、子育て、消費者被害等、様々な分野の相談窓口について、相談支援のスキルアップを図り、機能を強化します。
- ◇地域包括支援センターや子育て支援総合拠点施設、基幹相談支援センター等の制度を超えた連携体制の充実に努めます。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
地域包括支援センター (再掲)	高齢者の総合相談窓口として、専門的な支援を行うとともに、介護・福祉・保健・医療の関係者や住民とともに地域のネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。	健康長寿課
基幹相談支援センター (相談支援事業所) (再掲)	障がいのある方が地域で安心して生活ができるように様々な相談に専門職員が対応します。また、各関係機関の相談員と連携し支援の輪を広げ、地域のネットワークづくりを推進します。	障がい福祉課
延岡市子育て支援 総合拠点施設 (再掲)	子育て家庭が気軽に来館し、遊びや学びの機会を通して、交流を深められるような施設運営を行います。また、施設のスタッフは、子育て中の保護者が抱える様々な課題や悩みの相談にも対応します。	こども保育課
延岡市消費生活センター (再掲)	多重債務をはじめ、悪質な訪問販売や特殊詐欺等の消費者トラブルについて気軽に相談できる窓口として対応し、関係機関と連携しながら適切な問題解決につなげていきます。	男女共同 参画推進室
自立相談支援事業 (再掲)	延岡市社協内に経済的な問題を抱え生活に困窮している方の相談窓口を開設し、課題の把握や訪問支援など包括的かつ継続的な相談支援を提供し、その自立を図ります。  また、「広報のべおか」や市のホームページで相談窓口の周知強化を図り、相談しやすい環境整備に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
行政等における 相談支援事業所向け研修	1回	1回

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課
延岡市こども計画	こども保育課

### 《施策の方向》 (2) 多分野の連携によるネットワークの形成

#### 施策の取組 3-(2)-① 保健・医療・介護・福祉の連携強化



##### □現状と今後の取り組み□

令和22年(2040年)に団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢化率がピークに達すると予測されていることを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいるところです。

このため、高齢者の総合相談窓口としての機能を担っている地域包括支援センターとの連携をはじめ、延岡市医師会等の医療関係団体や介護、福祉関係団体とのさらなる連携強化を図る必要があります。

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけではなく、保健・医療・教育など多岐の分野にわたっているため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、町内会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めるとともに、施策の推進にあたります。

障がいのうち、生活習慣病や乳幼児期における疾病等に起因する障がいは、高齢化等に伴い、障がいが重度化・重複化する傾向があります。障がいの原因となる傷病の予防のためには、健康診査・健康相談等の推進による早期発見・保健指導に努め、障がい福祉サービスと連携した保健・医療サービスの提供体制の充実を図る必要があります。また、医療的ケアが必要な障がい児・者やその家族が、地域において必要な支援が円滑に受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育・災害支援等関連機関と課題や対応策について意見交換や情報共有を図ります。

##### ❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇抱える課題が複雑化する前に、適切な関係機関等に相談するよう努めます。
- ◇保健・医療・介護・福祉のそれぞれの役割を理解し、自助・共助による地域での支え合いに努めます。

##### ❖市社協が取り組むこと❖

- ◇地域とのネットワークづくりに取り組むとともに、地域の互助力の強化を図ります。
- ◇地域のニーズを把握し、新たな社会資源の創設、活動支援に努めます。
- ◇関係機関との連携を強化し、介護予防を推進します。

##### ❖市が取り組むこと❖

- ◇医療職・介護職関係者からの相談に対して、各関係機関と連携しながら解決に努めます。
- ◇相談受付窓口の役割や機能に関して、医療職・介護職関係者等に対する研修会の開催や情報発信に努めます。
- ◇相談対応、連携調整等については、総合相談機能を担っている地域包括支援センターや子育て支援総合拠点施設、基幹相談支援センター等との連携強化に努めます。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
<b>在宅医療介護連携支援センター事業</b>	<p>在宅医療と介護の連携を推進するため、以下の業務を実施します。</p> <p>①在宅医療・介護連携に関する相談受付・情報提供・連携支援を行います。</p> <p>②在宅医療・介護連携推進協議会及び同部会の設置・運営を行います。</p> <p>③医療・介護関係者向けの研修会、市民向けシンポジウム等を企画・開催します。</p>	健康長寿課
<b>地域包括支援センター（再掲）</b>	高齢者の総合相談窓口として、専門的な支援を行うとともに、介護・福祉・保健・医療の関係者や住民とともに地域のネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。	健康長寿課
<b>延岡市子育て支援総合拠点施設（再掲）</b>	子育て家庭が気軽に来館し、遊びや学びの機会を通して、交流を深められるような施設運営を行います。また、施設のスタッフは、子育て中の保護者が抱える様々な課題や悩みの相談にも対応します。	こども保育課
<b>基幹相談支援センター（相談支援事業所）（再掲）</b>	障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう様々な相談に専門職員が対応します。また、各関係機関の相談員と連携し支援の輪を広げ、地域のネットワークづくりを推進します。	障がい福祉課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
医療・介護関係向けの研修会、市民向け講演会の開催	〇件	2件

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
延岡市こども計画	こども保育課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課

施策の取組 3-(2)-② ICTの活用及び情報提供・発信の充実



□現状と今後の取り組み□

住民が生活するうえで抱える課題は、介護、子育て、障がい福祉、虐待やDVなど複数の分野にまたがっており、それらを解決するための各制度も多様化・複雑化しています。また、各種福祉サービスは利用者の選択が基本であり、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が期待されているため、各種サービス情報の公表は制度が健全に機能するための基盤となるものです。

そのため、利用者やその家族等が正しく情報を理解し、適切なサービスを活用できるよう、ICTの活用を含め、わかりやすい情報発信に努めます。

また、感染症などの流行時には、直接的な触れ合いや支え合いの活動が制限され、つながりが途絶えたり、支援ができない状況が想定されます。そのため、高齢者や支援が必要な方に対して、ICT等を活用しての集いや情報発信等の体制づくりについて、関係機関と連携して検討していきます。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◇広報誌や地域回覧等で周知される地域福祉活動について、積極的に参加します。
- ◇各種サービスの情報提供や情報把握の方法などについての理解に努めます。
- ◇乳幼児のいる子育て世帯は「のべおか子育てナビ」への登録を積極的に行います。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇地域福祉活動や福祉情報を、ホームページや広報紙を活用して発信していきます。

❖市が取り組むこと❖

- ◇各種サービスや事業所の情報などについてホームページや各地域包括支援センター、基幹相談支援センター、延岡市子育て支援総合拠点施設などを通じて提供します。
- ◇介護保険サービスのうち、事業所の自己評価・外部評価の実施が法令で定められているものについて、事業所に対して実施を徹底するよう指導します。
- ◇地域福祉活動に資する情報をホームページやLINE、Facebookで周知します。
- ◇手軽に情報を得られる環境づくりを推進します。
- ◇ICT等を活用した地域活動の体制づくりについて検討していきます。
- ◇視覚や聴覚に障がいのある方には、手話通訳や点字又は声による広報等を発行することにより情報の提供を行います。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
地域包括支援センター及び基幹相談支援センターの活動に関する周知	各センターの概要だけではなく、実際の活動内容についても、市のホームページや地域資源情報サイトなどを活用し、市民に広く情報発信を図ります。	健康長寿課 障がい福祉課
子育て情報の提供	妊婦や保護者が専用アプリに登録することで複雑な予防接種のスケジュール管理が手軽にできるほか、健診や感染情報、救急医療ダイヤル、子育て情報等の必要な情報を見ることができます。また、アプリを通して市から情報発信を行います。	こども保育課 地域医療政策課 おやこ保健福祉課
医療電話相談の活用推進	夜間休日など発熱や不意のケガなどで急を要する場合に電話による相談を受け付け、医療機関受診の要否や応急的な対応方法などのアドバイスを行います。	地域医療政策課
のべおか健康マイレージ事業	市民の健康維持・増進等を目的に、スマートフォンを活用したのべおか健康マイレージアプリを運用しています。アプリを活用しながら、市民の健康的な生活習慣の維持・向上を図るとともに、医療従事者の負担を減らし、地域医療を守ることにも繋げていきます。	健康長寿課
シニア向けスマートフォン教室の実施	国が進める「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて、市民がデジタル社会の利便性を享受できるよう、スマートフォンや行政が提供するアプリ等の基本的な操作方法等を学ぶ教室を実施します。	情報政策課

□連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課

❖のべおか健康マイレージアプリ❖

アプリでは、歩数に応じてポイントが毎日もらえるほか、測定結果の入力やアンケートへの回答、健康に関するイベントに参加することなどでもポイントがもらえます。

貯めたポイントは、のべおか COIN アプリで交換して1ポイント=1円で市内加盟店での買い物に利用できます。



『施策の方向』 (3) 社会福祉事業の健全な推進

**施策の取組 3-(3)-① 社会福祉法人による公益的な取り組みの推進**



□現状と今後の取り組み□

社会福祉法人（以下「法人」といいます。）による地域における公益的な取り組みは、平成28年の社会福祉法改正により法人の責務として規定され、公益性・非営利性を踏まえた法人の役割が明確化されました。

そのような中、法人には特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが求められています。市は法人を取り巻くこのような現状を受けて、延岡市社協と連携しながら法人による公益的な取り組みが一層推進されるよう積極的に支援します。

❖社会福祉法人（法人）が取り組むこと❖

- ◇地域住民との交流を通じて、地域ニーズを積極的に把握します。
- ◇延岡市社協・市と連携して地域の生活課題の解決に努めます。
- ◇実施する公益的な取り組みを地域に積極的に発信します。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◇制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える方々に対し、社会福祉法人と連携・協働しながら相談支援や一時的な経済的援助など、自立に向けた支援を行う「みやざき安心セーフティネット事業」の周知を図ります。

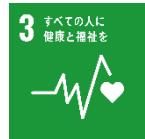
❖市が取り組むこと❖

- ◇法人の取り組みの状況を把握し、必要に応じて取り組み内容に関する助言を行います。
- ◇市外の関係機関（法人）等の取り組み内容の把握に努め、好事例の周知を図ります。

□実施項目□

実施項目	概要	担当課
好事例の周知	公益的な取り組みについて、全国の好事例の情報収集に努め、周知を図ります。	総合福祉課 社会福祉協議会
法人の取り組みに対する支援	法人の取り組みの状況を把握し、必要に応じて取り組み内容に関する助言等を行います。	総合福祉課

施策の取組 3-(3)-② 社会福祉従事者等に関する専門性の向上



□現状と今後の取り組み□

地域住民の抱える生活課題に対して、総合的なケアマネジメントを提供するために地域包括支援センターや基幹相談支援センターが設置されていますが、解決すべき生活課題は年々複雑化していることから、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

❖地域や住民が取り組むこと❖

- ◊自分や家族の生活課題解決に必要なサービスであるか検討します。
- ◊サービスを利用する際は、市や各種相談センターなどが提供する情報をもとにサービス事業者を選択します。

❖市社協が取り組むこと❖

- ◊外部研修へ参加し自己研鑽に努めるとともに、職場内の研修を積極的に実施し、各職員の専門性向上と能力開発を図ります。
- ◊公平・公正の立場でサービス事業所の情報提供を行います。
- ◊苦情解決に客觀性を確保するため、必要に応じて第三者委員を招集し、問題解決を図ります。
- ◊苦情解決セミナー等を通し、苦情対応へのスキル向上に努めます。

❖市が取り組むこと❖

- ◊研修等の様々な機会を通じて、ケアマネジャー等の資質向上に努めます。
- ◊利用者等がサービスを選択する際に必要な情報を提供します。

## 第4章 地域福祉の総合的な展開

### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
ケアプランの点検	<p>「ケアプラン点検マニュアル及び点検支援ツール」を活用し、ケアプランの点検を行い、自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行います。</p> <p>要支援者・要介護者の QOL の向上の実現のために、自立支援型地域ケア会議を定期的に開催し、より効果的な課題解決へと導きます。</p>	健康長寿課 介護保険課
第三者評価事業の推進	福祉サービス提供者に対して、第三者による評価を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。	おやこ保健福祉課 障がい福祉課
保育士等養成校支援事業	市内に誘致した保育士等養成校の運営を支援し、保育士不足の解消及び専門性の向上による子育て環境の充実を図ります。	こども保育課
連携会議の開催	市と市内 3箇所の基幹相談支援センターにおいて情報交換や事例検討等を行うことにより、支援の向上に努めています。	障がい福祉課

### □取組指標□

取組指標	現況値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
ケアプランの点検件数	45件	55件

### □連携する他課の計画□

計画名	担当課
ハートフルプラン21 (延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	介護保険課 健康長寿課 総合福祉課
延岡市こども計画	こども保育課
延岡市障がい者プラン	障がい福祉課



---

## 第5章 延岡市再犯防止推進計画

---

### 1 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、令和3年には568,104件と、平成14年のピーク時2,853,739件の5分の1の水準まで減少しています。

一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は、近年増加傾向にあり、令和3年には48.6%と5割近くに達しています。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢者や障がい者等の福祉的な支援を必要とする者も含まれ、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在しています。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続きを離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられています。

国においては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）が施行され、この法律の第8条において、国には、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し実施する責務が、地方公共団体には、再犯の防止等に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務が定められています。

宮崎県においては、県庁内の関係部局を始め、国の機関や関係団体等と連携しながら、犯罪をした人等を社会の構成員として復帰させるための体制づくりや、これらの人に対する県民の理解促進などの対策を実施していくことにより、宮崎県の再犯防止の推進を図るため令和2年度を初年度とする宮崎県再犯防止推進計画が策定されました。

このような背景を踏まえ、本市においても罪を犯した者の円滑な社会復帰に向けた支援・施策を計画し、犯罪や非行の未然防止に取り組み、誰一人取り残さない安心安全な地域社会をつくっていくことを目的として、延岡市再犯防止推進計画を策定します。

### 2 再犯防止推進計画の位置付け

本市においては、再犯防止推進法第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するため策定する「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包する形で策定します。

### 3 施策の方向

国の再犯防止推進計画及び宮崎県再犯防止推進計画を踏まえ、罪を犯した者が社会で孤立することなく円滑に社会復帰できる誰一人取り残さない安心安全な地域社会づくりのため、本市における再犯防止推進計画においては、以下の3点を重点課題として取組を推進していきます。



#### ① 社会復帰に向けた、居住や就労の確保

安定した就労ができないことや住居を確保できないことは再犯リスクを高める要因の一つと考えられます。罪を犯した者の安定した生活基盤を築くことを支援し再犯防止を推進します。

#### ② 関係機関との連携体制づくり推進および福祉サービス等の利用促進

罪を犯した者の社会復帰のためには、保護司や更生保護女性会、協力雇用主、更生保護施設、地域生活定着支援センター等、様々な関係機関との連携や、社会復帰に向けて適切な福祉サービス等につなげることが必要不可欠です。支援を提供する体制づくりを推進し、福祉サービス等の利用促進を図ります。

#### ③ 関係機関や団体と連携した積極的な啓発活動

罪を犯した者の社会復帰に向けて、地域の理解や協力も必要不可欠な要素です。関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発」等の積極的な啓発活動を推進します。

#### 4 具体的な取り組み

##### ① 社会復帰に向けた、居住や就労の確保

###### □現状と今後の取り組み□

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者も多く含まれます。

罪を犯した者が出所後に仕事や住まいを得て、安定した生活基盤を築くことができるよう、地域の関係機関と連携し就労や住居の確保に係る支援を行います。

###### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
就労の確保	■矯正施設出所者への就労支援として地域の多様な事業者に対する協力雇用主制度の周知や啓発に向けた検討。	総合福祉課 社会教育課
住居の確保	■生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施する生活困窮者自立支援事業の活用。 ■関係機関と連携し、矯正施設出所者の住まいの確保に向け、市営住宅の活用等の検討。	生活福祉課 社会福祉協議会 建築住宅課

##### ② 関係機関との連携体制づくり推進および福祉サービス等の利用促進

###### □現状と今後の取り組み□

犯罪をした者等の中には、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢者や障がい者等の福祉的な支援を必要とする者も含まれ、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在しています。

高齢者や障がい者等も含めた罪を犯した者への社会復帰に向け、支援を提供する体制づくりを推進し、必要な福祉サービス等の利用促進を図ります。

###### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
関係機関との連携体制づくり推進	■保護司会、更生保護女性会、地域生活定着支援センター、民生委員、社会福祉協議会、その他の関係機関との情報共有や連携体制の構築。	総合福祉課 社会教育課 社会福祉協議会
福祉サービス等の利用促進	■罪を犯した高齢者や障がい者に対し、地域包括支援センターや障がい者（児）基幹相談支援センター等と連携し、個々の状況に応じた福祉サービスの利用等を支援。	介護保険課 障がい福祉課 社会福祉協議会

### ③ 関係機関や団体と連携した積極的な啓発活動

#### □現状と今後の取り組み□

保護司や協力雇用主などの再犯防止に関わる民間協力者について認知度が低い状況があります。関係機関と連携し、様々な活動の周知・広報を推進します。

#### □実施項目□

実施項目	概要	担当課
積極的な啓発活動	<ul style="list-style-type: none"><li>■関係機関や団体と連携し、「社会を明るくする運動」や「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」、「再犯防止啓発」等の積極的な啓発活動。</li><li>■保護司会等の関係機関の広報活動への協力。</li><li>■保護司の人材確保に向けた情報発信や周知。</li><li>■再犯防止の取組を地域で実施している民間ボランティア等の情報発信。</li></ul>	総合福祉課 社会教育課

#### ❖延岡地区更生保護女性会の活動❖

更生保護女性会は、地域の犯罪予防活動、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。

こども食堂の活動、市内の保育園や幼稚園にマスコットを送る活動等も行っています。



## 5 計画の進捗管理

再犯防止推進計画の進捗管理と評価については、地域福祉計画の見直しに併せて行うこととします。今回位置付けた具体的な取組については成果指標を設けていませんが、計画期間中に、各取組について考察を行うこととし、第6期地域福祉計画策定時には、再犯防止推進計画独自の成果指標を位置付けるよう検討を進めています。

#### ◆宮崎県再犯防止推進計画の成果指標・目標値（参考）

【成果指標】新受刑者中の再入所者（※）数

基準値 42.7人（令和2年から令和4年までの平均値）

※犯行時の居住地が宮崎県である新受刑者中の再入所者数

目標値 36人以下（令和6年から令和10年までの平均再入所者数）

（上記基準値から15%程度の減少を目指します。）



---

重層的支援体制整備事業実施計画

---

## 1 計画の趣旨及び位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5に規定する、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定するものです。

重層的支援体制整備事業は、令和3年4月施行の改正社会福祉法において、市町村の任意事業として創設された事業であり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する以下の事業を一体的に実施することにより、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進するものです。

なお、本計画は、第5期延岡市地域福祉計画と一体的に策定するものであり、各分野の基本目標・基本方針等は、地域福祉計画第1章から第4章に記載のものを準用します。

事業	内容	地域福祉計画 施策の取組
<b>包括的相談支援事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機関のネットワークで対応する</li> <li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>	3-(1) 3-(2)
<b>参加支援事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	社会とのつながりを作るための支援を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る</li> <li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>	1-(1)～(3) 2-(1) 2-(4) 3-(2)
<b>地域づくり事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流・参加・学びを生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>	1-(1)～(3) 2-(1)～(4) 3-(3)
<b>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	支援が届いていない人に支援を届ける <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>	2-(1)～(4) 3-(1) 3-(2)
<b>多機関協働事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・支援機関の役割分担を図る</li> </ul>	3-(1) 3-(2)

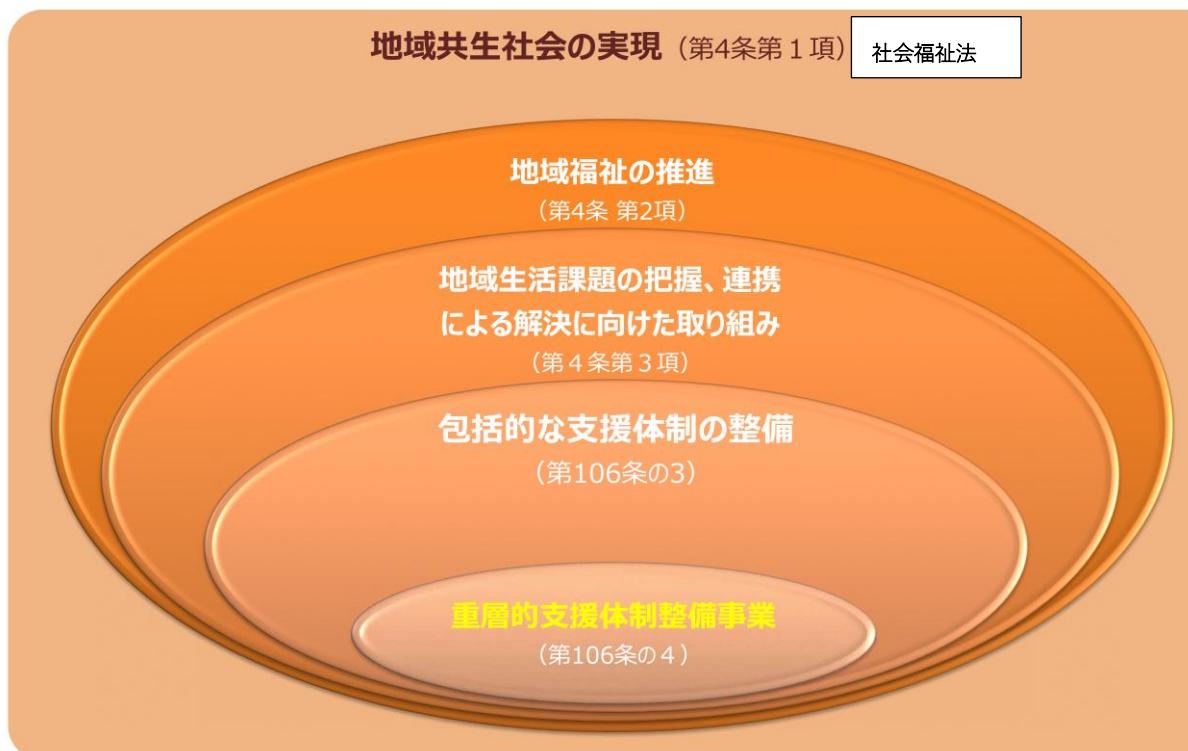
## 【包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ】

「重層的支援体制整備事業」は、「包括的な支援体制の整備」を実施するための手法の一つ

### 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

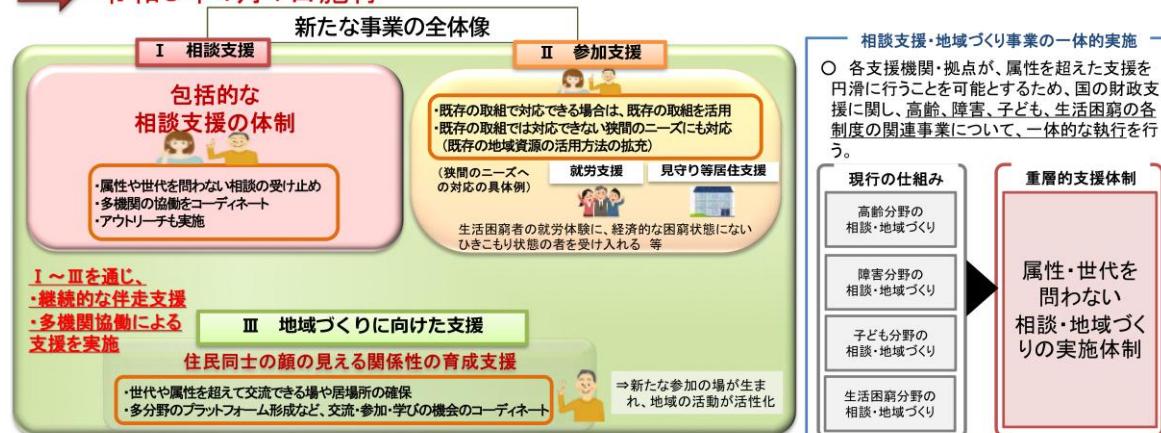


### 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

- 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
  - 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
  - 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

→ 令和3年4月1日施行



厚労省資料より

## 2 重層的支援体制整備事業と「なんでも総合相談センター」

本市では、重層的支援体制整備事業の開始に先行し、令和元年10月に「なんでも総合相談センター」を設置し、専門的な資格を持った相談員が「医療・介護・福祉」と「子育て・教育」の2つの分野を中心に各種相談にワンストップで対応し、相談者に寄り添った切れ目のない支援を行ってまいりました。

そのような中、令和3年度からは、国の重層的支援体制整備事業の移行準備事業を活用し、なんでも総合相談センターを重層的支援体制整備事業の中核である「多機関協働事業」として位置づけ、支援者支援に取り組むとともに、複雑化・複合化した課題に対しても、各支援機関と連携のうえ、その解決に向けて支援を行ってきており、令和6年度には本格実施を開始したところです。

そのような背景を踏まえ、これまで以上に、関係機関との連携強化を図るとともに、既存の取組や新たな取組を活用した包括的な支援体制を構築しつつ、これまで同様、「寄り添い、適切な支援機関へつなぐ」なんでも総合相談センターの機能の強化・充実も進めてまいります。

### 3 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制

#### (1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号 イ～二）

- ・高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野毎の支援機関において、相談者の属性・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、相談者の抱える問題を整理し、利用可能な福祉サービス等の提供のための調整及び適切な支援機関へのつなぎ等を実施します。
- ・単独の支援機関だけでの対応が困難な場合は、多機関協働事業を活用するなどして、各支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

#### 【実施体制】

分野	実施事業	実施機関	機関数	実施方式	所管課	市の事業名
高齢	地域包括支援センターの運営 (第1号のイ)	地域包括支援センター	11	委託	健康長寿課	地域包括支援センター設置運営事業
障がい	相談支援事業 (第1号のロ)	基幹相談支援センター (北部・南部・西部)	3	委託	障がい福祉課	地域生活支援拠点等整備事業
子ども	利用者支援事業 (第1号のハ)	延岡子育て支援センター おやこの森 (基本型)	1	委託	こども保育課	児童福祉サービス利用者支援事業
		延岡市子育て支援総合 拠点施えんキッズ (基本型)	1	委託		
		こども保育課 (特定型)	1	直営		〃(職員給与費)
		こども家庭サポートセンター (こども家庭センター型)	1	直営	こども家庭サポートセンター	こども家庭サポートセンター事業
		おやこ保健福祉課 (妊婦等包括相談支援事業型)	1	直営	おやこ保健福祉課	妊婦等包括相談支援事業
生活困窮	生活困窮者自立支援事業 (第1号のニ)	延岡市社会福祉協議会	1	委託	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業

#### ◆ 設置形態 ◆ 全て「基本型事業・拠点」

単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たします。

## (2) 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

- 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や家族のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりを築くための支援を行います。
- 支援対象者と支援メニューのマッチング後も支援対象者や受け入れ先へのフォローアップを行い、社会とつながり続けることを支援します。
- 支援対象者の課題やニーズを丁寧に把握し、それに応じた支援プランを作成します。
- 地域福祉の中核である延岡市社会福祉協議会と連携の上、取り組んでまいります。

### 【実施体制】

実施する事業	実施機関	実施方式	所管課	実施内容
参加支援事業 (第2号)	延岡市社会福祉 協議会	委託	なんでも総合相談センター	<p>(職員配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会 職員1名を配置</li> </ul> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加支援事業支援プラン作成</li> <li>・地域資源の発掘</li> <li>・地域資源とのマッチング</li> <li>・マッチング後のフォローアップ</li> <li>・地域資源のリスト作成(見える化)</li> <li>・新たな居場所づくり (発掘・調査・検討)</li> </ul>

## (3) 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

- ・高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて市民が交流、参加できる場づくりを行うとともに、個々のニーズに合わせて居場所や活動につなぐコーディネートを行います。
- ・第2層の生活支援コーディネーターが主体となり、各分野の既存の地域づくりの取組との連携、企業や地域コミュニティ等との協力促進に向けた関係者同士で顔の見える関係づくりの構築と、市民や地域の多様な活動・資源とのつながりが生まれる環境整備を行います。

## 【実施体制】

分野	実施事業	実施機関	実施 か所数	実施 方式	所管課	市の事業名
高齢	地域介護予防活動支援事業 (第3号のイ)	健康長寿課	一	直営	健康長寿課	・地域介護予防活動支援事業 ・介護支援ボランティア事業
—	生活支援体制整備事業 (第1層・第2層生活支援コーディネーターの配置) (第3号のロ)	健康長寿課	第1層 1か所	直営	健康長寿課	生活支援体制整備事業
		社会福祉法人等	第2層 11か所	委託		
障がい	地域活動支援センターの運営 (第3号のハ)	地域活動支援センター(I型) R7.9.30閉所	1か所	委託	障がい福祉課	地域活動支援センターI型事業
		地域活動支援センター(基礎的事業)	2か所	補助		地域活動支援センターIII型事業
子ども	地域子育て支援拠点事業 (第3号の二)	延岡子育て支援センターおやこの森 恒富保育所子育て支援室 まちなかキッズホーム 延岡市子育て支援総合拠点施設えんキッズ	4か所	直営 ・ 委託	こども保育課	地域子育て支援拠点事業
生活困窮	生活困窮者のための地域づくり事業 (第3号)	総合福祉課	一	直営	総合福祉課	—

## (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- 既存のサービスの活用が困難な課題を抱える世帯など、支援対象者の状況に応じて、関係機関と連携し、訪問等により本人、家族等との信頼関係を構築します。
- 継続的な支援を通して適切な支援につなぎ、その後も見守りや伴走支援を行います。
- 本人、家族の支援において、関係機関と連携が必要な場合は、多機関協働事業を活用し、プラン作成するなどして支援体制を整えます。
- 地域福祉の中核である延岡市社会福祉協議会と連携の上、取り組んでまいります。

## 【実施体制】

実施する事業	実施機関	実施方式	所管課	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第4号)	延岡市社会福祉協議会	委託	なんでも総合相談センター	<p>(職員配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会 職員1名を配置</li> </ul> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アウトリーチ等継続的支援事業 プラン作成</li> <li>支援対象者への働きかけ</li> <li>伴走支援</li> <li>包括、基幹等の相談支援機関が把握していないが支援が必要な方について実態把握を行い支援につなげる</li> </ul>

## (5) 多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

- 複雑化・複合化した問題を抱え、様々な課題の解きほぐしが求められるケース支援の調整役となる相談支援包括化推進員をなんでも総合相談センターに配置し、なんでも総合相談センター相談員とともに、支援機関の抱える課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といったケース支援全体の調整機能及びサポートの役割を果たします。
- 相談支援包括化推進員は、支援関係機関と連携しながら、重層的支援会議や支援会議を開催し、様々な課題の解きほぐしや核支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった全体の調整機能を果たすとともに、必要に応じて包括的な支援プランを作成し、支援状況の進捗管理を行います。
- なんでも総合相談センターが中心となって、各分野の支援関係機関の顔の見える関係づくりを進めるとともに、情報共有の体制づくりや、支援者間の連携強化、支援者の対応力向上のための研修等を実施します。
- 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」についても、委託先の社会福祉協議会と緊密な連携を図り、一体的に取り組んでまいります。
- 重層的支援体制整備事業における特徴的な支援ニーズの一つである、「ひきこもり」の課題に対し、令和6年度より「ピアカウンセリング（同じような経験を持つ相談員が相談に応じるもの）」を多機関協働事業として実施しています。
- 相談窓口が市民に身近なものになるように、出張相談会等を実施します。

### 【実施体制】

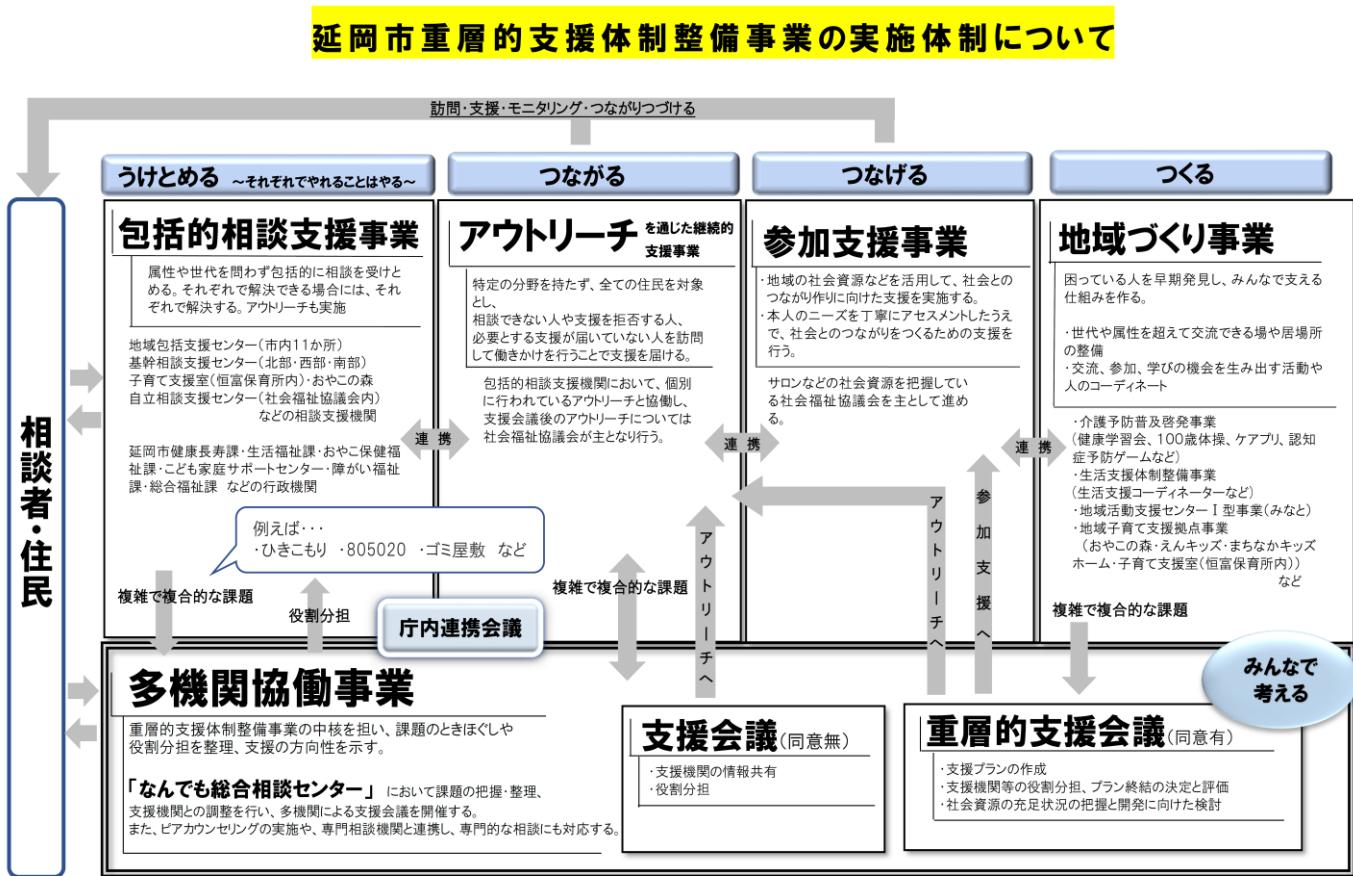
実施する事業	実施機関	実施方式	所管課	職員配置
多機関協働事業 (第5号)	なんでも総合相談センター	直営	なんでも総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援包括化推進員 職員 2名 (※令和7年度体制)</li> <li>なんでも総合相談センター相談員 5名（雇用状況により変動あり）、事務職員 1名（※令和7年度体制）</li> </ul>

## 重層的支援体制整備事業実施計画

会議名	内容
重層的支援会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意に基づき、支援関係機関で支援方針の検討や役割分担を行います。多機関協働事業等のプランを作成し、支援の進捗状況に応じてプランの再策定、終結時等の評価を行います。</li> </ul>
支援会議 (第106条の6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意がない場合にも、緊急性がある場合や早期に支援体制を整える必要がある事例について、守秘義務を設け、支援関係機関で情報共有や支援体制の検討を行います。</li> </ul>
庁内連携会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内各課室の連携・情報共有をはかる目的に開催。事業の実績報告及び評価・見直しなどを行います。</li> </ul>
ケース検討会 (支援会議の制度を利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務を課した支援会議の制度を利用し、主に健康福祉部の職員が、重層的支援対象者になりうる困難ケースを持ち寄り、検討会を行います。</li> <li>他課室の職員と合同でケース検討を行うことで、支援に行き詰っているケースの解決を目指すとともに、各分野の連携体制の強化や担当職員の負担感の軽減、対応力の向上を図ります。</li> <li>検討会を定期的に開催することにより、担当職員が他課室へ相談することの心理的負担感を減らし、相談しやすい関係づくりを行います。</li> </ul>
その他の事業	内容
研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所内外の各分野の支援関係機関の顔の見える関係づくりを進めるとともに、情報共有の体制づくりや、支援者間の連携強化・支援者の対応力向上を目的とした研修等を実施します。</li> </ul>
事業周知チラシの作成 (参加支援事業と協働で行う)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層事業の周知や関係機関の情報共有を図るため、チラシを作成し配布します。</li> <li>事業の概要や相談先、地域資源を掲載することで、今まで支援の届かなかつた人へアプローチを行います。</li> <li>重層事業の周知を通して自治会などの地域の組織や団体、企業等へ働きかけを行うことにより、包括的な支援体制の必要性についての意識の醸成を図り、相談につながりやすい地域づくり、新たな地域資源の発掘・新設につなげます。</li> </ul>

## 重層的支援体制整備事業実施計画

## 【実施体制のフロー図】



## なんでも総合相談センター作成 (R7.6)

## 4 計画期間と進捗管理・評価

本計画の期間は、地域福祉計画・地域福祉活動計画に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

本計画に記載する重層的支援体制整備事業の進捗管理と評価については、本計画で設定した評価指標に基づき、重層的支援体制整備事業庁内連携会議において毎年度検証を行います。また、事業の進捗を踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。本計画に記載する年度毎に実績に対する評価を行い、改善点等がある場合は、取組の見直しを行います。

指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
(重層事業の実施により) 重層事業全体の理解が深まり、業務に活かせていると感じる支援者の割合	80%	85%	90%	95%	100%
(重層事業の実施により) 関係機関と連携がしやすくなつたと感じる支援者の割合	80%	85%	90%	95%	100%
(重層事業の実施により) 支援の孤立感や負担感の軽減につながったと感じる支援者の割合	70%	75%	80%	85%	90%
(重層事業の実施により) 複雑・複合的な課題を抱えるケースへの対応力が向上したと感じる支援者の割合	80%	85%	90%	95%	100%
(重層事業の実施により) 参加支援事業またはアウトリーチ等継続支援事業につながった者の件数	30件	—	—	—	増加

※令和7年度に実施したアンケートや、令和7年度の実績をもとに目標を設定